

杉並区国民保護計画



平成19年3月
平成28年2月改定



杉並区

杉並区国民保護計画策定の基本的な考え方

区民の安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを進めることは、区民にもっとも身近な基礎的自治体の責務である。そのため、これまでも区民の安全・安心を高めるために防災対策などに力を傾注してきた。

しかし、これまでの取り組みは、防災面では地震や水害など自然災害への備えが中心であった。このため、大規模な災害やテロなど、人為的な危機への対応については不十分といわざるを得ない。

自然災害への対応とあわせ、こうした人為的な危機への対応体制を構築し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要がある。

人為的な危機として、平成 16 年に制定された国民保護法は、武力攻撃や大規模テロなどを挙げ、それに対して国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう対応を求めている。

無論、外交等による平和への取り組みは重要だが、こうした努力のみでは国民の安全を確保できる保障はない。危機が発生したときに機敏に対応し、区民の生命・身体・財産を守る対策は必要であり、国民保護法に基づく区としての計画策定は人為的な危機への対応として欠かせない。

以上のような認識のもとに、以下のような基本的な考え方に基づき杉並区国民保護計画を策定する。

第一に、国の想定する武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急対処事態が発生若しくは発生するおそれのあるときに、住民の生命・身体・財産と暮らしを守ることを目的とした国・東京都・近隣自治体と一体性を保った計画とする。

第二に、防災市民組織の協力や防災訓練との有機的な連携、資機材の活用、効果的な災害対応体制の構築等、杉並区地域防災計画との関連性が強いことから、可能な限り同計画と整合性を図る計画とする。

そして第三に、国民保護法が発動される武力攻撃や大規模テロ等の事態認定の前にも、いち早く的確かつ迅速に対応し、住民の安全・安心を守ることのできる計画とする。

これらのことから、杉並区が事態への第一対応者として実効性を発揮できるよう、初動体制を重視し、事態発生の時系列に沿った具体的な対応計画として策定するものである。

目次

杉並区における国民保護措置の全体像と杉並区国民保護計画の構成	1
第1編 総論.....	3
第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等.....	4
1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ	4
2 区国民保護計画の構成	4
3 区国民保護計画の見直し、変更手続き	5
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	6
第3章 関係機関の事務・業務の大綱	8
第4章 区の地理的・社会的特徴	12
1 地理的特徴	12
2 社会的特徴	13
3 地理的特徴・社会的特徴を踏まえた課題	17
第5章 区国民保護計画が対象とする事態	19
1 武力攻撃事態.....	19
2 緊急処理事態.....	20
3 NBCを使用した攻撃	22
4 本区が想定した事態例	23
5 本区における避難の方法のパターン	23
第2編 事態認定前における初動対処.....	29
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	30
1 武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡があった場合の対応	30
2 区危機管理対策本部又は区災害対策本部の設置等	32
3 区危機管理／災害対策本部における初動措置	35
4 区対策本部への移行に関する調整.....	42
第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処	43
1 危険物質を有する施設への攻撃	43
2 大規模集客施設等への攻撃	43
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	44
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	45
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	46
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	46

第3編 武力攻撃事態等への対処	49
第1章 区対策本部の設置等	50
1 区対策本部の設置	50
2 通信の確保	57
3 区対策本部における広報等	57
4 特殊標章等の交付	58
5 国民の権利・利益の救済に係る手続き	59
第2章 関係機関相互の連携	60
1 国・都の対策本部との連携	60
2 警視庁・東京消防庁との連携	60
3 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	60
4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
5 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	61
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
7 区で行う応援等	62
8 防災市民組織等に対する支援等	63
9 住民への協力要請	64
第3章 警報の伝達等	65
1 警報の内容の伝達及び通知	65
2 警報の内容の伝達方法	66
3 警報の解除の伝達	67
4 緊急通報の伝達及び通知	68
第4章 武力攻撃災害への対処	69
第1 武力攻撃災害への対処	69
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	69
2 武力攻撃災害の兆候の通報	69
3 被災情報の収集及び報告	69
第2 応急措置等	72
1 退避の指示	72
2 警戒区域の設定	75
3 応急公用負担等	76
4 消防に関する措置等	77
第3 生活関連等施設における災害への対処等	79
1 生活関連等施設の安全確保	79
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	79
第4 NBC攻撃による災害への対処等	80
第5章 避難住民の誘導等	84
1 避難の指示の伝達	84

2	避難実施要領の策定	86
3	避難住民等の誘導	91
第6章	救援	95
1	救援の実施	95
2	関係機関との連携	95
3	救援の程度及び方法の基準	95
4	救援の内容	96
第7章	安否情報の収集・提供	109
1	安否情報の収集	109
2	都に対する報告	111
3	安否情報の照会に対する回答	111
4	日本赤十字社に対する協力	112
第8章	災害時要配慮者の避難・支援	113
1	災害時要配慮者の避難	113
2	災害時要配慮者の支援	114
第9章	他地域からの避難住民等の受入れ	116
1	受入れ態勢の整備	116
2	避難住民等の誘導への協力	116
3	避難住民等の救援の協力	116
4	避難住民等の安否情報の収集・提供	117
第10章	保健衛生の確保その他の措置	118
1	保健衛生の確保	118
2	廃棄物の処理	119
第11章	国民生活の安定に関する措置	120
1	生活関連物資等の価格安定	120
2	避難住民等の生活安定等	120
3	公共的施設の適切な管理	121
第4編	緊急対処事態への対処	123
第1章	緊急対処事態	124
1	緊急対処事態における緊急対処保護措置	124
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	124
3	本区の特性を踏まえた緊急対処事態の事態例	125
4	緊急対処事態に関する読替え	125
第2章	緊急対処事態の事態認定前における初動対処	126
第3章	緊急対処事態の事態認定後における対処	127
1	緊急対処事態における警報の伝達	127
2	区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合の対処	127

3	区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合の対処	127
第5編	復旧等	129
第1章	応急の復旧	130
1	基本的考え方	130
2	輸送路の確保に関する応急の復旧	130
第2章	武力攻撃災害の復旧	132
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	133
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	133
2	損失補償及び損害補償	133
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	133
第6編	平素からの備え	135
第1章	組織・体制の整備等	136
第1	区における組織・体制の整備	136
1	各部局における平素の業務	136
2	区職員の参集基準等	139
3	現地連絡調整所の運営等に関する協議	142
4	平時における警戒	142
5	消防の初動体制の把握等	143
6	防災市民組織等との連携	143
7	国民の権利利益の救済に係る手続等	145
第2	関係機関との連携体制の整備	145
1	基本的考え方	145
2	都との連携	146
3	近隣自治体との連携	147
4	指定公共機関等との連携	147
5	事業所に対する支援	148
6	大規模集客施設等との連携	149
7	大学及び研究機関等との連携	149
8	区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化	149
9	危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備等	149
10	防災市民組織等に対する支援	150

第3章 通信の確保.....	151
1 通信連絡系統.....	151
2 通信体制の確保等.....	152
第4章 情報収集・提供等の体制整備.....	154
1 基本的考え方.....	154
2 警報等の伝達等に必要な準備.....	156
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	157
4 被災情報の収集・報告に必要な準備.....	158
第5章 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備.....	159
第6章 研修及び訓練.....	159
1 研修.....	159
2 訓練.....	160
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	162
1 避難に関する基本的事項.....	162
2 避難実施要領のパターンの作成.....	164
3 救援に関する基本的事項.....	164
4 輸送体制の整備等.....	165
5 避難施設の指定への協力.....	167
6 災害時要配慮者の避難への備え.....	168
7 生活関連等施設の把握等.....	171
8 医療救護体制の整備.....	172
第3章 物資及び資材の備蓄、整備.....	174
1 区における備蓄.....	174
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	175
第4章 国民保護に関する啓発.....	176
1 国民保護措置に関する啓発.....	176
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	177
3 昼間住民への啓発.....	177
4 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発.....	177
参考 用語集.....	179

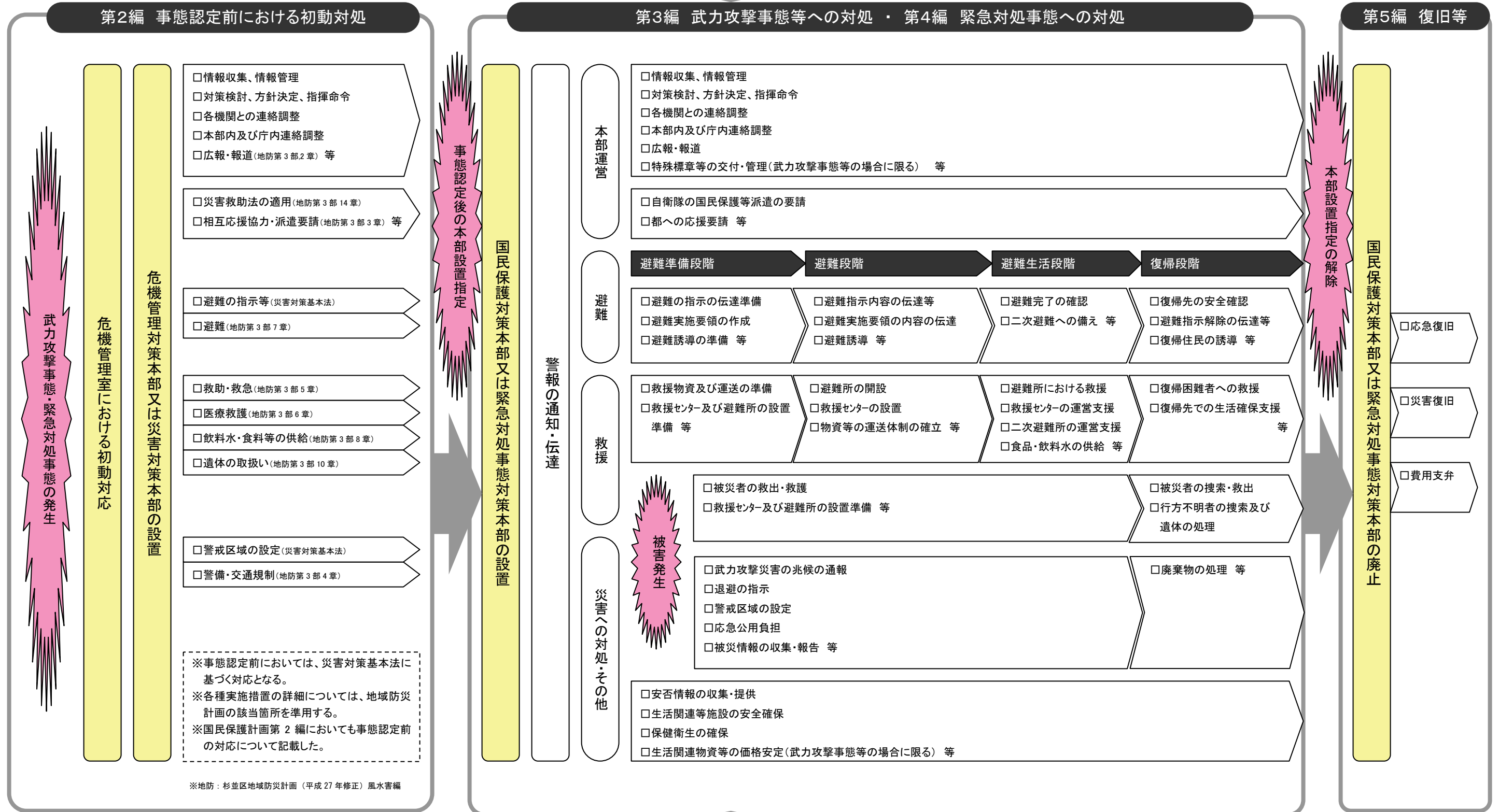
杉並区における国民保護措置の全体像と杉並区国民保護計画の構成

第1編 総論

第2編 事態認定前における初動対応

第3編 武力攻撃事態等への対応 ・ 第4編 緊急対応事態への対応

第5編 復旧等



第6編 平素からの備え

第1編 総論

		頁
第1編 総論		3
	第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
	第3章 関係機関の事務・業務の大綱	8
	第4章 区の地理的・社会的特徴	12
	第5章 区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
	第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
	第1章 区国民保護対策本部の設置等	50
	第2章 関係機関相互の連携	60
	第3章 警報の伝達等	65
	第4章 武力攻撃災害への対処	69
	第5章 避難住民の誘導等	84
	第6章 救援	95
	第7章 安否情報の収集・提供	109
	第8章 災害時要配慮者の避難・支援	113
	第9章 他地域からの避難住民等の受入れ	116
	第10章 保健衛生の確保その他の措置	118
	第11章 国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急対処事態への対処		123
	第1章 緊急対処事態	124
	第2章 緊急対処事態の事態認定前における初動対処	126
	第3章 緊急対処事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
	第1章 応急の復旧	130
	第2章 武力攻撃災害の復旧	132
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
	第1章 組織・体制の整備等	136
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	174
	第4章 国民保護に関する啓発	176

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、杉並区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

（1）区の責務

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2）区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

（3）区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 区国民保護計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 事態認定前における初動対処
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急対処事態への対処
- 第5編 復旧等
- 第6編 平素からの備え

3 区国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、杉並区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 区国民保護計画の変更手続き

区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「知事」という。）に協議し、区議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携と情報交換

区は、国、都、近隣区市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から情報の交換を図るとともに検討の機会を設けるなどして相互の連携を図る。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、防災市民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者・障害者等への配慮及び外国人への国民保護措置の適用

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても安全の確保に十分に配慮する。

(9) 国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(10) 地域特性への配慮

区は、国民保護措置の実施に当たって、以下の地域特性に特に配慮する。

(本区の主な地域特性)

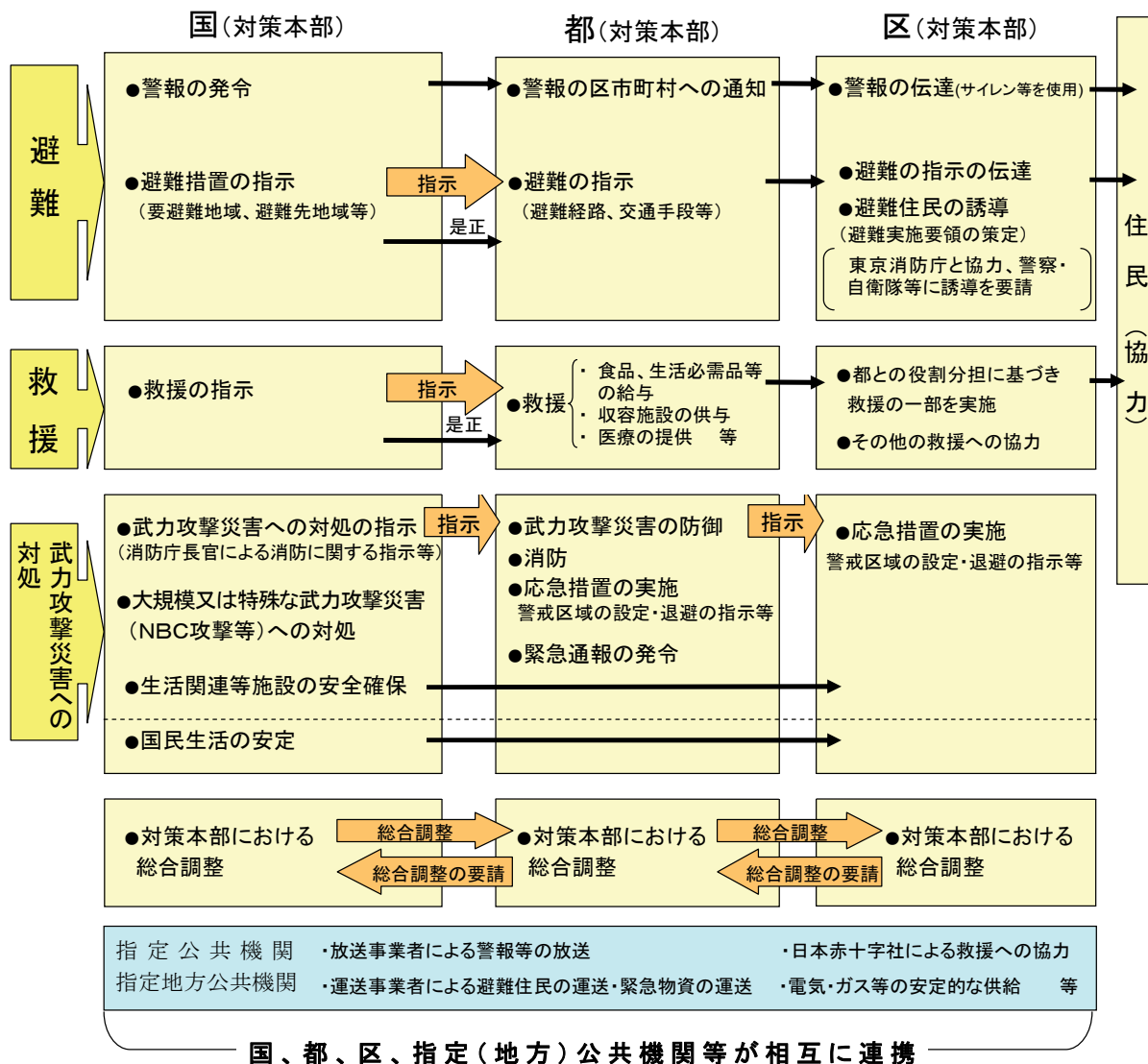
- ・中央線沿線（荻窪・高円寺・阿佐ヶ谷等）に人口密集地域が所在
- ・近隣に副都心である新宿区が存在
- ・鉄道ネットワーク（中央線、総武線、京王線、井の頭線、西武新宿線、丸ノ内線）
- ・集客施設（荻窪駅、荻窪ルミネ、荻窪タウンセブン等）の立地
- ・木造低層住宅密集地域の存在

→**第1編第4章2**参照（P13～P17）

第3章 関係機関の事務・業務の大綱

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区及び関係機関の役割や事務・業務の大綱について把握する。

【国民保護措置の全体の仕組み】



【国民保護措置の実施主体である主な関係機関】

- ・ 杉並区
- ・ 東京都
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 自衛隊
- ・ 指定公共機関
- ・ 指定地方公共機関

■ 杉並区

機関の名称	事務・業務の大綱
杉並区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区国民保護計画の作成 2 区国民保護協議会の設置、運営 3 区国民保護対策本部及び区緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 東京都

機関の名称	事務・業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都国民保護計画の作成 2 都国民保護協議会の設置、運営 3 都国民保護対策本部及び都緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 指定地方行政機関

機関の名称	事務・業務の大綱
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 （東京財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局 （東京支局）	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 （東京国道事務所）	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局 （東京運輸支局）	1 運送事業者との連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

■ 自衛隊

機関の名称	事務・業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

■ 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務・業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的・社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本区の地理的・社会的特徴等は、以下のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

本区は、東京 23 区の西端、北緯 35 度 40 分～44 分、東経 139 度 35 分～40 分に位置し、東は中野区、渋谷区、西は武蔵野市、三鷹市、南は世田谷区、北は練馬区に接している。また、副都心である新宿区が、中野区を隔てて近隣に存在する。

本区的面積は、34.06 km²で、東京 23 区中第 8 位の大きさである。

(2) 地形

本区の地形は、東西 7.51km、南北 7.16km で、概ね方形をなし、ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地で、西から東に向かって少しずつ低下している。区内の最も高い箇所は、善福寺三丁目 25・34 番付近で 54.3m あり、最も低い箇所は和田一丁目 22・23・29・31 番付近の 28.6m である。区の中央には善福寺川が西から東に貫流し、南端に神田川が、北には妙正寺川がいずれも東に向かって蛇行している。

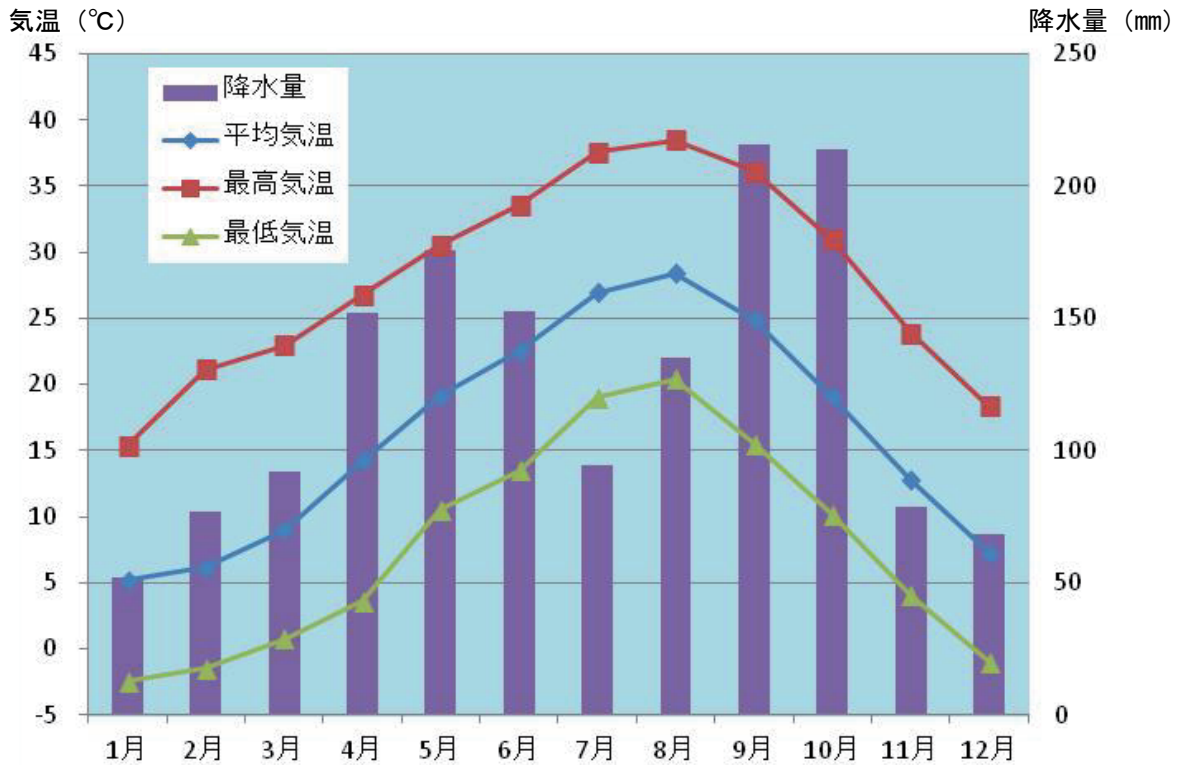
(3) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。近年はヒートアイランド化の影響により、年々気温が上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、本区では、過去 5 年間（平成 21 年～25 年）の年平均気温 16.3℃（1 月平均 5.2℃、8 月平均 28.4℃）、年平均降水量 125.60mm（1 月平均 51.9mm、9 月平均 215.7mm）である。

※ 杉並区統計書（平成 26 年版）

※ 平成 17 年 9 月 4 日には時間最大雨量 112 mm、総雨量 264 mm で床上浸水 1,201 件、床下浸水 669 件、土間上浸水 444 件、計 2,314 件という、区内で戦後 2 番目の被害が発生した。

【各月における気温の推移及び平均降水量（平成 21～25 年）】



2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

本区の人口は 552,645 人であり、世帯数は 308,979 世帯である。東京 23 区中第 6 位の人口規模を有しており、近年は東京 23 区の人口・世帯数ともに増加傾向にある。一方、1 世帯当たり人員は約 1.80 人である。また、人口密度は、1 km² 当たり 16,154 人である。地域別に見ると、荻窪・高円寺・阿佐谷等で人口密度が高い。

一般に大都市では、昼間人口が夜間人口を上回るが、本区では、昼間人口は約 43 万人であり、夜間人口約 55 万人を下回っている。本区の昼間人口指数（昼間人口／夜間人口×100）は平成 22 年時点で 87.4 と低い。また、区外への流出人口は約 17 万人、区外からの流入人口は約 10 万人であり、流出超過人口は約 7 万人となっている。

※ 人口、世帯数は平成 27 年 10 月 1 日現在（住民基本台帳登録数（外国人含む））

※ 昼間人口、夜間人口及び流出・流入人口は平成 22 年国勢調査結果

(2) 土地利用

平成 24 年における杉並区の宅地率は約 69.8% である。残りは、道路、公園及び農地等となっている。

※平成 26 年 3 月『すぎなみのまちの動き ―土地利用現況調査結果の分析―』から

(3) 交通

ア 道路

区内の道路延長は 683,027m(高速道路を除く)であり、管理者別にみると、国道 4,327m、都道 56,679m、区道 622,021m となっている。区道については、杉並区実施計画の定めるところにより舗装改修を行っている。

また、主要交差点の 1 時間当たり交通量(平日 12 時間の時間平均交通量)は、高円寺陸橋下で約 7.6 万台、上高井戸 1 丁目で約 7.9 万台となっており、その他にも四面道、環八井の頭、環八五日市等の交差点で交通量が多い。災害時には一層の渋滞が予想され、緊急車両の通行に支障を及ぼすおそれがある。

※ 道路に関する数値は平成 26 年 4 月時点

※ 交通量は平成 26 年 11 月調査値、警視庁交通部交通総務課「警視庁交通年鑑」
(平成 26 年版参照)

イ 橋りょう

区内の橋りょうは、河川に架かるもの、陸橋、歩道橋等を合わせ 221 橋あり、内訳としては、国道橋 12 橋、都道橋 72 橋、区道橋 113 橋、公園橋等 24 橋となっている。その他に高速道路・鉄道の連続橋がある。区管理橋りょうについては、橋りょう整備計画に基づき耐震補強工事を行っている。

ウ 鉄道

区内には、J R 東日本の中央線や総武線(4 駅)をはじめ、京王電鉄の京王線(1 駅)、井の頭線(6 駅)、西武鉄道の西武新宿線(3 駅)、東京メトロの丸ノ内線(5 駅)が運行している。

駅の 1 日平均乗降客数は、区内 19 駅のうち、J R 線と地下鉄のある荻窪駅が約 25 万人、以下、高円寺駅が約 10 万人、阿佐ヶ谷駅・西荻窪駅が 8 万 5 千人前後となっている。

※ 平成 25 年度調査

エ バス

区内では、関東バス、京王バス、西武バス、国際興業バス、小田急バス、都営バスが運行している。

1 日平均のバス乗車人員は、関東バスの荻窪線が約 1 万 2 千人、続いて、阿佐谷線が約 8,800 人、高井戸線が約 8,000 人となっている。

※ 平成 25 年度(杉並区統計書(平成 26 年版))

また、区は、区内の南北を結ぶバス『すぎ丸』を「けやき路線」「さくら路線」「かえで路線」の 3 路線で運行している。

それぞれの平成 26 年度における 1 日平均のバス乗車人員は、けやき路線が約 1,760 人、さくら路線が約 540 人、かえで路線が約 810 人である。

(4) 都市構造

ア 建物分布

建物構造別（耐火造、準耐火造、防火造、木造）の棟数では、防火造が最も多く全体の64.7%を占めている。次いで、準耐火造（18.7%）、耐火造（12.0%）、木造（4.6%）の順となっている。耐火造と準耐火造の棟数割合は増加する傾向にある。

平成8年からの推移をみると、木造が減少し、準耐火造が大きく伸びている。

※平成26年3月『すぎなみのまちの動き ー土地利用現況調査結果の分析ー』から

イ 市街地開発の状況

区は、全域が、都市計画法第7条第2項に規定する「市街化区域」である。大正12年9月の関東大震災以後、人口が急増し、宅地化が進んだ。鉄道の開設時期や土地区画整理事業などの基盤整備による市街地形成の経緯、さらには鉄道駅や幹線道路からの距離などにより、各々特徴ある市街地が構成されている。

土地区画整理事業が完了している北西部地域を除くと、全般的に道路基盤に改善すべき点が多く、木造住宅密集地区の解消や老朽マンションの建替えが、市街地整備の課題となっているところも少なくない。

一方、昭和60年ごろより、国の研究施設や企業グラウンドなどの跡地を活用し、防災機能を兼ね備えた1ha～4ha強の広さを持つ公園が幾つか供用を開始している。

ウ ライフライン施設

区分	普及率等	時期
水道	100%（普及率）	平成26年3月
下水道	ほぼ100%（普及率）	平成26年3月
ガス	342,291（メータ個数）	平成27年3月

エ 大規模集客施設及び大規模イベント

荻窪ルミネ、荻窪タウンセブンなどの商業施設や、杉並公会堂、セシオン杉並などの集客施設が存在する。毎日不特定多数の人々がショッピング、飲食、コンサート等に訪れ、利用している。

また、高円寺阿波おどり、阿佐谷七夕まつり等の大規模イベントがあり、区民のみならず多くの人々が訪れる。

オ 大学機関

本区には、明治大学、東京女子大学、女子美術大学をはじめとする大学機関が立地している。

区は、生涯学習や教育、文化、まちづくりなどの分野で区と大学が連携を深めることによって地域の発展や人材育成などを目指す目的から、区内の6つの大学・短大（明治大学、東京女子大学、高千穂大学、東京立正女子短期大学、立教女学院短期大学、女子美術大学・同短期大学）との間で「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定」を結んでいる。

カ 公園・緑地

区内には、都立公園3か所、区立公園・緑地272か所、区立児童遊園50か所、合わせて325か所の公園・緑地が存在する。公園緑地面積は1,127,349.96㎡、区民1人当たりの面積は2.05㎡である。

公園は、区民のレクリエーションの場としての機能のほかに、大規模なものは災害時における避難場所、救護スペースあるいは延焼を防止するオープンスペースとして、小規模なものは地域における防災活動の拠点として、防災上果たす役割は大きい。このため、区は、公園を防災都市づくりの一環として、杉並区みどりの基本計画の定めるところにより区民1人当たり5.0㎡の公園確保を目標に整備を進めている。

※ 平成27年4月時点

キ 河川

区内には、荒川水系に属する一級河川として、妙正寺川（延長1,150m）、善福寺川（延長8,460m）、神田川（延長8,060m）が流下しており、その総延長は約17.7kmである。

河川の改修状況は、昭和50年代までに1時間30mm降雨に対応する整備が完了している。現在、1時間50mm降雨に対応する河川整備（調節池整備及び流域対策を含めた将来計画は1時間75mm対応）が進められている。

（5）警察

本区には、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署が存在し、38の交番（駐在所含む）がある。

（6）消防

特別区の消防行政は、都が一体的に管理しており、本区には杉並消防署、荻窪消防署が存在し、10出張所がある。また、杉並消防団、荻窪消防団がある。

(7) 医療機関

本区に所在する病院は19院(ベッド数2,658床)、診療所は494院(ベッド数116床)、
歯科診療所は436院である。

そのうち、救急告示医療機関は9か所、災害拠点病院は荻窪病院・立正佼成会附属佼
成病院の2か所である。

(8) 防災対策に係る市民組織等

ア 防災市民組織等

本区には164の防災市民組織が組織されている(平成27年9月1日現在)。また、防
災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災
市民組織連絡協議会が設置されている。

近年では総合防災訓練への共同参加を通じて、消防団との連携を図っている。

防災市民組織は震災救援所において応急手当、救急搬送、避難住民等の管理、食料品
の給与等の各種救援活動の担い手として期待される。

イ 震災救援所運営連絡会

本区では、地域で活動する防災市民組織・町会・自治会・商店街・PTA・保育園・児童
館等が、平常時から防災を契機として有機的に結びつき連携の絆を強めていくことを目
的として、区立小中学校等65か所に震災救援所運営連絡会が組織されている。

震災救援所運営連絡会は、様々な組織及び団体から構成されるため、武力攻撃事態等
においても避難誘導や救援等、自律的な活動の担い手として期待される。

3 地理的特徴・社会的特徴を踏まえた課題

(1) 狭あい道路の存在

本区は都内でも有数の住宅密集地域が存在し、狭あい道路が多く、避難に困難が生じ
る可能性がある。杉並区の都市計画において道路の拡幅が重要な課題である。

(2) 木造住宅の密集

本区には阿佐谷・高円寺周辺や方南一丁目周辺を中心に木造住宅が多く存在するが、
武力攻撃事態等やテロ等が発生した場合に、災害状況によっては火災が延焼拡大し、大
規模火災につながる危険性をはらんでいる。杉並区の防災まちづくりの観点から建築物
の不燃化の推進が重要な課題となっている。

(3) 災害拠点病院の問題

本区に所在する災害拠点病院は、荻窪病院、立正佼成会附属佼成病院の2か所である。(他区の災害拠点病院数は、文京区5か所、新宿区7か所、隣接区である世田谷区、中野区、渋谷区、練馬区のうち世田谷区は3か所、中野区、渋谷区、練馬区は2か所)。

東京都の新たな災害医療体制に基づき、東京都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び区災害医療コーディネーターの緊密な連携による搬送体制の確保が重要な課題である。

(4) 夜間人口と昼間人口の関係

本区は都心部等の他地域に通う住民が多いため、夜間人口に比べて昼間人口は約9割にまで減少する。昼間時間帯に区内に残る住民は、高齢者や学生、主婦等が多いと考えられ、労働力世代(15~65歳)の人口減少率はより大きいと考えられる。このことは、昼間時間帯に武力攻撃事態等が発生した場合において、避難誘導や救援等の担い手として期待される数が少ないことを意味する。また、家族等との安否確認の需要が大幅に増加することや、保護者への小学生、子供園・保育園児等の引渡し等の問題も生じる。武力攻撃事態等において的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、平素からこのような状況を考慮しておく必要がある。

(5) 都市型水害への脆弱性

本区は、降雨時に雨水の河川への流出量が多く流達時間が短いことから、都市型水害が発生しやすい状況にある。降雨時に武力攻撃事態等が発生した場合、住民の避難行動に支障をきたすことが考えられる。都市型水害への対策として、また、武力攻撃事態等において的確かつ迅速に住民避難を実施する観点からも、平素から河川への流水を減らす方策を講ずることが重要な課題である。

(6) 公園・緑地の少なさ

本区の公園・緑地面積は依然として杉並区みどりの基本計画に定める整備目標に達していない。公園は、区民のレクリエーションの場としての機能のほかに、災害時における避難場所、救護スペース、延焼を防止するオープンスペース、地域における防災活動の拠点等として、防災上果たす役割は大きいことから、区内の公園・緑地を増やすことが重要な課題といえる。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器（N：核（物質）Nuclear、B：生物剤 Biological、C：化学剤 Chemical）等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

本計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

また、テロに迅速に対処するため、区は、特に、大規模な集客施設の管理者や事態発生時の現地での活動機関との連携協力の強化を図る。

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急処理事態に発展するおそれもあることから、都や関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

1 武力攻撃事態

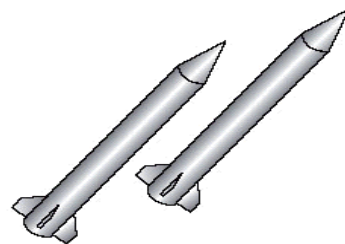
武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

区国民保護計画においては、武力攻撃事態として次の4類型を対象とする。

（1）弾道ミサイル攻撃

【特徴】

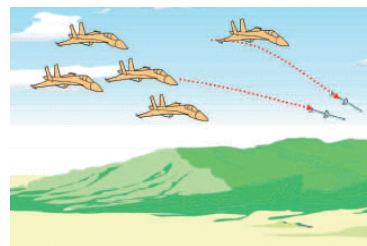
- ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。



（2）航空攻撃

【特徴】

- ・都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。



(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

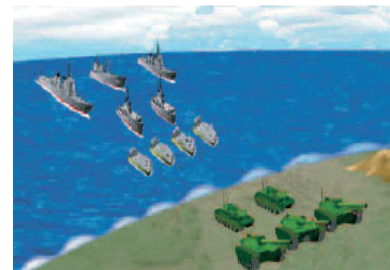
- 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。



(4) 着上陸侵攻

【特徴】

- 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。



2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

区国民保護計画においては、緊急対処事態として次の4類型を対象とする。

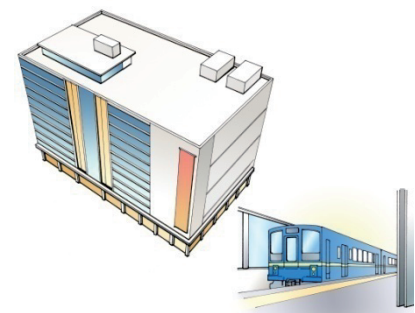
(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (大規模集客施設等への攻撃)

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

【事態例】

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破など

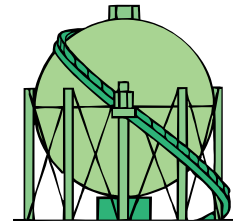


イ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (危険物施設等への攻撃)

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

【事態例】

- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破など



(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 (大量殺傷物質による攻撃)

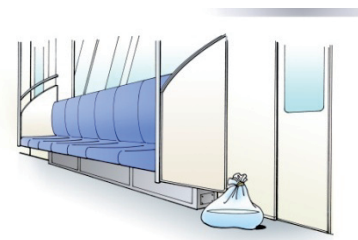
ダーティボム（放射性物質の拡散により、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）による攻撃の場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

生物剤による攻撃の場合、生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

化学剤による攻撃が屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

【事態例】

- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布など



イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(交通機関を破壊手段としたテロ)

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

【事態例】

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ



3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

【NBCを使用した攻撃】

種別	特徴
核兵器等 N Nuclear (核(物質))	<ul style="list-style-type: none">・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。・放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。・原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。
生物兵器等 B Biological (生物剤)	<ul style="list-style-type: none">・人に知られることなく散布することが可能である。・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
化学兵器等 C Chemical (化学剤)	<ul style="list-style-type: none">・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特が困難である。・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。・化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

4 本区が想定した事態例

区国民保護計画が対象とする武力攻撃事態 4 類型及び緊急対処事態 4 類型について、本区が想定した、11 の事態例について以下に示す。

また、変電所占拠・爆破テロによる区全域の大規模停電についても、今後の検討課題とする。

【本区が想定した 11 の事態例】

	事態類型	本区の特徴を踏まえた事態例
武力攻撃事態	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル攻撃
	航空攻撃	都心部（本区含まず）への空爆
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	武装勢力の立てこもり
	着上陸侵攻	都内複数区（本区含む）への侵攻・占領
都内複数区（本区含まず）への侵攻・占領		
緊急対処事態	大規模集客施設等への攻撃	ターミナル駅・列車の複数爆破テロ
		学校占拠・爆破テロ
	危険物施設等への攻撃	テロリストによる危険物施設の占拠・破壊
	大量殺傷物質による攻撃	駅地下通路での化学テロ
		集客施設における秘匿的な生物テロ
交通機関を破壊手段としたテロ	航空機ハイジャックによる自爆テロ	

5 本区における避難の方法のパターン

（1）基本的な避難の 3 パターン

区国民保護計画で考慮すべき基本的な避難のパターンとして、避難先・時間余裕・発生場所の観点から、以下の 3 つが考えられる。特に、区としては、諸外国の大都市等において大規模なテロが多く発生している状況を踏まえて、緊急対処事態の中でもパターン③のような対応を重視しておく必要がある。

パターン①：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態

パターン②：区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

パターン③：不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態

武力攻撃事態等が発生した場合の区の対応は、これら3つの基本パターンのいずれか、若しくはその組み合わせが考えられる。

【避難の方法として想定する3パターン】

避難パターン	避難先			時間 余裕	避難措置 の指示等	該当する本区の事態例
	屋 内	区 内	区 外			
パターン① 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難させる必要がある事態』	○			なし	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 武装勢力の立てこもり ■ 弾道ミサイル攻撃 ■ テロリストによる危険物施設の占拠・破壊 ■ 学校占拠・爆破テロ ■ 航空機ハイジャックによる自爆テロ など
パターン② 『区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態』		○	○	比較的あり	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内複数区への侵攻・占領 ■ 武装勢力の立てこもり ■ 弾道ミサイル攻撃 ■ テロリストによる危険物施設の占拠・破壊 ■ 学校占拠・爆破テロ ■ 航空機ハイジャックによる自爆テロ など
パターン③ 『不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態』	警戒区域外			ほとんどなし	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ ターミナル駅・列車の複数爆破テロ ■ 駅地下通路での化学剤テロ など

【都国民保護計画において想定される避難の形態との整合性】

都国民保護計画において 想定される避難の形態	本区における避難パターン
突発的かつ局地的な事態	発生場所や事態の状況に応じて以下の通り
屋外で突発的に発生	パターン①（発生当初） ↓ パターン②（さらに他の安全な場所に避難が必要な場合）
大規模集客施設等内で突発的に発生	パターン③（発生当初） ↓ パターン②（さらに広い範囲で避難が必要な場合）
突発的かつ広範囲な事態	パターン①（発生当初） ↓ パターン②（安全確認が行われた段階）
時間的余裕がありかつ局地的な事態	パターン②（昼間住民はパターン③）
時間的余裕がありかつ広範囲な事態	パターン②（昼間住民はパターン③）

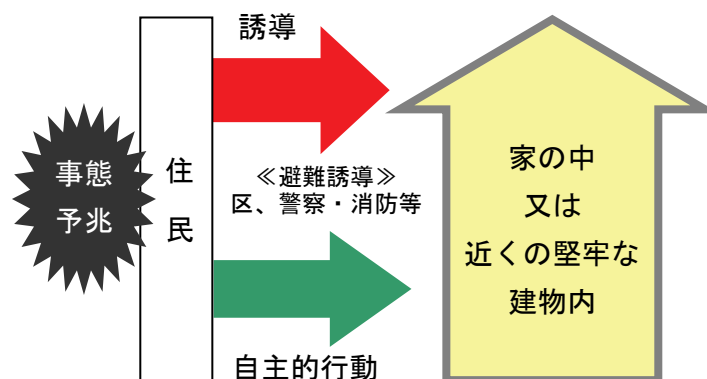
パターン①：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空機攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的な事態（予兆を含む）が発生した場合には、区民等は屋内に避難（又は退避）することが基本となる。

①事態の例

- ・弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・武装勢力の立てこもり など

②屋内への緊急避難（退避）のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）

イ 知事：避難の指示

ウ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達

④屋内への避難（退避）の指示の内容（例）

「〇〇区▲▲町XX丁目の地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、落ち着いてコンクリートの堅牢な建物又は自宅に一時的に避難（退避）すること」

⑤特徴等

- ・防災行政無線、区の広報車や携帯マイク等を活用し、避難の指示を伝達（又は退避の指示）する。
- ・被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難の指示を改めて伝達する。

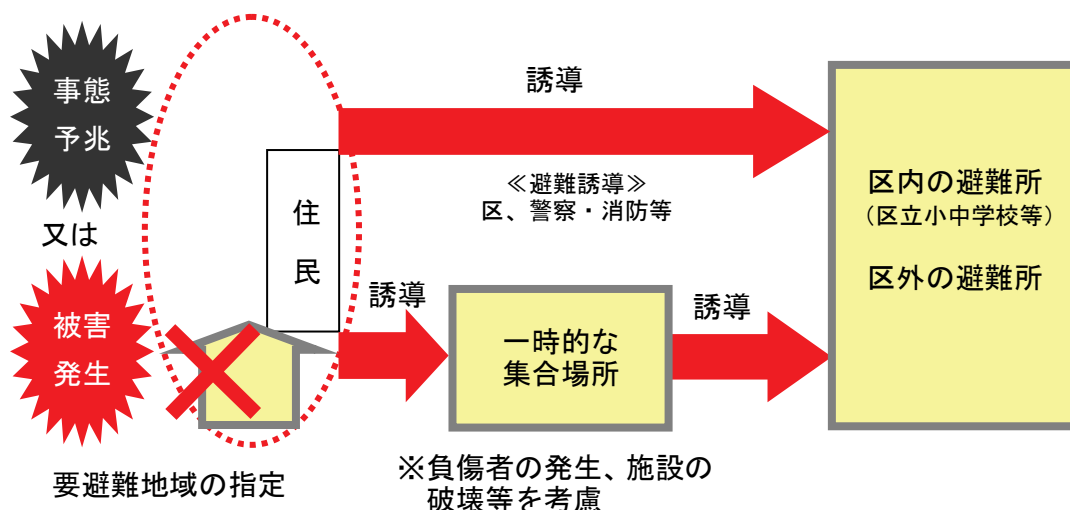
パターン②：区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

区内で要避難地域が指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては区外や都外）に避難する。弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難もこのケースに該当する。

①事態の例

- ・都内複数区への侵攻・占領
- ・テロリストによる危険物施設の占拠・破壊
- ・武装勢力の立てこもり
- ・航空機ハイジャックによる自爆テロ
- ・弾道ミサイル攻撃（着弾後） など

②避難のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達

④避難の指示の内容（例）

（詳細は避難実施要領に定める）

⑤特徴等

- ・着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。
- ・弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。

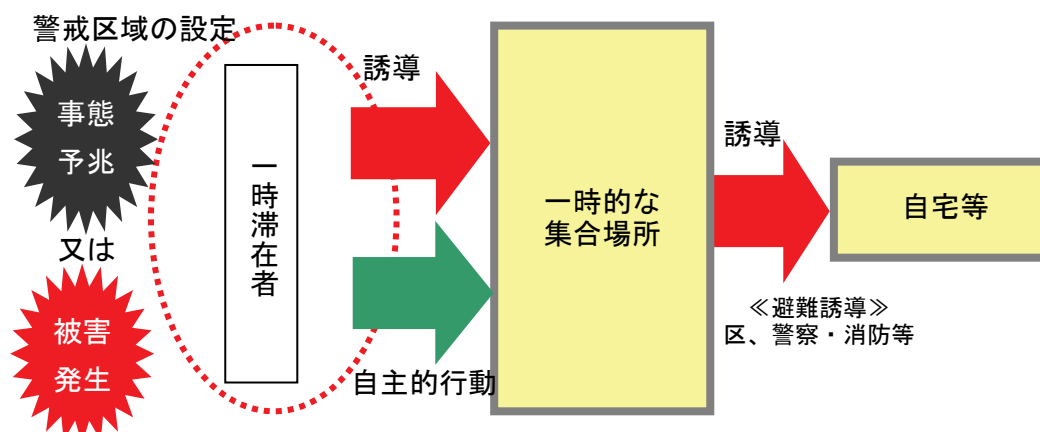
パターン③：不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態

突発的な事態の発生を受け、区長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。大規模集客施設やターミナル駅などにおいては、通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く、不特定多数の区民を警戒区域外に退避させ、帰宅を促す。場合によっては一時的な集合場所を設置する。

①事態の例

- ・ターミナル駅・列車の複数爆破テロ
- ・駅地下通路での化学剤テロ など

②警戒区域外への退避のイメージ



③措置の流れ

以下のア～エの流れを前提とする。緊急避難として知事からの避難の指示を待たずに、区長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。

ア 区長：退避の指示、警戒区域の設定

イ 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）

ウ 知事：避難の指示

エ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達

④警戒区域外への退避の指示の内容（例）

「XXX（例えば大規模集客施設）の中にいる者は、XXXでの行動に危険が生じるため、構内の放送や施設職員の指示にしたがい、落ち着いて施設外に退避すること」

⑤特徴等

- ・防災行政無線、区広報車や携帯マイク等を活用し、避難の指示（退避の指示）を伝達する。
- ・大規模集客施設や駅、企業等からの避難（又は退避）に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・NBC攻撃の場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

(2) 事態例ごとに想定される避難のパターン

本区が想定した11の事態例について、想定される避難のパターンを以下に示す。

【避難の方法として想定するパターン】

	事態例	時間 余裕	影響 範囲	想定される 主な避難の パターン	想定される 区の対応の概要
武力 攻撃 事態	都内複数区（本区含む） への侵攻・占領	比較的 あり	広範囲	パターン②	都からの避難の指示の通知を受けて、 区外の避難所へ避難
	都内複数区（本区含まず） への侵攻・占領	—	—	—	避難先地域の指定に基づく他地区 住民の受入れ
	武装勢力の立てこもり	なし	局地的	発生当初： パターン①	市街戦生起の可能性あることから、 屋内への緊急避難を呼びかけ
		比較的 あり	局地的	避難措置の 指示発出後： パターン②	都からの避難の指示の通知を受けて、 安全措置を講じつつ、区内の避難所へ 避難
	弾道ミサイル攻撃	なし	局地的	着弾前： パターン①	近くの堅牢な建物や地下施設等の 屋内への緊急避難を呼びかけ
		比較的 あり	広範囲	着弾直後： パターン① 避難措置の 指示発出後： パターン②	爆心地周辺から直ちに離れ、近くの 堅牢な建物や地下施設等へ屋内避難 都からの避難の指示の通知を受けて、 事態の推移や弾頭の種類に応じて安全 措置を講じつつ、区外の避難所へ避難
都心部（本区含まず） への空爆	—	—	—	避難先地域の指定に基づく他地区 住民の受入れ	
緊急 対処 事態	テロリストによる 危険物施設の占拠・破壊	なし	局地的	発生当初： パターン①	安全確保のため屋内への緊急避難を 呼びかけ
		比較的 あり	局地的	避難措置の 指示発出後： パターン②	都からの避難の指示の通知を受けて、 事態の推移に応じて安全措置を講じ つつ、区内の避難所へ避難
	ターミナル駅・列車の 複数爆破テロ	ほとんど なし	局地的	パターン③	爆破の影響範囲等を考慮し、災害対策 基本法に基づく警戒区域を設定、住民 等を速やかに区域外へ退避誘導。 国の事態認定は事後的となる可能性が ある。
	駅地下通路での化学テロ	ほとんど なし	局地的	パターン③	汚染の影響範囲等を考慮し、災害対策 基本法に基づく警戒区域を設定、住民 等を速やかに区域外へ誘導。 国の事態認定は事後的となる可能性が ある。
	集客施設における 秘匿的な生物テロ	ほとんど なし	局地的 のち 広範囲	ほぼ パターン③	感染症法に基づく各種対応。被害判明 時には既に被害が拡大しており、国に よって主導的な対応がなされる。
	学校占拠・爆破テロ	なし	局地的	発生当初： パターン①	安全確保のため屋内への緊急避難を 呼びかけ
		比較的 あり	局地的	避難措置の 指示発出後： パターン②	都からの避難の指示の通知を受けて、 事態の推移に応じて安全措置を講じ つつ、区内の避難所へ避難
航空機ハイジャック による自爆テロ	なし	局地的	墜落前： パターン①	ハイジャック判明後、直ちに屋内への 緊急避難を呼びかけ	
	比較的 あり	局地的	避難措置の 指示発出後： パターン②	都からの避難の指示の通知を受けて、 事態の推移に応じて安全措置を講じ つつ、区内の避難所へ避難	

第2編 事態認定前における初動対処

		頁
第1編 総論		3
第1章	区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務・業務の大綱	8
第4章	区の地理的・社会的特徴	12
第5章	区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
第2章	大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
第1章	区国民保護対策本部の設置等	50
第2章	関係機関相互の連携	60
第3章	警報の伝達等	65
第4章	武力攻撃災害への対処	69
第5章	避難住民の誘導等	84
第6章	救援	95
第7章	安否情報の収集・提供	109
第8章	災害時要配慮者の避難・支援	113
第9章	他地域からの避難住民等の受入れ	116
第10章	保健衛生の確保その他の措置	118
第11章	国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急処理事態への対処		123
第1章	緊急処理事態	124
第2章	緊急処理事態の事態認定前における初動対処	126
第3章	緊急処理事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
第1章	応急の復旧	130
第2章	武力攻撃災害の復旧	132
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
第1章	組織・体制の整備等	136
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	174
第4章	国民保護に関する啓発	176

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。区は、国により武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場における初動的な被害への対処を行わなければならない。また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区（危機管理室）は、区民等から武力攻撃や大規模テロ等の兆候に関する連絡があった場合、国から都を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われたが区に関して杉並区国民保護対策本部又は杉並区緊急処理事態対策本部（以下「区対策本部」という。）を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、危機管理対策会議を招集し、事態に迅速に対応できる体制を構築する。

この場合において、区（危機管理室）は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

（1）24時間即応体制に基づく対応

区（危機管理室）は、既存の24時間即応可能な体制を活用し、迅速に対応する。

ア 防災宿日直制度

休日・夜間警戒本部において、管理職員1名及び消防職員OB1名の2名体制で、都、警察署、消防署等との24時間情報連絡体制を敷いている。

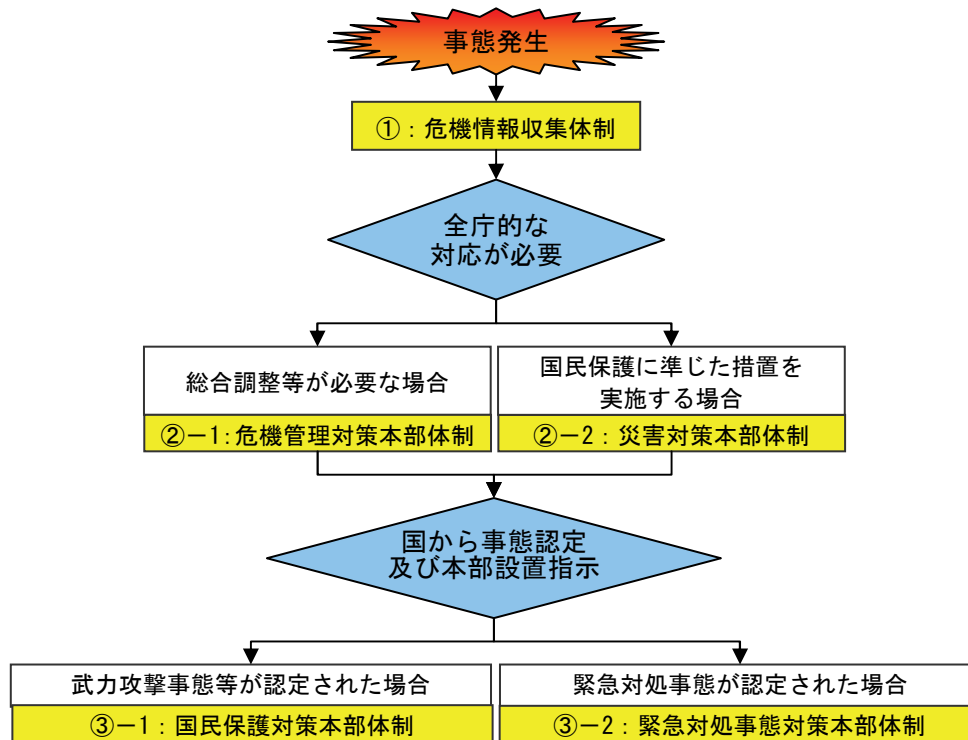
イ 都市型災害対策緊急部隊

土日・休日・夜間において、危機管理室長を部隊長とした区内及び近隣区市在住の約230名の職員で構成される、都市型災害発生時に即応する部隊である。

（2）区の体制及び職員の参集基準等

区（危機管理室）は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、あらかじめ定められた下記の参集基準に基づき、区の体制を整備する。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備を図る。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】



事態認定	状況	体制
無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生又は発生のおそれ) →本編に記載	・情報収集・分析等の対応が必要な場合 (全庁的な対応の必要はなし) 等	①：危機情報収集体制
	・全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等	②-1：危機管理対策本部体制
	・突発的な事態が発生するなどにより、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合等	②-2：災害対策本部体制
有	本部設置指定通知前 →本編に記載	・情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）等 ①：危機情報収集体制
	・全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等	②-1：危機管理対策本部体制 ②-2：災害対策本部体制
	本部設置指定通知後 →第3・4編を参照	・区対策本部等を設置し、国民保護措置を実施 ③-1：国民保護対策本部体制 ③-2：緊急対処事態対策本部体制

※ 危機管理対策会議において危機管理対策本部体制か災害対策本部体制かを決定する。

※ 突発的な事態が災害対策基本法上の災害に該当した場合に災害対策本部を設置する。なお、災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

【参集を要する職員】

体制	参集を要する職員
①：危機情報収集体制	危機管理室危機管理対策課・防災課職員
②-1：危機管理対策本部体制	危機管理対策会議の構成員及び危機管理室危機管理対策課・防災課、総務部総務課・広報課、関係部課職員
②-2：災害対策本部体制	非常配備態勢の基準に基づく職員
③-1：国民保護対策本部体制 ③-2：緊急対処事態対策本部体制	災害対策本部組織に準ずる職員

2 区危機管理対策本部又は区災害対策本部の設置等

(1) 区危機管理対策本部又は区災害対策本部の設置

① 区長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに都及び警視庁、東京消防庁に連絡を行う。あわせて、事態認定前における初動体制を確立し、杉並区危機管理対策会議設置要綱（平成 15 年 8 月 19 日杉政危発第 4 号）に基づく杉並区危機管理対策本部（以下「区危機管理対策本部」という。）を設置するとともに都及び関係機関にその旨を通知する。

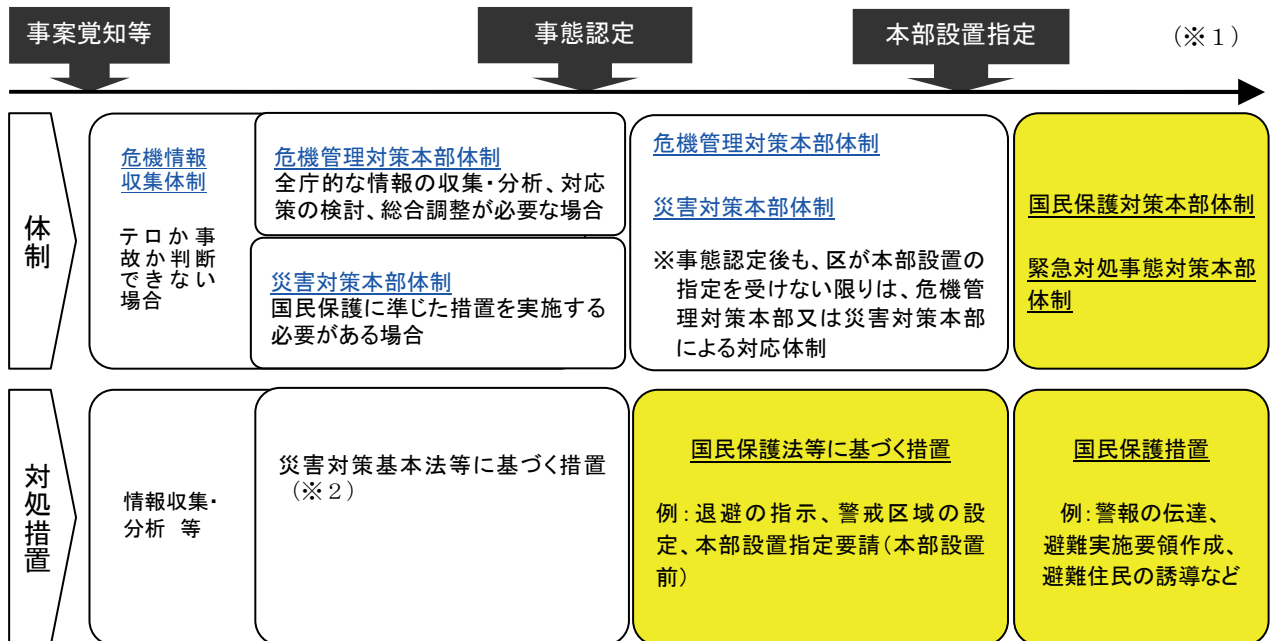
※ 区民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を所属長に報告し、所属長は危機管理室に連絡する。

② 区危機管理対策本部は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、区危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 区対策本部の設置指定前にあって、国民保護に準じた措置を行う場合には、杉並区災害対策本部（以下「区災害対策本部」という。）を設置し、対応を行う。

【状況推移に応じた区の体制】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法に基づく避難の指示・警戒区域設定等がある。

(2) 危機情報の収集

区危機管理対策本部又は区災害対策本部(以下、「区危機管理／災害対策本部」という。)は、都及び警察・消防等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(3) 関係機関への支援の要請等

区長(危機管理室)は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、都等から入手した情報を各機関等へ提供する等、緊密な連携を図る。

(4) 現地連絡調整所の設置等

区危機管理／災害対策本部は、必要に応じて「現地連絡調整所」を設置(あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣)し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

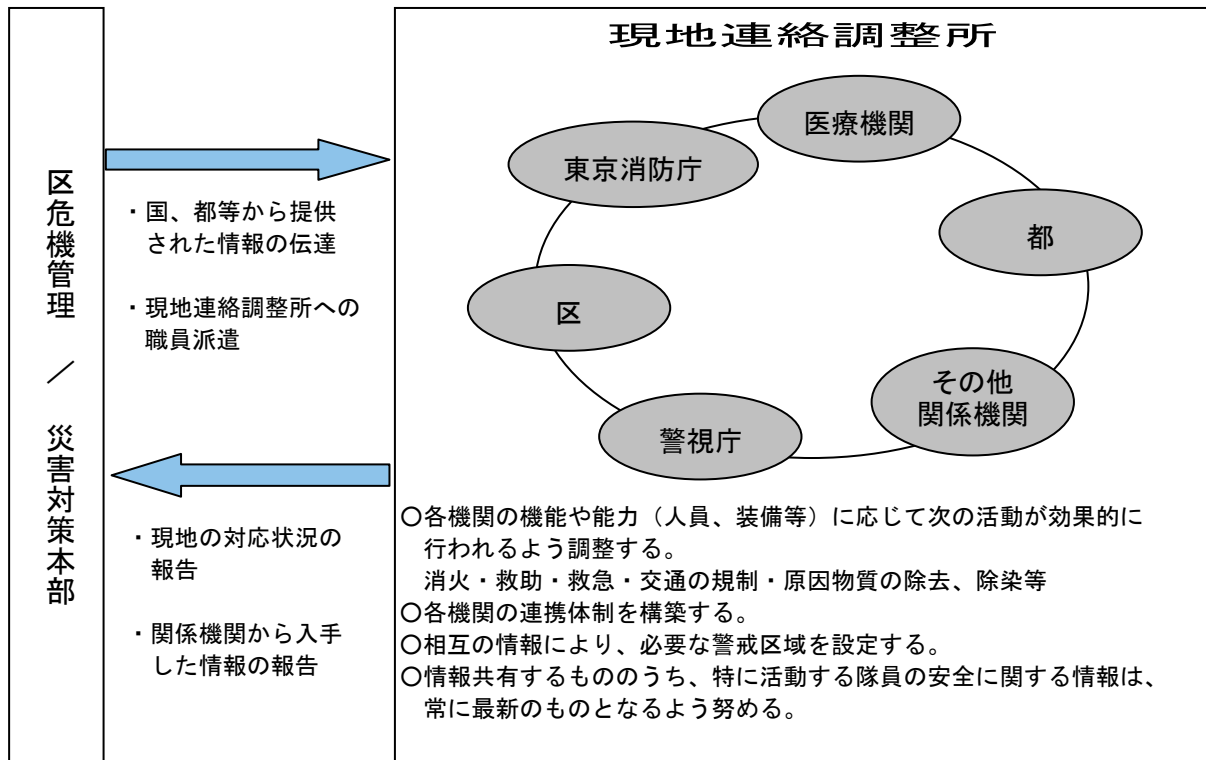
《区が現地連絡調整所を設置する場合の参加要請先》

都、区を管轄する警察・消防・医療機関等、現地において活動している機関

《実施内容》

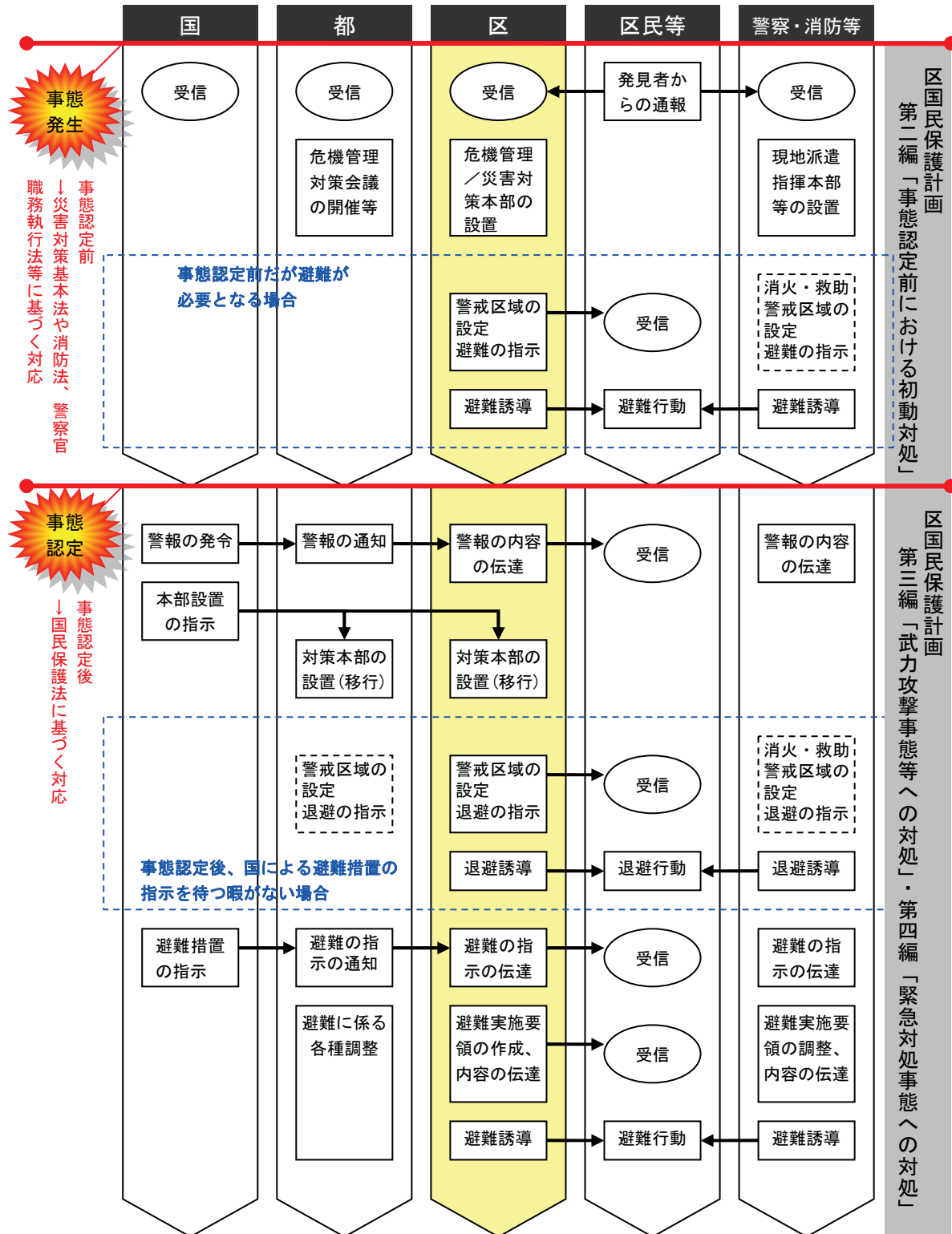
- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動の連携のための調整 等

【現地連絡調整所の概念図】



3 区危機管理／災害対策本部における初動措置

【事態発生から住民避難に至るまでの基本活動フロー及び区国民保護計画の構成】



(1) 警戒区域の設定

区長は、事案の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。この場合、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

区長の職権を行使する区職員が現場にいない場合、又は区長から要求があったときは、警察官が区長の職権を行使する。また、区長の職権を行使する区職員及び警察官が現場にいない場合に限り自衛官の職務の執行について準用する。この場合直ちにその旨を区長に通知するものとする。

区危機管理／災害対策本部は、都及び警察・消防等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区域に所在する事業所・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

(2) 被災者のトリアージ、搬送に係る調整

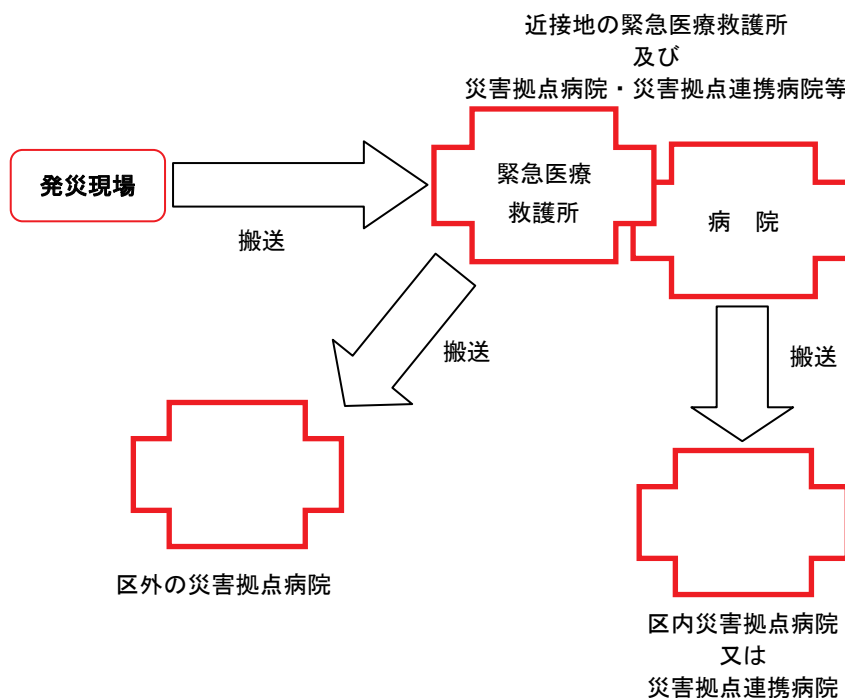
区危機管理／災害対策本部は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、医師の派遣要請、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止を行う。

事案発生により多数の被災者が発生した場合には、現場における迅速な医療提供及び患者の搬送が重要となることから、災害対策本部の指令を受けた災害対策本部医療救護部は、医療関係機関と連携し、医療救護班を編成し、指示された場所において、医療救護活動を行うとともに、区災害医療コーディネーターを中心に区内医療機関の情報収集に努め、必要に応じて東京都地域災害医療コーディネーターとも連携し、医療機関の確保に努める。また、災害対策本部が、緊急医療救護所の設置を決定した場合は、救助・救急現場に近接した災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージを行うとともに、軽症者（トリアージタグ：緑）の治療を行う。重症者（トリアージタグ：赤）及び中等症者（トリアージタグ：黄）は、それぞれ緊急医療救護所を開設する災害拠点病院及び災害拠点連携病院等に受入を要請する。

区危機管理／災害対策本部は、緊急を要する重症者の区内の災害拠点病院及び二次保健医療圏や周辺区市の災害拠点病院への搬送体制を確保する。

【区災害対策本部で緊急医療救護所の設置を決定した場合の流れ】



(3) 避難の指示

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先地域を定めて、当該住民等（必要に応じて区域に所在する事業所・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

この場合において、区危機管理／災害対策本部は、警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、ホームページや Twitter 等を通じて、避難の指示を迅速かつ的確に住民等へ伝達する。

【避難の指示に関する関係機関との役割分担】（区地域防災計画に基づく）

対応機関等	内容
警察署	現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示を行うとともに、直ちに区長に通知する。
消防署	消防署長は、火災の延焼拡大やガスの拡散等が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該住民等に対して避難の指示の伝達を行う。
都	災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難の指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。

(4) 避難誘導

区危機管理／災害対策本部は、避難経路・避難場所に速やかに区職員を派遣し、警察・消防等関係機関との連携の下、防災市民組織、町会・自治会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。また、事案の状況に応じて、防災市民組織や事業所の管理者等の協力を得て、集団の形成を図る。

避難にあたっては、災害時要配慮者を優先的に避難させ、その安全を図る。事前に避難経路の安全性を確認し、危険箇所には標示・縄張り・誘導員の配置等を行うことにより、住民等の安全確保に努める。

この際、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

区危機管理／災害対策本部は、派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・身分証明書・夜間照明等を携行させる。

【避難誘導に関する関係機関との役割分担】（区地域防災計画に基づく）

対応機関等	内容
警察署	避難道路等の要点に誘導員を配置し避難誘導にあたることとしている。また、避難の指示に従わない者に対しては、説得して極力避難するよう指導する。
消防署	1 消防署は、避難の指示が出された場合には、事案の状況や規模、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区長、警察署等関係機関に通報する。 2 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 3 避難の指示が出された時点以降は、要員の安全確保に十分留意した上で、避難経路や避難場所の消火、人命救助活動等に努める。

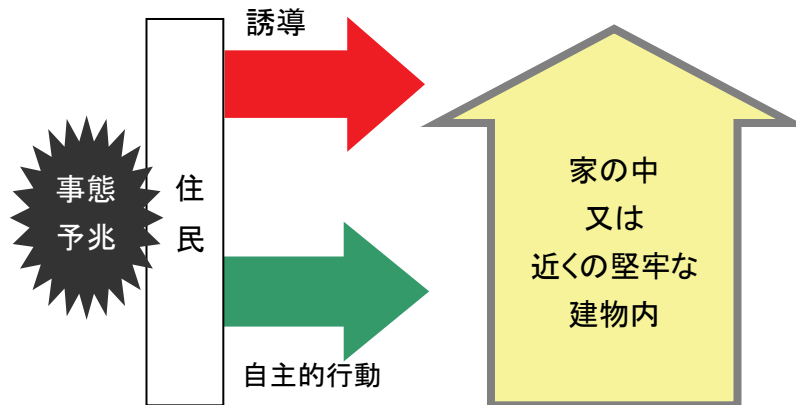
(5) 初動措置における避難のパターン

区危機管理／災害対策本部は、事態認定前における避難の指示の伝達及び避難誘導等の初動措置として、本区における3つの避難パターンを基本として対応する。

→詳細は第1編第5章5を参照（P23～P28）

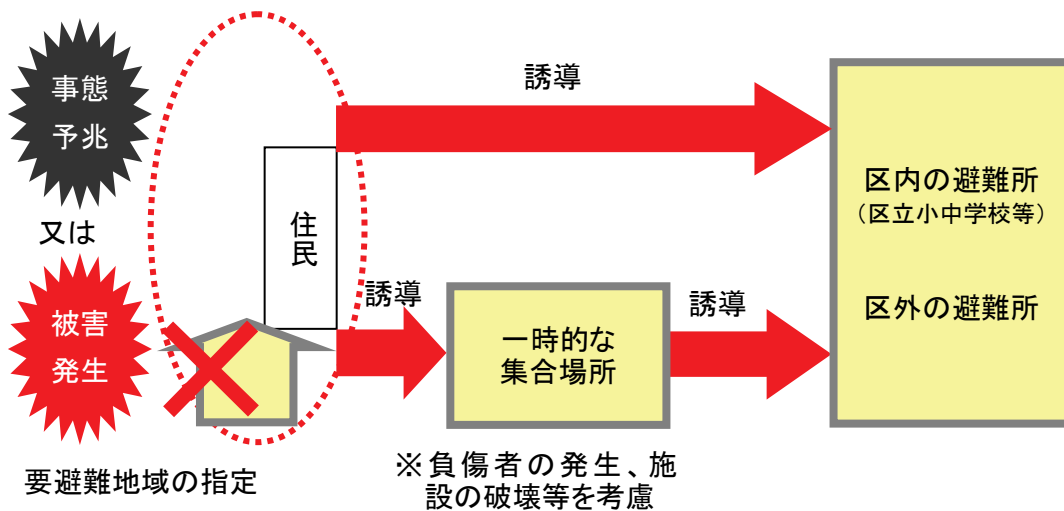
なお、事態が突発的に発生する場合又は国による事態認定が事後的となるような場合は、区として可及的速やかに災害対策基本法等に基づく避難を行う必要があるため、初動措置としてはパターン①及びパターン③が主な対応となることに留意する。

パターン①：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態
 【事態例】弾道ミサイル攻撃（着弾前）、武装勢力の立てこもり など



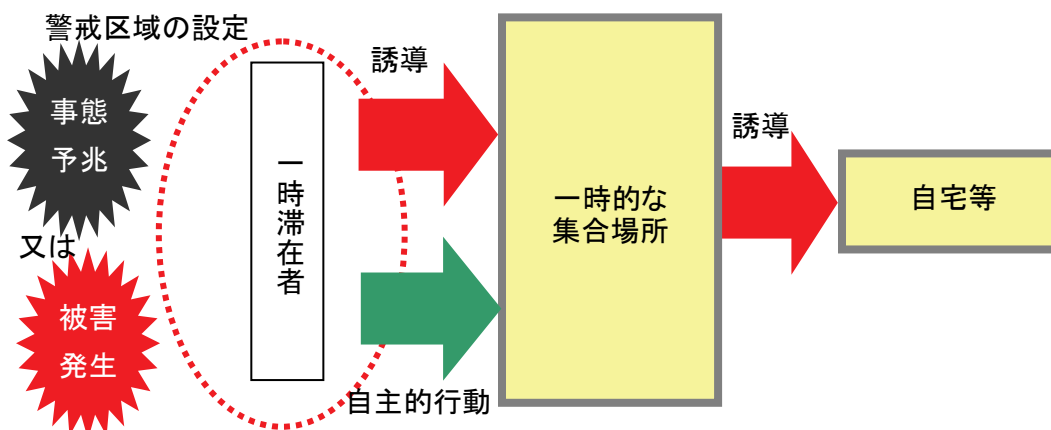
パターン②：区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

【事態例】テロリストによる危険物施設の占拠・破壊、武装勢力の立てこもり、航空機ハイジャックによる自爆テロ など



パターン③：不特定多数の区民を区域外に退避させる必要がある事態

【事態例】ターミナル駅・列車の複数爆破テロ、駅地下通路での化学剤テロ など



(6) 避難住民や被災者の受入れ・救援

区危機管理／災害対策本部は、避難住民や被災者を受入れ、宿泊、給食、医療等の救援を実施する必要がある場合、避難及び救援の拠点として震災救援所等を活用し避難所を開設・運営する。

① 避難所の開設

本区では、区立小中学校等 65 か所を震災救援所に指定しており、災害時の避難・救援拠点である旨を周辺住民に周知するため、震災救援所案内板を区立小・中学校の校門近くに設置している。武力攻撃やテロ等の事案発生時においても、こうした震災時の仕組みを準用し、避難所を開設する。

ア 区長は、被災者や負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から総合的に判断し、必要な地域の区立小・中学校等における避難所の開設を発令する。

イ 区危機管理／災害対策本部は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

ウ 開設予定の区立小・中学校等が被災する等の事情により、避難所として使用できない場合、又は被災者の増大等により避難所が不足する場合には、周辺の区有施設その他の公共的施設を補助代替施設として使用する。

② 救援活動の態勢

ア 避難所には、区災害対策本部の組織を準用して職員を配置する。

イ 避難所に配備された職員は、震災救援所運営連絡会及び学校等の教職員等と協力して、速やかに避難所を開設し、被災者等の受入れ態勢を整えるとともに、開設状況等を区危機管理／災害対策本部に報告する。

ウ 避難所において、防災市民組織等の協力を得て実施する救援活動は、概ね次のとおりである。

- ・ 災害関連情報の収集、伝達
- ・ 受入被災者の記録、尋ね人等への対応
- ・ 受入被災者及び在宅被災者等に対する給食、給水、生活必需品の給・貸与
- ・ 災害医療派遣チーム等が行う医療救護活動の応援
- ・ 高齢者、障害者等、避難所における生活が困難な者の、杉並区地域防災計画に定める第二次救援所及び福祉救援所への移送
- ・ 被災者の防疫、衛生に関すること
- ・ 遺体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること
- ・ ボランティアの受入、配置

エ 避難所の運営に要する帳票は、杉並区地域防災計画に定める「震災救援所運営管理標準マニュアル」に定めるとおり。

(7) 災害時要配慮者の受入れ・救援

区危機管理／災害対策本部は、災害時要配慮者のうち、避難所での生活が極めて困難な者について、第二次救援所の開設及び福祉救援所の開設要請を行い救援を行う。

① 第二次救援所の開設

第二次救援所は、地域区民センター（7か所）を開設予定場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。

ア 区長は、避難所を設置した後、被災状況、避難状況、災害時要配慮者の発生状況、職員の参集状況等を考慮し、第二次救援所の開設を決定する。

イ 区危機管理／災害対策本部は、第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

② 福祉救援所の開設要請

福祉救援所は、特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所では生活が困難な災害時要配慮者を臨時的、応急的に受入れ、専門性の高い支援を行うことができる、区と協定を締結している高齢者、障害者等の福祉施設を開設予定場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要配慮者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設要請を行う。

ア 区長は、避難所を設置した後、被災状況、避難状況、災害時要配慮者の発生状況、職員の参集状況等を考慮し、協定を締結している社会福祉法人等に対し福祉救援所の開設を要請する。

イ 区危機管理／災害対策本部は、福祉救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災救援所並びに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

③ 救援活動の態勢

ア 第二次救援所には、区災害対策本部の組織を準用して職員を配置する。

イ 第二次救援所の職員は、災害時要配慮者の受入れ態勢を整え、開設し、開設状況等を区危機管理／災害対策本部に報告する。

ウ 第二次救援所における、主な救援活動は次のとおりである。

- ・災害時要配慮者に対する、給食、給水、生活必需品の給・貸与
- ・災害時要配慮者に対する、介護、保健、防疫、衛生に関すること
- ・災害時要配慮者の付添人の受入れ

エ 第二次救援所の管理・運営にあたっては、施設長、施設管理者及び区危機管理／災害対策本部と緊密な連絡を取り合って行う。また、災害時要配慮者の付添人やボランティアの協力を得ながら行う。

(8) 避難住民や被災者の他区又は他県への移送

区危機管理／災害対策本部は、区が設置する避難所等に避難住民や被災者を受入れることができない場合は、被災者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は他県）への移送について、都福祉保健局へ要請する。この場合において、区職員を移送先区市町村へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。被災者の移送方法については、都福祉保健局が区の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス、貨物自動車を中心に実施することとしているが、区としても車両の確保について協力するものとする。

区危機管理／災害対策本部は、移送先での被災者の救援について、移送先の区市町村の協力を得て実施するため、救援物資等の搬送態勢を確立する。

また逆に、区は、都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに避難所等を開設し、受入態勢を整備する。

(9) 警戒対応の継続・強化

区危機管理／災害対策本部は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を要請する。

4 区対策本部への移行に関する調整

区（危機管理室）は、区危機管理／災害対策本部等を設置した後に国において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、区危機管理／災害対策本部は廃止する。その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

放射性物質保有施設が破壊された場合、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物・ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区（災対総務部総務班）は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を要請する。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区（災対総務部総務班）は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・警察等と連携した施設の警備強化
- ・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・警察・消防等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

また、区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され(急性放射線障害)、やがてガン等を発症すること(晩発性放射線障害)がある。また、住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

① 初動対処

区(災対総務部総務班)は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

区(災対総務部総務班)は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

区(医療救護部各保健活動班)は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対し、医療機関搬送までの初期的な緊急被ばく医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

区(救援部各救援隊本隊)は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区(医療救護部衛生班、各保健活動班)は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染等に協力するとともに、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)

(1) 攻撃による影響

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、生物剤の散布を認知することは困難である。また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには二次感染によって多数の感染者が広範囲に発生している等、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

(2) 対処上の留意事項

① 初動対処

区(災対総務部総務班、医療救護部衛生班)は、都・国立感染症研究所等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

区(医療救護部衛生班、各保健活動班)は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

区(救援部各救援隊本隊)は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

また、区(医療救護部衛生班、各保健活動班)は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・感染範囲の把握
- ・消毒
- ・ワクチン接種
- ・健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、地を這うように広がる。

(2) 対処上の留意事項

① 初動対処

区(災対総務部総務班)は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

区(災対総務部総務班)は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

区(医療救護部各保健活動班)は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対し、医療機関搬送までの初期的な医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

区(救援部各救援隊本隊)は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

区(医療救護部衛生班、各保健活動班)は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 対処上の留意事項

区（災対総務部総務班）は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

第3編 武力攻撃事態等への対処

		頁
第1編 総論		3
	第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
	第3章 関係機関の事務・業務の大綱	8
	第4章 区の地理的・社会的特徴	12
	第5章 区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
	第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
	第1章 区国民保護対策本部の設置等	50
	第2章 関係機関相互の連携	60
	第3章 警報の伝達等	65
	第4章 武力攻撃災害への対処	69
	第5章 避難住民の誘導等	84
	第6章 救援	95
	第7章 安否情報の収集・提供	109
	第8章 災害時要配慮者の避難・支援	113
	第9章 他地域からの避難住民等の受入れ	116
	第10章 保健衛生の確保その他の措置	118
	第11章 国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急処理事態への対処		123
	第1章 緊急処理事態	124
	第2章 緊急処理事態の事態認定前における初動対処	126
	第3章 緊急処理事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
	第1章 応急の復旧	130
	第2章 武力攻撃災害の復旧	132
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
	第1章 組織・体制の整備等	136
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	174
	第4章 国民保護に関する啓発	176

第1章 区対策本部の設置等

区は、国による武力攻撃事態等の事態認定が行われ、区国民保護対策本部（以下、「区対策本部」という。）の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部設置の手順

① 区対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

② 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える（**第2編第1章4**（P42）において前述））。

③ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区対策本部長（国民保護総務部職員班）は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

④ 区対策本部の開設

区対策本部長（国民保護総務部総務班、指令情報班、職員班）は、杉並区防災センター（第4、第5、第6、第7会議室）に区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に無線、電話、FAX、E-mail等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

区対策本部長（国民保護総務部総務班）は、区対策本部を設置したときは、区議会（議長）に区対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

区（国民保護総務部職員班、生活復興支援班）は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

区（国民保護総務部総務班）は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を杉並区防災センターに設置できない場合は、下記の順位にしたがい区対策本部を予備の場所・施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。

【代替場所】

- ・第1候補・・・中央図書館
- ・第2候補・・・杉並清掃事務所高円寺車庫

また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

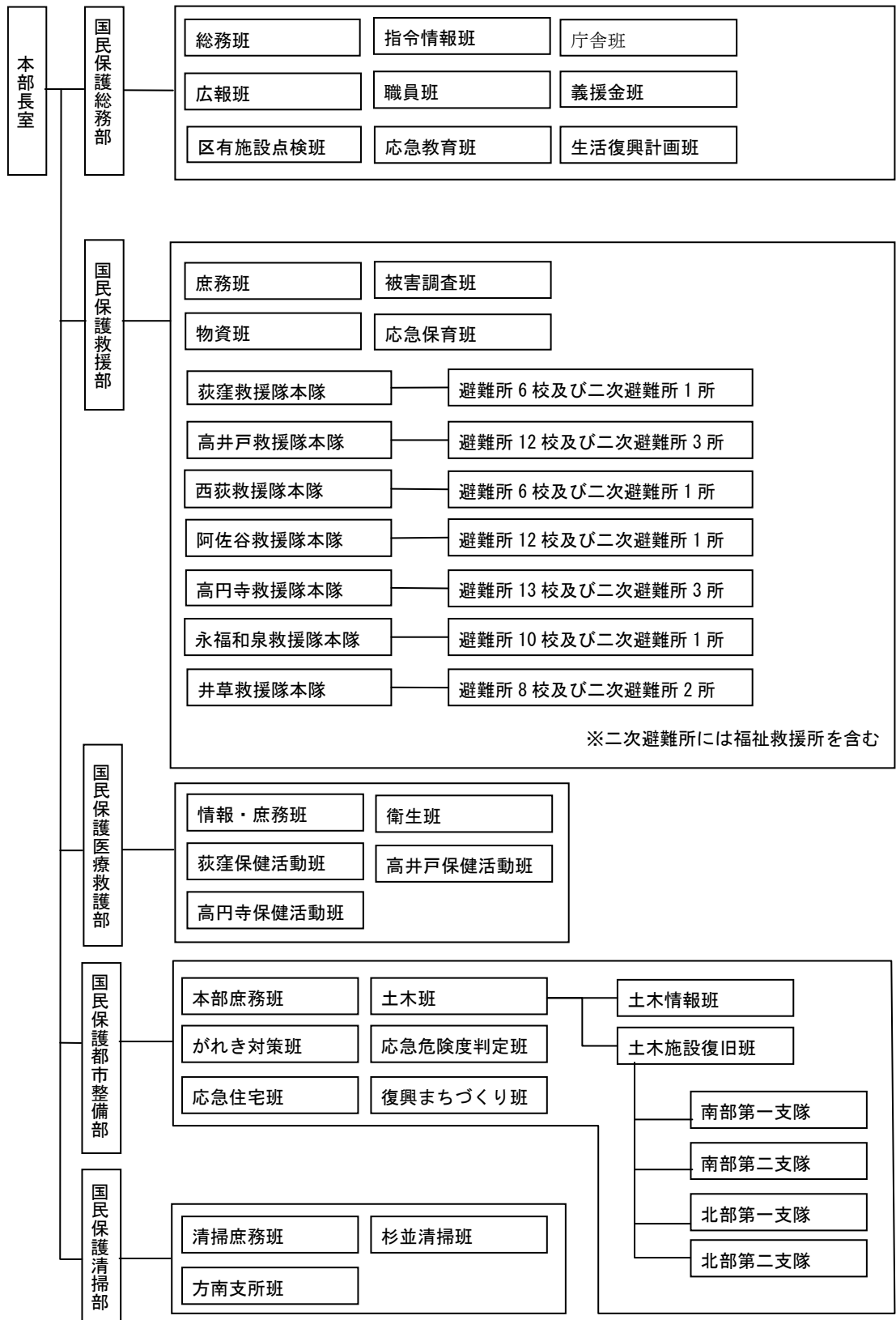
（2）区対策本部を設置すべき区の指定の要請

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

（3）区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【区対策本部の組織構成】



※ 本部員は国民保護法第 28 条第 4 項の規定に基づく者をもって充てる。なお、杉並区地域防災計画に定める非常配備態勢と同様、事案の状況に応じて異なる配備態勢が敷かれる。

【区対策本部の各部における分掌事務】

部等名	分掌事務
国民保護総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区対策本部に関すること 2 都との連絡、報告に関すること 3 自衛隊の派遣要請に関すること 4 関係機関や近隣自治体との連絡調整に関すること 5 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関との連絡調整に関すること 6 国民保護措置に係る損失補償及び損害補償並びに国民保護措置に係る不服申立ての問合せの対応に関すること 7 危機情報等の収集、分析等に関すること 8 特殊標章等の交付に関すること 9 警報、避難の指示、緊急通報に関すること 10 被災情報の収集・提供に関すること 11 安否情報の収集・提供に関すること（他の部に属するものを除く） 12 区対策本部における通信施設の保全に関すること 13 職員の動員及び給与に関すること 14 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 15 庁舎の安全確保に関すること 16 災害に関する広報及び広聴（被災者等に関する事項等を含む）に関すること 17 写真等による情報の収集及び記録等に関すること 18 車両の調達及び配車に関すること 19 避難所等の選定に関すること 20 緊急通行車両確認標章の発行等に関すること 21 報道機関との連絡に関すること 22 被災児童・生徒等に対する教育に関すること 23 公的徴収金等の減免及び徴収猶予に関すること 24 その他国民保護対策の連絡調整に関すること 25 義援金品の出納及び保管に関すること 26 他の部に属さないこと
国民保護救援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の捜索及び救出に関すること 2 避難所等の開設及び運営に関すること（救援センターを含む） 3 避難住民の誘導及び運送に関すること 4 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること 5 物資の運送及び配分に関すること 6 遺体の収容及び引渡しに関すること 7 埋葬及び火葬に関すること 8 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること 9 国民保護に係るボランティアの受入れ及び調整に関すること 10 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること 11 応急保育に関すること
国民保護医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所等における医療救護に関すること 2 医薬品の管理、配分及び調達に関すること 3 防疫その他保健衛生に関すること 4 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関すること 5 医療救護に係るボランティアの受入れに関すること 6 その他医療救護に関すること
国民保護都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅等の建設、補修等のための融資等に関すること 2 応急仮設住宅等の運営に関すること 3 道路及び橋りょうの保全に関すること 4 水防に関すること 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること 6 公園の保全及び災害時の利用に関すること 7 障害物の除去に係る民間協力団体に対する応急対策業務の要請に関すること 8 がれき処理対策に関すること 9 建物の応急危険度判定に関すること

国民保護清掃部	<ol style="list-style-type: none"> 1 毒物及び劇物を保有する施設に係る情報連絡及び緊急措置に関する事 2 ごみの処理及び調整に関する事 3 仮設トイレ等による尿の処理及び調整に関する事 4 災害廃棄物の処理及び調整に関する事
【参考】 都計画より抜粋 警視庁 (第四方面本部、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出及び避難誘導に関する事 2 行方不明者の捜索及び遺体の調査に関する事 3 警報伝達の協力に関する事 4 災害時における交通規制に関する事 5 避難住民の誘導に関する事 6 生活関連等施設の安全確保に関する協力に関する事 7 関係県警察との連携に関する事 8 前各号に掲げるもののほか、治安に関する事
【参考】 都計画より抜粋 東京消防庁 (第四消防方面本部、杉並消防署、荻窪消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 2 消火、救助・救急に関する事 3 危険物等の措置に関する事 4 避難住民の誘導に関する事 5 警報伝達の協力に関する事 6 消防団との連携に関する事 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関する事 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事

【国民保護総務部（※本部長の補佐機能）の班編成】

部等名	業務
総務班	本部の運営、対策全般の遂行に関する事
指令情報班	各部及び関係機関との情報通信に関する事
広報班	広報に関する事
職員班	職員の招集や給食・宿泊に関する事
区有施設点検班	区有施設の点検に関する事
応急教育班	応急教育の実施に関する事
生活復興計画班	対策に係る予算及び生活復興計画の策定に関する事
庁舎班	対策に係る庁有車の確保・配車、本庁舎周辺地域における区民対応及び誘導に関する事
義援金班	義援金品の受付、出納及び保管に関する事

(4) 杉並区国民保護現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、杉並区国民保護現地対策本部（以下、「区現地対策本部」という。）を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に「現地連絡調整所」を設置する。

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

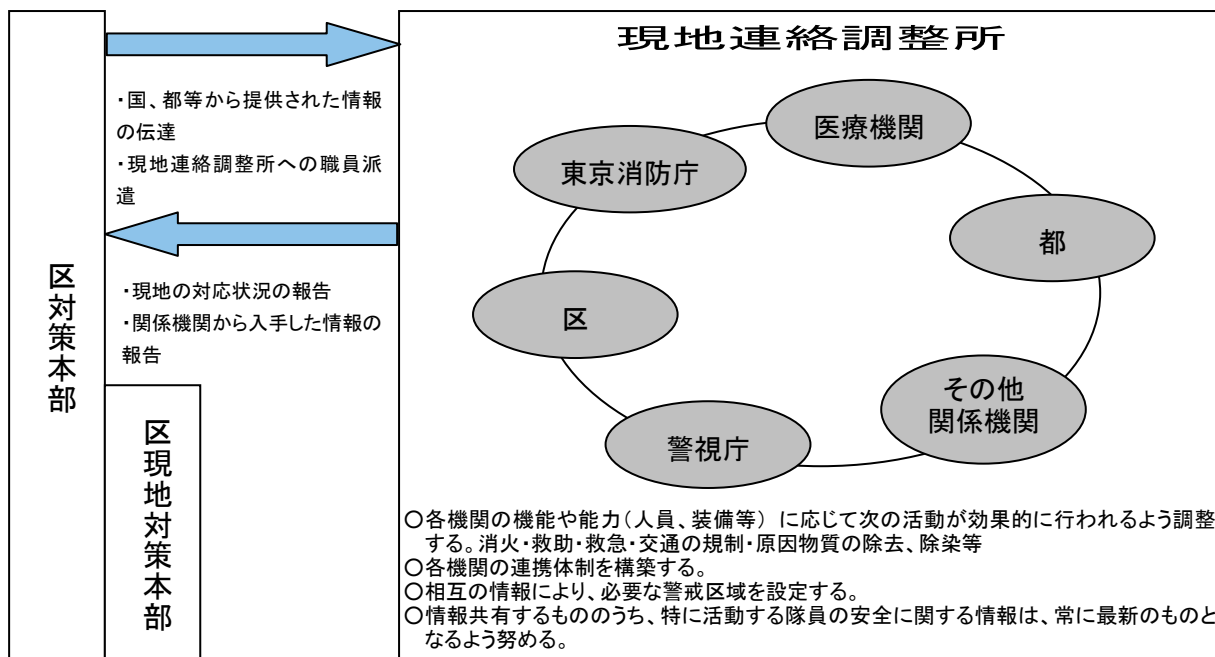
《参加機関の例》

- ・ 都、区を管轄する警察・消防・自衛隊・医療機関等、現地において活動している機関

《実施内容》

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

【現地連絡調整所の概念図】



(6) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、区の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整（運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民等の運送の求めがなされた場合の調整など）を行うよう要請する。また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区（国民保護総務部指令情報班）は、携帯電話、MCA無線、デジタル地域防災無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

また、区の出先機関、都、警察署、消防署等や、避難活動や救援活動の際に連絡が必要となる防災市民組織、町会・自治会や医師会等との情報通信も確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区（国民保護総務部指令情報班）は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区（国民保護総務部指令情報班）は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、自ら運用する無線局の通信統制等を行い、通信を確保するための措置を講ずる。

3 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

区（国民保護総務部広報班）は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

区（国民保護総務部広報班）は、広報紙、CATV、記者会見、ホームページ、Twitter等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

区対策本部としての報道機関への情報提供は、広報責任者を通じて一元的に行う。

4 特殊標章等の交付

区（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び使用させる。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面	裏面
<p>この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ協定の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p>	<p>身長/Height: _____ 目の色/Eyes: _____ 髪の色/Hair: _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>住所/Address of home: _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印鑑/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____</p>

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付

区長（国民保護総務部総務班）は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基いた交付要綱により、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

5 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区（国民保護総務部総務班）は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書等の保存

区（国民保護関係部班）は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書等（公用令書の写し、協力の要請日時、要請場所、協力者、要請者、要請内容等を記した書類等）を、公文書等の管理に関する法律及び区文書等管理規程等の定めるところにより、歴史的事実の記載として適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書等の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区（国民保護関係部班）は、これらの手続に関連する文書等について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区（国民保護総務部総務班）は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区（国民保護総務部総務班）は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部より当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 警視庁・東京消防庁との連携

区（国民保護総務部総務班）は、避難や救援等を効果的に行う上で警視庁（第四方面本部、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署）や東京消防庁（第四消防方面本部、杉並消防署、荻窪消防署）との調整や情報共有を図る。

3 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 知事等への措置要請

区（国民保護総務部総務班）は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他都の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区（国民保護総務部総務班）は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関の長への措置要請

区（国民保護総務部総務班）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、防衛大臣に連絡する。
- ② 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 区（国民保護総務部総務班）は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民等の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する

5 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村等への応援の要求

- ① 区長（国民保護総務部総務班）は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長（国民保護総務部総務班）は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 区（国民保護総務部総務班）が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合又は、委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止した場合は、区（国民保護総務部総務班）は、その旨及び上記事項を公示する（ただし、廃止の場合は除く）とともに、都に届け出る。また、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 区（国民保護総務部総務班）は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 区（国民保護総務部総務班）は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

7 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

- ① 区（国民保護総務部総務班）は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合又は、委託に係る事務を変更し、若しくは、その業務の委託を廃止した場合、区長（国民保護総務部総務班）は、前項5の(3)②と同様の手続きを行う。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区（国民保護総務部総務班）は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 防災市民組織等に対する支援等

(1) 防災市民組織等に対する支援

区（国民保護総務部総務班）は、防災市民組織による警報の内容の伝達、防災市民組織や町会・自治会等の地域のリーダーによる避難住民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、防災市民組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区（国民保護救援部庶務班）は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区（国民保護救援部庶務班）は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、杉並区社会福祉協議会との協定に基づいて立ち上げられるボランティア・センターにおける登録・派遣調整等の受入体制の支援を行い、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区（国民保護救援部物資班）は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握する。また、次の地域内輸送拠点の救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

- ・ 杉並区永福体育館（杉並区永福3-51-17）
- ・ 杉並区上井草スポーツセンター（杉並区上井草3-34-1）
- ・ 杉並区高円寺体育館（杉並区高円寺南2-36-31）

9 住民への協力要請

区（国民保護関係部班）は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民等の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第3章 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達及び通知

(1) 警報の内容の伝達等

- ① 区（国民保護総務部総務班、国民保護関係部班）は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（防災市民組織、町会・自治会、杉並区社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など関係機関）に警報の内容を伝達する。
- ② 区（国民保護総務部総務班、国民保護関係部班）は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

《国による警報の発令等【国民保護法第44条、第45条】（抜粋）》

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、以下の事項を定めた警報を発令することとされている。

- ①武力攻撃事態等の現状及び予測
- ②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③上記の他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を知事に通知することとされている。

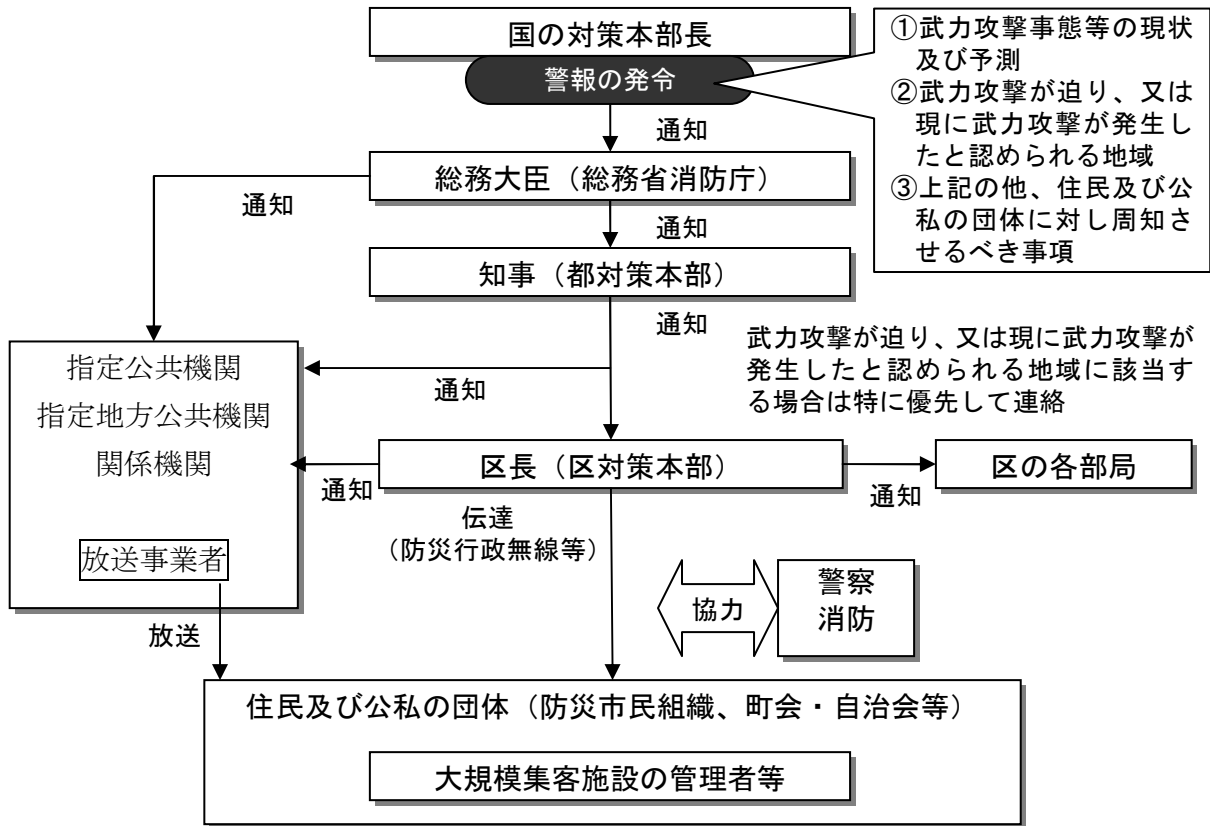
《知事による警報の通知【国民保護法第46条】（抜粋）》

知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関、知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知することとされている。

(2) 警報の内容の通知

- ① 区（国民保護総務部総務班、国民保護関係部班）は、各部局に対し、警報の内容を通知する。
- ② 区（国民保護総務部広報班）は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、区のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の伝達及び通知】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、CATVをはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、防災市民組織による各世帯等への伝達、町会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 区長（国民保護総務部総務班、関係部班）は、警報の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

区（国民保護総務部総務班）は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要配慮者に迅速に正しい情報を伝達し、避難などに備えられるような体制の整備を行う。

3 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他伝達方法等は、警報の発令の場合と同様とする。

4 緊急通報の伝達及び通知

区長（国民保護総務部総務班、国民保護関係部班）は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達・通知の方法に準じて、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。

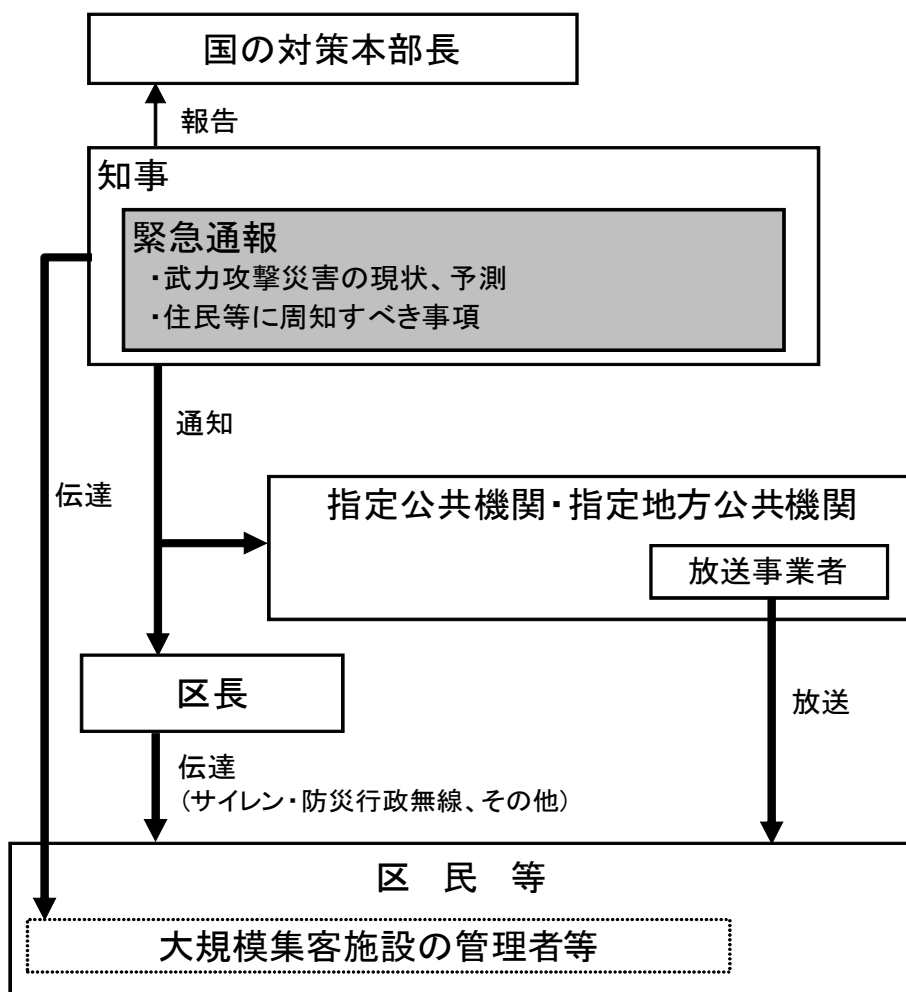
《知事による緊急通報の発令等【国民保護法第99条、第100条】（抜粋）》

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による区民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、以下の内容を含む緊急通報を発令することとされている。

- ①武力攻撃災害の現状及び予測
- ②上記の他、区民等及び関係団体に対し周知させるべき事項

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を当該区域内の区市町村長、他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知することとされている。

【緊急通報の伝達及び通知】



第4章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区（国民保護関係部班）は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

区長（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

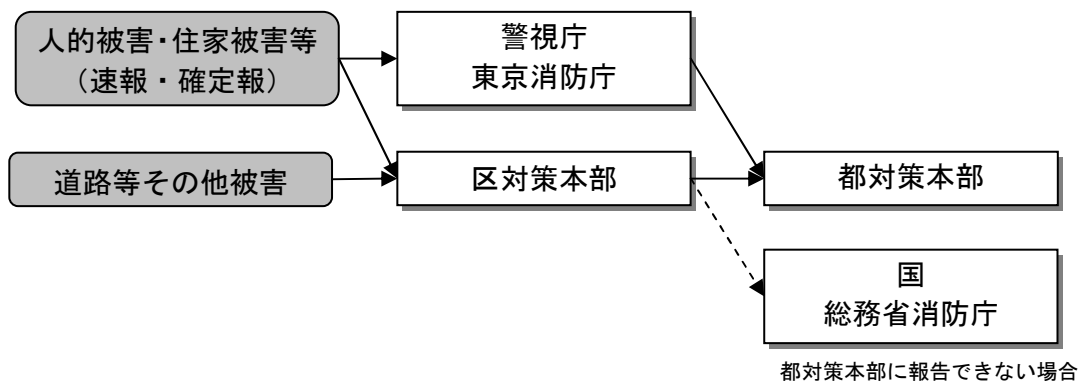
2 武力攻撃災害の兆候の通報

区長（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官又は消防職員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通報する。

3 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

【被災情報の収集・報告系統】



【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 区域内の死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、区域内の死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

- ① 区（国民保護関係部班）は、電話、デジタル地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 区（国民保護総務部総務班）は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）との連絡を密にする。
- ③ 区（国民保護総務部総務班）は、被災情報の収集に当たっては、都に対し下記様式により、DIS（東京都災害情報システムのDIS端末）、E-mail、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
なお、災害の状況により都対策本部に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。
- ④ 区（国民保護総務部総務班）は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式により、DIS端末、E-mail、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

杉並区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 杉並区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

《勤務時間中に発災した場合》

- ・学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の被害状況等を電話、FAX、MCA無線、デジタル地域防災無線等あらゆる手段を利用して区対策本部に報告する。
- ・区対策本部の各部署は、収集した被害情報等を国民保護総務部総務班に報告する。

《勤務時間外に発災した場合》

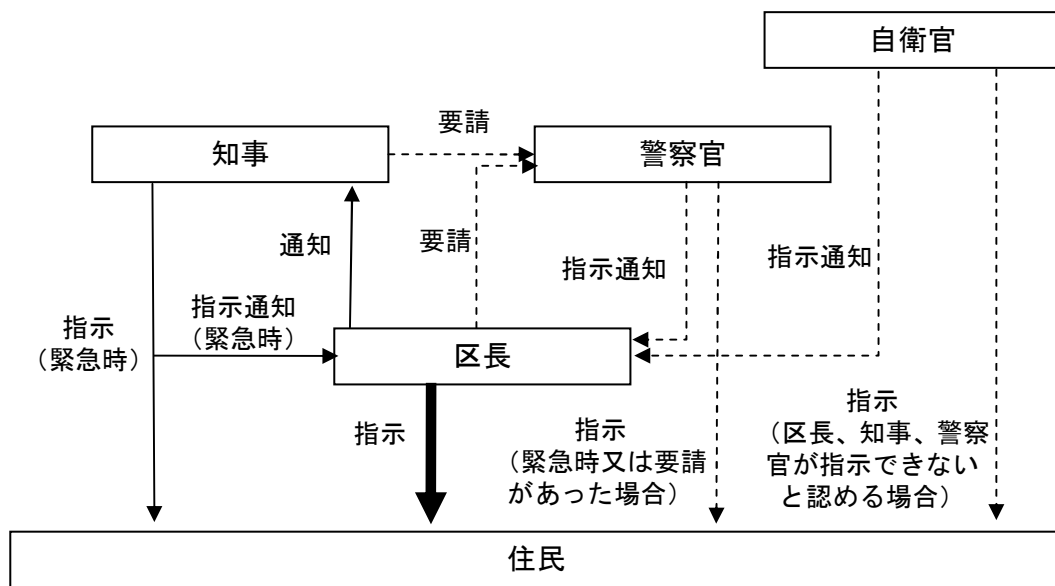
- ・都市型災害対策緊急部隊に指名されている職員等が参集途上において収集した情報を集約し、一次的な情報の把握に努める。
- ・区対策本部が設置されるまでの情報収集は、都市型災害対策緊急部隊で対応する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

【退避の指示の流れ】



(1) 退避の指示

区長（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待つ暇がない場合もあることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

① 屋内への退避の指示

区長（国民保護総務部総務班）は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

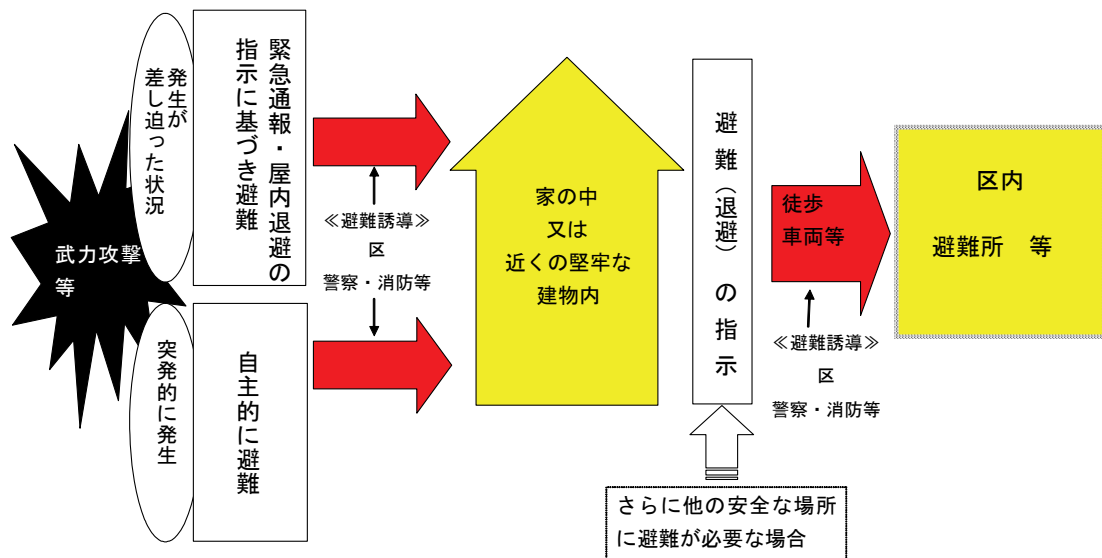
ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【屋内への退避の指示（一例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

【屋内への退避のイメージ】



本区における基本的な避難パターンで言えば「パターン①（時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態）」に該当する。さらに他の安全な場所への避難が必要となる場合は「パターン②（区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態）」に該当するものであり、これらを組み合わせることにより対応する。

事態例として、弾道ミサイル攻撃（着弾前）、武装勢力の立てこもり等が考えられる。

→詳細は第1編第5章5を参照（P23～P28）

② 屋外への退避の指示

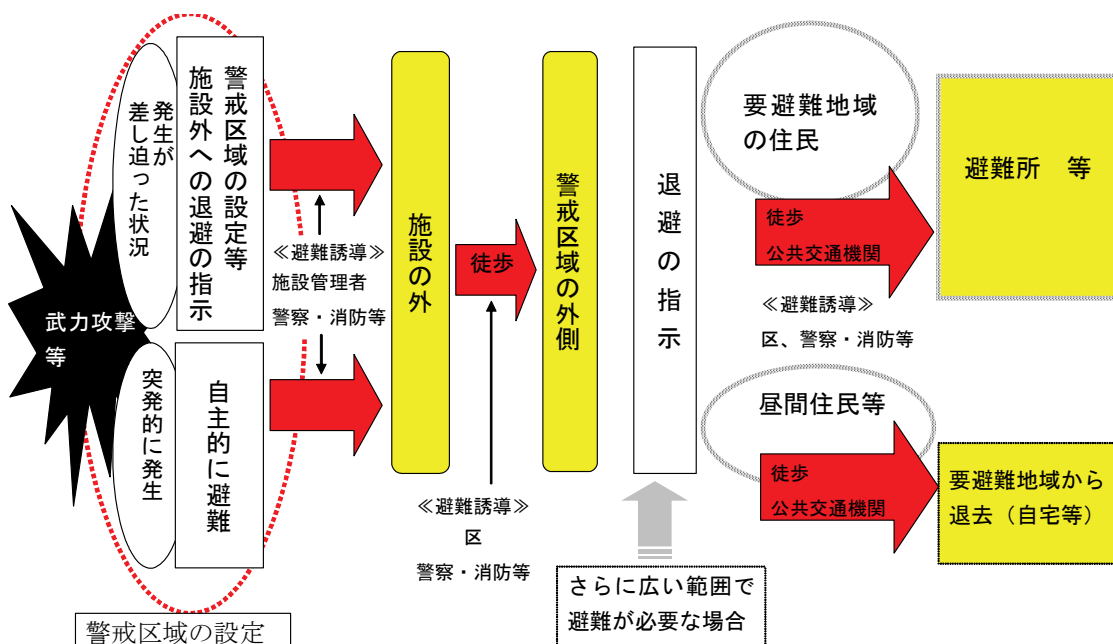
区長（国民保護総務部総務班）は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

【屋外への退避の指示（一例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導にしたがい、落ち着いて駅外に退避すること。

【屋外への退避のイメージ】



本区における基本的な避難パターンで言えば「パターン③（不特定多数の区民を区域外に退避させる必要がある事態）」に該当する。さらに他の安全な場所への避難が必要となる場合は「パターン②（区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態）」に該当するものであり、これらを組み合わせることにより対応する。

事態例として、駅地下通路での化学剤テロ、ターミナル駅・列車の複数爆破テロ等が考えられる。

→詳細は第1編第5章5を参照（P23～P28）

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 区長（国民保護総務部広報班）は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、CATV事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 区長（国民保護総務部総務班）は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 区長（国民保護総務部総務班）は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないように国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、警察、消防、医療機関及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長（国民保護総務部総務班）は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 区長（国民保護総務部総務班）は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長（国民保護総務部総務班）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 区長（国民保護総務部総務班）は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域を設定する。

- ② 区長（国民保護総務部広報班）は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、CATV事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 区長（国民保護総務部総務班）は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

（3）安全の確保

区長（国民保護総務部総務班）は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

（1）区長の事前措置

区長（国民保護関係部班）は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

（2）応急公用負担

区長（国民保護関係部班）は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長（国民保護総務部総務班）は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

なお、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

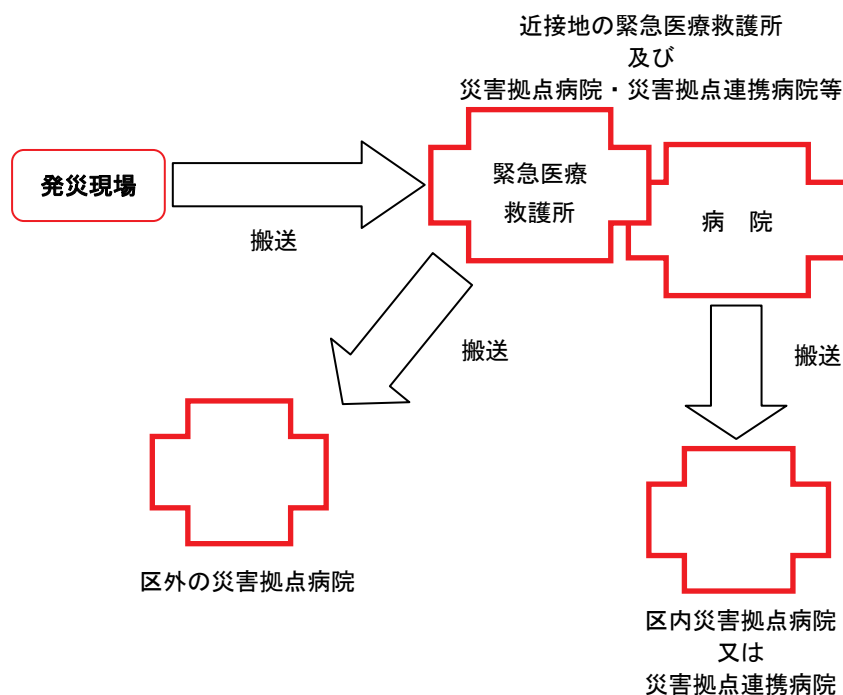
(3) 医療機関との連携

区（国民保護医療救護部情報・庶務班、各保健活動班）は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

① 緊急医療救護所等におけるトリアージ

武力攻撃災害により多数の負傷者が発生した場合には、現場における迅速な医療提供及び患者の搬送が重要となることから、区対策本部の指令を受けた国民保護医療救護部は、医療関係機関と連携し、医療救護班を編成し、指示された場所において、医療救護活動を行うとともに、区災害医療コーディネーターを中心に区内医療機関の情報収集に努め、必要に応じて東京都地域災害医療コーディネーターとも連携し、医療機関の確保に努める。また、区対策本部が、緊急医療救護所の設置を決定した場合は、救助・救急現場に近接した災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージを行うとともに、軽症者（トリアージタグ：緑）の治療を行う。重症者（トリアージタグ：赤）及び中等症者（トリアージタグ：黄）は、それぞれ緊急医療救護所を開設する災害拠点病院及び災害拠点連携病院等に受入を要請する。

【区対策本部で緊急医療救護所の設置を決定した場合の流れ】



② 区が行う医師の派遣要請等

区（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、緊急医療救護所における迅速かつ的確なトリアージの実施を確保するため、医師の派遣要請等を行う。

区（国民保護医療救護部）は、医療機関と連携し、トリアージ結果に基づく災害拠点病院等への搬送体制を確保する。

（４）安全の確保

① 区（国民保護総務部総務班）は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② 区（国民保護総務部総務班）は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区（国民保護都市整備部応急危険度判定班、土木各班）は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長（国民保護総務部総務班、区有施設点検班）は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長（国民保護総務部総務班）は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長（国民保護総務部総務班、国民保護清掃部清掃庶務班）は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害防止のための必要な措置を構すべきことを命ずる。

避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について区長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）消防法で規定される危険物

危険物質等に係る武力攻撃災害の防止に関し、危険物質等のうち消防法上の危険物については、知事からの委任により、東京消防庁が命令権者となり、次の措置を行う。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

（3）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長（国民保護総務部総務班、国民保護清掃部清掃庶務班）は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（1）応急措置の実施

区長（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班）は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

また、保健所は平素から備えた対処マニュアルに基づき、応急措置を実施する。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区（国民保護総務部総務班）は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等からの被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報の共有化を図り、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は、関係機関により「現地連絡調整所」が設置されている場合は、職員を派遣して）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長（国民保護総務部総務班）は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

区（国民保護総務部総務班）は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させる。

② 生物剤による攻撃の場合

区（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区（国民保護総務部総務班）は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、国民保護医療救護部衛生班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

区（国民保護総務部総務班、医療救護部衛生班、各保健活動班）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

（５）区長の権限

区長（国民保護関係部班）は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

区長（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全を確保する。

第5章 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行う。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ① 区長（国民保護総務部指令情報班）は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 区長（国民保護総務部指令情報班、国民保護関係部班）は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《国による避難措置の指示【国民保護法第52条】（抜粋）》

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

また、国の対策本部長は、この規定による指示（以下「避難措置の指示」という。）をするとき、次の事項を示すこととされている。

- ・住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- ・住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

《都による避難の指示の通知【国民保護法第54条】（抜粋）》

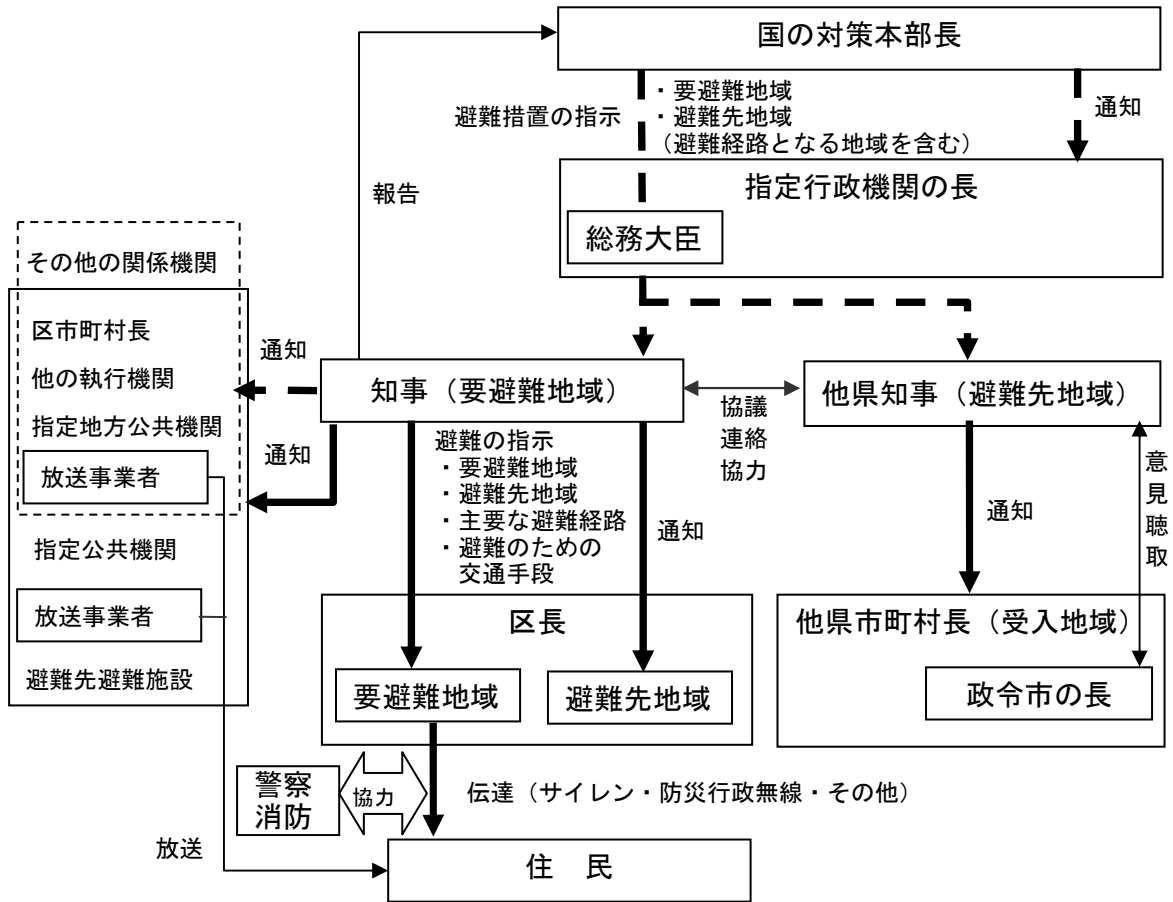
避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難を指示することとされている。この規定による指示（以下「避難の指示」という。）をするとき、国による避難措置の指示で示された事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すこととされている。

《避難の指示の伝達に際しての留意点》

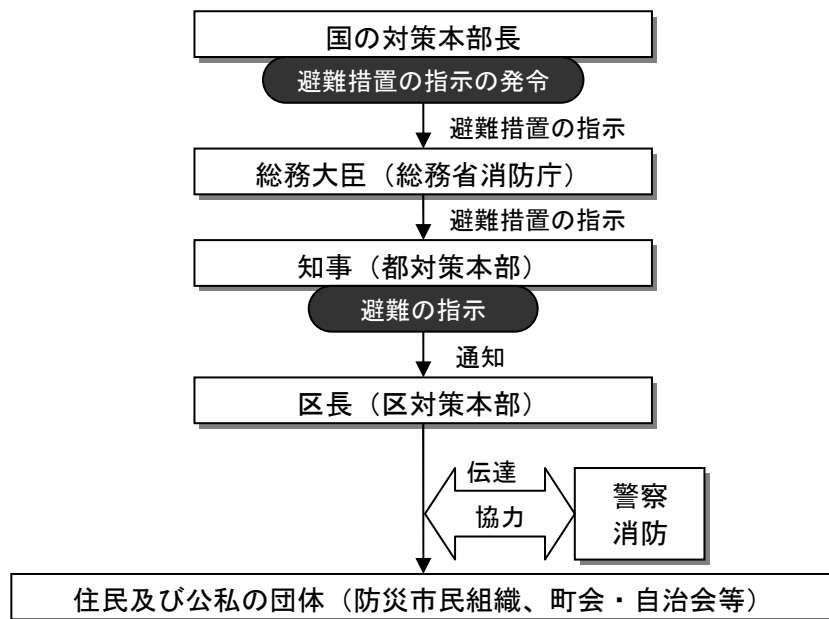
事態の類型、被害範囲が局地的か広範囲に及ぶものか、また事態の発生が突発的か事前予測可能か等に応じて、避難の指示を伝達する範囲や避難方法等は異なる。

また、住宅地域や多くの昼間人口を抱えるターミナル駅地区等、要避難地域の地域特性に応じて情報伝達手段が変わりうることに留意し、避難の指示の伝達を行う。

【避難の指示の流れ】



【避難の指示の流れの概要】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 区長（国民保護総務部総務班）は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるようその作成に留意する。
- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領のイメージ（例）】

避難実施要領（案）

東京都杉並区長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

杉並区における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 杉並区A1地区の住民は、B区のB1地区にあるB区立B1中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

・バスの場合

杉並区A1地区の住民は、杉並区立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ町会・自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用し、B区立B1中学校体育館に避難する。

・鉄道の場合

杉並区A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ町会・自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B区B1駅行きの電車で避難する。B区B1駅到着後は、B区職員及び杉並区職員の誘導に従って、主に徒歩でB区立B1中学校体育館に避難する。

- (2) 杉並区A2地区の住民は、B区のB2地区にあるB区立B2中学校を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、区職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・区対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

区で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、防災市民組織や町会・自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、区職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

杉並区国民保護対策本部 担当 ○○
TEL：03-3312-2111（内線××××）
FAX：03-3312-××××
・・・以下略・・・

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長（国民保護総務部総務班）は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民等の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民等の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民等の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）)
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

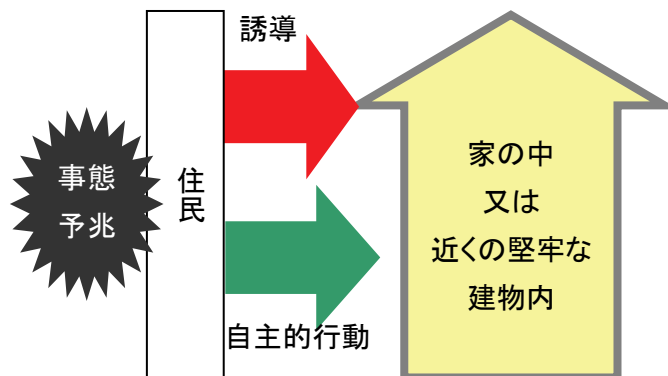
(4) 事態認定後の避難のパターン

区（国民保護総務部総務班）は、避難実施要領の策定にあたっては、本区における3つの基本的な避難パターンに基づき対応する。

→詳細は第1編第5章5を参照（P23～P28）

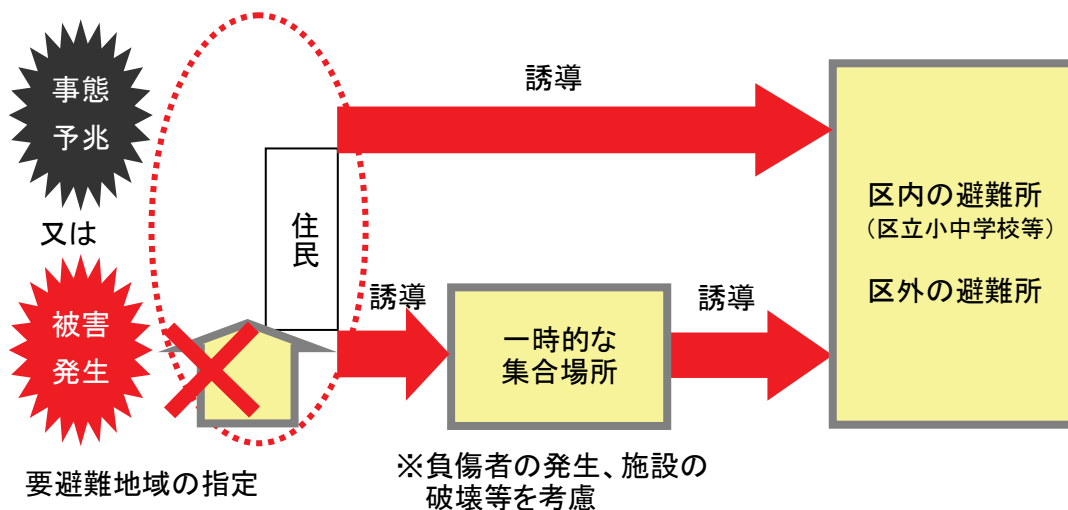
パターン①：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態

【事態例】弾道ミサイル攻撃（着弾前）、武装勢力の立てこもり など



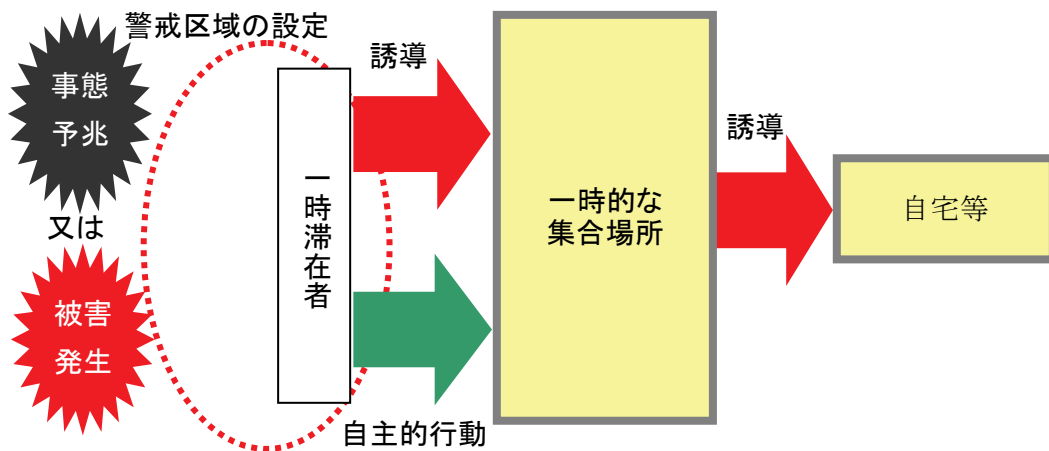
パターン②：区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

【事態例】都内複数区への侵攻・占領、テロリストによる危険物施設の占拠・破壊、武装勢力の立てこもり、航空機ハイジャックによる自爆テロ、弾道ミサイル攻撃（着弾後）など



パターン③：不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態

【事態例】ターミナル駅・列車の複数爆破テロ、駅地下通路での化学剤テロ など



(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長（国民保護総務部指令情報班）は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

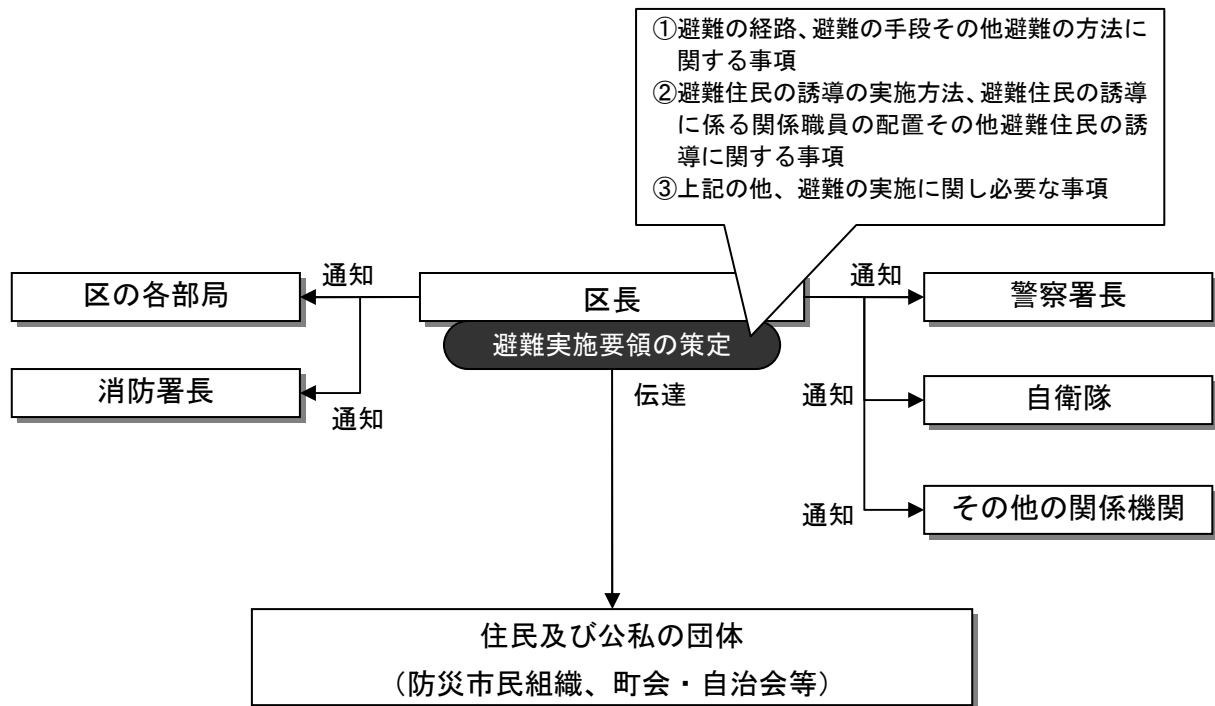
この場合において、区長（国民保護総務部総務班）は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の伝達等

区長（国民保護総務部指令情報班、国民保護関係部班）は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達する。

また、区長（国民保護総務部指令情報班）は、直ちに、その内容を区の各部局、区内の警察署長、消防署長及び自衛隊東京地方協力本部並びにその他の関係機関に通知する。さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の策定・伝達】



3 避難住民等の誘導

(1) 区長による避難住民等の誘導

① 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員（国民保護救援部各救援隊本隊）を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民等を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、防災市民組織、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、区の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、特殊標章等を携行させる。

② 屋外に滞留している昼間住民や大規模集客施設の利用客等に対しても、避難誘導が適切に行なわれるよう留意する。

③ 区域を超える避難の場合は、都や近隣自治体と連携しつつ、避難誘導を行い、また避難誘導先の近隣自治体に職員（国民保護救援部各救援隊本隊）を派遣するなどして、避難誘導の調整を図る。

④ なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民等の誘導を要請する。

区長（国民保護総務部総務班）は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設置し（又は、関係機関により「現地連絡調整所」が設置されている場合は、職員を派遣して）、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 防災市民組織等に対する協力の要請

区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導に当たっては、防災市民組織や町会・自治会等、地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における給食等の実施や情報の提供

区長（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

区長（国民保護救援部庶務班）は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、杉並区社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者への対応

避難住民等の誘導にあたる区職員（国民保護清掃部杉並清掃班、方南支所班）は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等の運営

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、原則、区内に所在する避難所や避難場所（以下、「避難所等」という）を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減を図る。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、その管理する避難所等において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区（国民保護医療救護部衛生班）は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

区（国民保護都市整備部土木各班）は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

(12) 都に対する要請等

- ① 区長（国民保護救援部物資班）は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民等の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

- ③ 区長（国民保護総務部総務班）は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

（１３）避難住民等の運送の求め等

区長（国民保護総務部生活復興計画班）は、避難住民等の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の運送を求める。

区長（国民保護総務部生活復興計画班）は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

（１４）避難完了時の都への報告

区長（国民保護総務部総務班）は、住民の避難が完了した場合は、その旨を知事に報告する。

（１５）避難住民等の復帰のための措置

区長（国民保護総務部総務班）は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長（国民保護関係部班）は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長（国民保護関係部班）は、知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長（国民保護総務部総務班）は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長（国民保護総務部生活復興計画班）は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長（国民保護関係部班）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長（国民保護総務部総務班）は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所等の開設、運営

区では、区立小中学校等 65 か所を震災時の避難・救援拠点として震災救援所に指定しており、災害時の避難・救援拠点である旨を周辺住民に周知するため、震災救援所案内板を校門近くに設置している。また、災害時要配慮者のうち震災救援所での生活が極めて困難な者については、地域区民センター（7 か所）に第二次救援所を開設するとともに、状況に応じて協定先の社会福祉法人等に開設要請を行い開設する福祉救援所にて救援を行うこととしている。

武力攻撃災害時における避難所・二次避難所の開設場所の選定に際しては、こうした震災時の仕組みを必要に応じて準用するとともに、運営組織として救援センター・二次救援センターを設置する。なお、避難所等の開設、運営にあたっては、女性や災害時要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努めることとしている。

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

区（国民保護総務部総務班、区有施設点検班）は、区が避難先地域に含まれる場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、避難所での生活が極めて困難な者について、二次避難所を開設する。

※避難所：避難住民等が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所。場所は基本的に震災救援所が候補となる。

※二次避難所：自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受入れ、保護する場所（杉並区地域防災計画の「第二次救援所」を意味する）。

特別な支援や介護を必要とし、二次避難所での生活が困難な災害時要配慮者については、専門性の高い支援を行うため、区と協定を締結している高齢者・障害者等の福祉施設を開設予定場所として、被災状況及び避難状況等を勘案して協定先の社会福祉法人等に福祉救援所の開設要請を行う。（杉並区地域防災計画の「福祉救援所」を意味する）。

イ 避難所・二次避難所の管理

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、二次避難所の管理を行う。

二次避難所のうち福祉救援所については、協定を締結している法人等により管理を行う。

ウ 救援センター・二次救援センターの設置

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等の生活を支援する総合窓口として、各避難所に救援センターを設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。また、二次避難所を設置した場合においても、同様に二次救援センターを設置する。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、震災救援所運営連絡会やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民等に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民等の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

※救援センター：震災発生時において、震災救援所や第二次救援所は、避難する場所と行政による避難生活運営に係る組織体制を合わせたものである。それに対し、国民保護計画では、避難所や二次避難所は、あくまで避難者に提供する避難の場であり、救援センター・二次救援センターは、避難者の生活支援を行う組織であると位置付け、避難場所と組織体制を分けている点が異なっている。

エ 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）（国民保護救援部物資班、国民保護総務部指令情報班）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

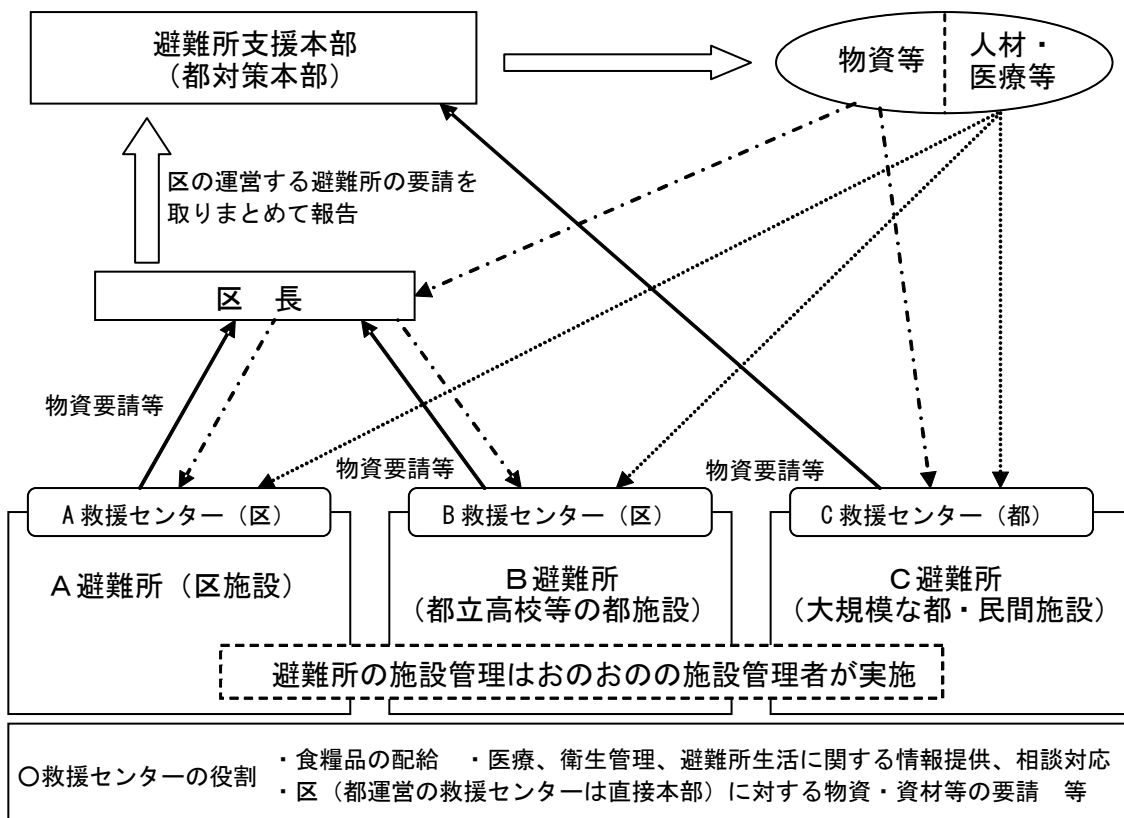
《避難所支援本部の概要》

都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

【避難所支援本部及び救援センターの役割】



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区（国民保護都市整備部応急住宅班）は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。入居者の選定においては、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とする。

なお、入居対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、現に居住する住家がなく、自らの資力では住家を確保することができない者とする。

（２）食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等を誘導する場合においても必要に応じて食品や飲料水の供給等を行うなど、避難途上の住民に対する救援を行う。

また、区（国民保護救援部物資班、各救援隊本隊）は、避難所ごとに割り当てられた避難者数・世帯数に基づき、食品・飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、必要な食料等を調達・配分する。

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品（事前配置分を含む。）又は調達品を持って充てる。

① 飲料水の供給

区（国民保護救援部物資班、各救援隊本隊、国民保護医療救護部情報・庶務班）は、武力攻撃災害により水道施設の損壊等により飲料水の供給が停止した場合、必要に応じて震災対策用の備蓄を活用するほか、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携しながら直ちに応急給水活動を実施する。

応急給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。応急給水の実施に際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。

区（国民保護救援部物資班）は、災害規模の拡大等により人員に不足を生じる場合には、他の各部の応援のほか、区（国民保護救援部庶務班）を通じて、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。

ア 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、災害時給水ステーション（給水拠点）である震災対策用応急給水槽において、応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。

また、浄水場（所）・給水所では、区（国民保護救援部各救援隊本隊）が被災者への応急給水を行い、都は応急給水に必要な資器材等の設営を行うこととしている。

イ 救援センターにおける給水

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、前記アの災害時給水ステーション（給水拠点）から、開設された救援センターに飲料水を搬送し応急給水を実施する。この場合において、区（国民保護総務部庁舎班）が区有車及び調達車両を確保する。

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、区民への給水を行うため、災害備蓄倉庫・学校防災倉庫から給水用資器材を搬出する。

ウ 医療機関等への給水

区（国民保護医療救護部情報・庶務班、国民保護救援部庶務班）は、災害拠点病院等及び重度心身障害児（者）施設等の福祉施設において、応急給水を必要とする場合、都に緊急要請を行う。都は車両輸送を行うが、区も可能な限り協力するものとする。

エ 給水に関するその他の措置

区（国民保護救援部物資班）は、被災状況等により、よりきめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援態勢等給水態勢の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることも考慮する。

また、区（国民保護救援部物資班）は、道路障害物除去の遅れ等により、給水所等からの搬送が困難な場合は、区立小・中学校等の受水槽やスタンドパイプ等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

② 生活水の確保

区（国民保護救援部物資班）は、飲料水以外にも、トイレや洗濯等、避難住民等が生活をする上で必要となる生活水を確保する。

③ 食品の調達・搬送

区（国民保護救援部物資班）は、武力攻撃災害により食品流通機構が一時的に麻痺状態を来した場合は、必要に応じて震災対策用の備蓄の活用あるいは災害時協定に基づく要請を行うほか、都福祉保健局と連携しながら速やかに食品の配布を実施する。

また、区（国民保護救援部物資班）は、災害規模の拡大等により人員に不足が生じる場合には、他の各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。

ア 食品の搬送

- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、区が備蓄する物資及び都が区に事前配置している物資で都福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資を、各救援センターへ搬送する。
- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、あらかじめ定められた区内3か所の地域内輸送拠点（永福体育館、上井草スポーツセンター、高円寺体育館）や食品等集積地まで搬送された都からの救援物資について、各救援センターへの搬送を行う。
- ・武力攻撃災害の状況に応じてあらかじめ定められた集積地が確保できない場合は、他の区施設及び区立小・中学校をあてる。区内に集積地を確保できない場合、区（国民保護総務部総務班）は特別区相互支援体制により、支援区に協力を求める。

- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、民間協力団体からの調達物資について、調達先の団体保有の車両の協力を得て搬送する。この場合において、区（国民保護総務部庁舎班）は区有車及び調達車両を確保する。

イ 食品の配布

- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等に対する給食を、原則として救援センターにおいて実施する。なお、学校の給食施設が使用可能なときは、積極的に活用する。
- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、救援センターにおける食品の配布について、防災市民組織、町会・自治会等の協力により公平かつ円滑に実施する。
- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、都が区に事前措置している備蓄分（ビスケット、乾燥米）について、都福祉保健局長の承認を受けてから給与する。
- ・区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、炊き出しに必要な炊飯器具は区の備蓄を使用し、燃料については、災害時協定に基づく供給を受ける。
- ・区（国民保護救援部物資班）は、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与が実施できないときは、炊き出し等について都に要請する。

④ 生活必需品等の供給

区（国民保護救援部物資班、各救援隊本隊）は、避難住民等の救援・救護に必要な生活必需品や資機材について、必要に応じて震災対策用の備蓄の活用あるいは災害時協定に基づく要請を行うほか、都福祉保健局と連携しながら確保する。

ア 生活必需品等の搬送

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、生活必需品等の搬送について、食品の搬送に準じて実施する。

イ 生活必需品等の配布

（ア）給与品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等とする。

（イ）区（国民保護救援部各隊本隊）は、生活必需品等の被災者への配布について、食品の配布に準じて救援センターにおいて実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

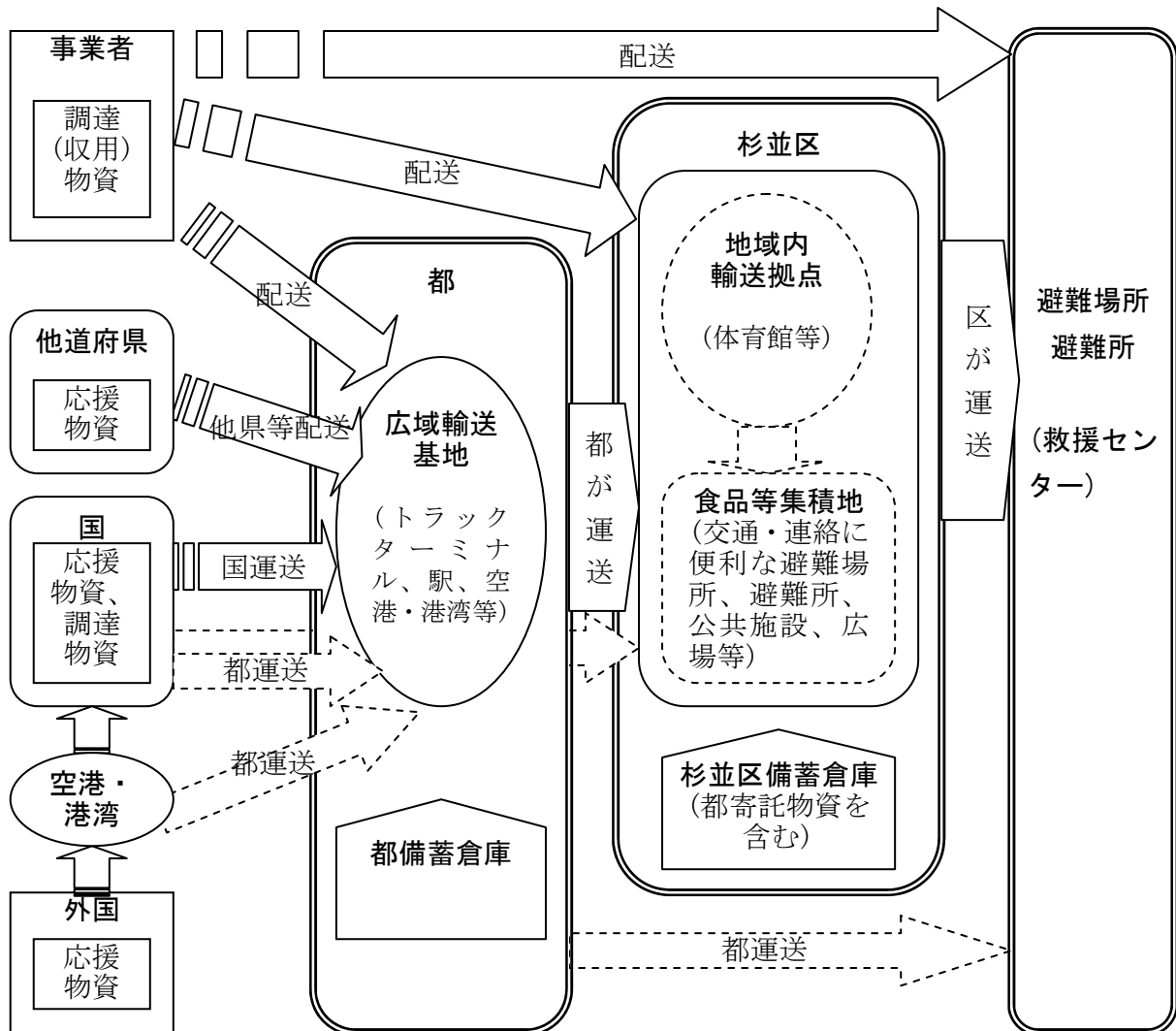
- ・毛布・その他の寝具類

原則として、11歳以下及び65歳以上の者を優先に配布する。

（ウ）区（国民保護救援部各救援隊本隊、各救援隊本隊、国民保護総務部総務班）は、生活必需品等の給（貸）与の実施が困難なときは、都に応援を要請するものとする。

（エ）区（国民保護救援部各隊本隊）は、都が区に事前措置している備蓄分について、都福祉保健局長の承認を受けてから給（貸）与する。

【緊急物資等の配送の概要】



※実線の矢印が基本的な配送・運送ルート、
点線の矢印は状況に応じて実施される配送・運送ルート

(3) 医療の提供

① 医療に関する情報提供

区（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民等に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供

ア 区対策本部医療救護部の体制

区（国民保護医療救護部）は、杉並保健所内に情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センター内に荻窪保健活動班、高井戸保健センター内に高井戸保健活動班、高円寺保健センター内に高円寺保健活動班を設置する。

各保健活動班は、緊急医療救護所又は急性期以降必要に応じて開設する医療救護所を所管する。

区（国民保護医療救護部）は、警察、消防、医師会、病院等の医療機関等と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に関する連絡調整のほか、以下に定める活動を行う。

【区対策本部医療救護部の活動内容】

		設置場所	活動内容
情報・庶務班		杉並保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都その他の防災関係機関、区内医療機関に関する情報収集、連絡調整 ・医療救護部全体の統括 ・各班との連絡調整 ・医療関係ボランティアの受入れ ・災害医療資器材の管理
衛生班	感染症担当	杉並保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・救援センターにおいて健康調査や指導相談などの防疫指導、支援 ・感染症発生時には保健指導を強化、まん延予防策
	衛生担当	杉並保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・救援センターの環境指導 ・飲み水、食料品の検査・指導 ・感染症、食中毒等の発生予防
	動物担当	杉並保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・救援センターにおける動物保管や飼育指導 ・負傷動物救護所の設置等（獣医師会との連携）
	検査担当	衛生試験所	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易検査・衛生指導・衛生検査（衛生担当、感染症担当との連携）
保健活動班		荻窪、高井戸、高円寺各保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所等の設置・運営 ・管内医療機関に関する情報収集、連絡調整 ・その他保健活動

イ 緊急医療救護所等の設置及び医療救護班等の編成

区（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、（社）杉並区医師会等に対し、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成するよう要請する。また、医療救護について必要と認めたときは、都福祉保健局や都医師会等に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

医療救護班等は、区の要請を受けて、区が設置する緊急医療救護所及び歯科医療救護所において、医療救護活動に従事する。医療救護班等は、これら緊急医療救護所等において以下の医療救護活動に従事することとされている。

【医療救護班等の活動内容】

	超急性期まで (災害発生から概ね3日以内)	急性期以降 (災害発生から概ね4日以降)
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージの実施 ・ 医療機関等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 軽症者等に対する医療及び応急処置 ・ 死亡の確認 ・ その他、遺体検索の協力等 	災害医療派遣チーム等と協働して、各救援センター及び地域を巡回して医療救護活動を行う。
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者、災害時要配慮者等に対する調剤、服薬指導 ・ 緊急医療救護所における医薬品の管理等 	
接骨救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指示による負傷者の応急救護 ・ 接骨救護 	
歯科医療救護班	超急性期までは、原則として設置しない。 (遺体の身元を確認する必要性が高い場合に法歯学上の協力等を行う。)	歯科医療救護所において、歯科診療・指導等を行う。 また、必要に応じて各救援センター及び地域を巡回して、歯科医療救護活動を行う。

ウ 医薬品等の調達

災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、緊急医療救護所を開設する病院に配備している。また、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備している。

【医薬品等の備蓄の状況】

備蓄	整備状況
医薬品等の備蓄	緊急医療救護所 11 か所
災害救急接骨セット	震災救援所 65 か所

また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき医薬品卸売販売会社 8 社に医薬品等の供給を要請する。

(ア) 医薬品等の搬送

区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、調達した医薬品の搬送について、食品の搬送と同じ方法で行う。

(イ) 血液製剤の供給

区（国民保護医療救護部各保健活動班）は、医療機関等より、血液製剤が必要と要請を受けた場合、都福祉保健局に協力を要請する。都は、日本赤十字社東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが、(財)献血供給事業団との密接な連絡のもとに、供給を実施する。

③ 患者の搬送

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から緊急医療救護所まで患者を搬送する。

また、区（国民保護医療救護部各保健活動班）は、緊急医療救護所において医療救護を行った者のうち、医療機関での治療が必要な者（重症患者等）について、緊急医療救護所を開設する災害拠点病院等へ受入要請を行う。他区市町村の災害拠点病院への搬送が必要な場合は、都と連携し、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区（国民保護関係部班）は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 電話その他の通信設備の提供

区（国民保護総務部総務班、国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(6) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区（国民保護都市整備部応急住宅班）は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

なお、対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは日常生活を営むことができなく、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(7) 学用品の給与

区（国民保護総務部応急教育班）は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配布する。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

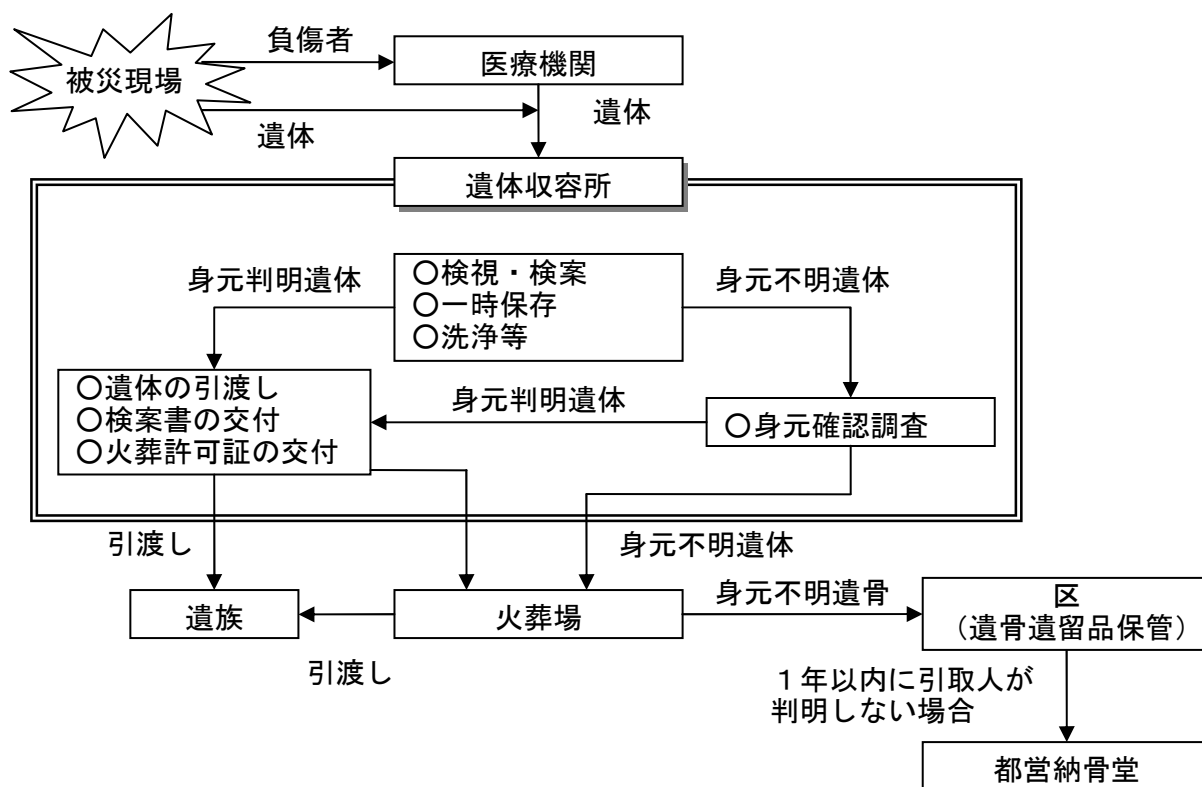
① 行方不明者の捜索

区（国民保護関係部班）は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、警視庁、東京消防庁が中心となって行う、行方不明者の捜索に協力する。

② 遺体の処理

区（国民保護救援部庶務班、各救援隊本隊）は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

【遺体取扱いの流れ】



ア 遺体の搬送

区（国民保護救援部庶務班、各救援隊本隊）は、3か所の遺体収容所（荻窪体育館、妙正寺体育館、大宮前体育館）の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

イ 検視・検案

(ア) 検視・検案体制

	活動内容
区 (国民保護救援部庶務班、 各救援隊本隊)	武力攻撃災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警察署に開設状況を報告する。(遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施。)
都	(1) 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣する。 (2) 都福祉保健局長は、区長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
警察署	(1) 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 (2) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
都医師会 都歯科医師会	都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

(イ) 区民への情報提供

区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するため、都及び警察署等と連携し、区民に対し死亡者に関する的確な情報を提供する。

(ウ) 遺体の身元確認

- ・区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、遺体収容所において、火葬許可書を発行する。
- ・区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成のうえ、納棺し氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- ・区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談を受けるとともに、身元引受人の発見に努める。
- ・区(国民保護救援部各救援隊本隊)は、身元の確認ができず警察から引渡された場合については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)により処理するものとする。

(9) 埋葬及び火葬

ア 棺等の調達

区（国民保護救援部庶務班）は、遺体の処理を進めるため、棺、ドライアイス等を災害時協定に基づき調達する。

イ 埋葬、火葬

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引渡す。必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品及び遺骨に「遺留品処理票」・「遺骨処理票」を付し、一時保管する。家族その他から遺骨及び遺留品の引取り希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、遺族等の引取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

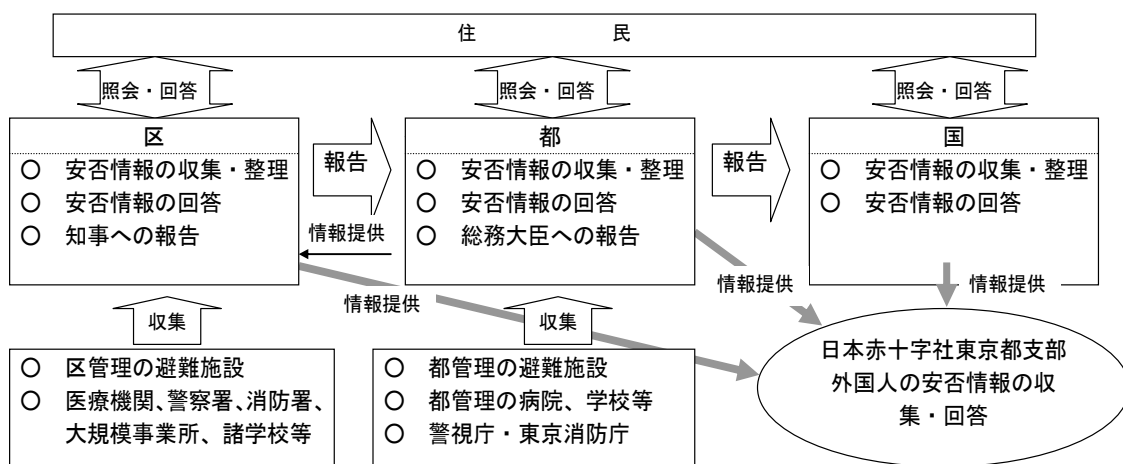
区（国民保護都市整備部がれき対策班）は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力しこれらを除去する。

- ・区（国民保護都市整備部がれき対策班）は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。（都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施することとしている。）
- ・使用資材等は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。区（国民保護都市整備部がれき対策班）は、労力、機械等が不足する場合、都に応援を要請する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区（国民保護関係部班）は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

【安否情報の収集の役割分担】

- ・ 区……区管理の避難施設、区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・ 都……都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

【収集・報告すべき情報】

《避難住民（負傷した住民も同様）》

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

《死亡した住民》

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の同意

（２）安否情報収集への協力要請

区（国民保護関係部班）は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

（３）安否情報の整理

区（国民保護総務部総務班）は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図る。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

（４）対処にあたる職員・家族の安否確認

区（国民保護総務部総務班）は、国民保護措置にあたる職員がその活動に専念できるよう、職員の安否情報を収集し適切に家族に提供するとともに、家族の安否情報についても収集し適宜職員に提供する。

2 都に対する報告

区（国民保護総務部指令情報班）は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

- ① 区（国民保護総務部広報班）は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 区（国民保護総務部総務班）は、住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、E-mailなどでの照会も受け付ける。

（2）照会者の本人確認

- ① 区（国民保護総務部総務班）は、窓口において安否情報の照会を受けつける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 区（国民保護総務部総務班）は、口頭や電話、E-mailなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

（3）安否情報の回答

- ① 区（国民保護総務部総務班）は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 区（国民保護総務部総務班）は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第 5 号により回答する。
- ③ 区（国民保護総務部総務班）は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（４）個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区（国民保護総務部指令情報班）は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（3）、（4）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 災害時要配慮者の避難・支援

区は、武力攻撃事態等において、災害時要配慮者に対する支援等必要な対策及び調整等を適切に行うため、以下の事項を定める。

1 災害時要配慮者の避難

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、個人情報保護条例に配慮しつつ、災害時要配慮者の安否や所在等に関する把握状況に漏れがないかを確認し、必要に応じて、職員等を派遣し、災害時要配慮者の避難支援にあたる。

（1）要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦に対する避難時の配慮

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、平素から所在等を把握している要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦といった、自力で歩行することが困難な災害時要配慮者に対し、避難の指示の伝達や武力攻撃災害の発生状況等について、携帯メール等の方法により、災害時要配慮者の実情に応じて適切な情報提供を行う。

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、車椅子対応バス等、災害時要配慮者の避難支援を行う上で適切な搬送車両等を手配し、災害時要配慮者の避難誘導を行う。特に、在宅介護者に対しては、介護ヘルパーや介護サービス事業者と協力して避難支援等を行う。

（2）児童・生徒等に対する避難時の配慮

区（国民保護救援部各救援隊本隊、国民保護総務部応急教育班）は、学校や子供園、保育園等（以下「学校等」という。）の管理者に対し、避難の指示の伝達や武力攻撃災害の発生状況等について迅速かつ確実に情報提供するとともに、児童・生徒、園児等（以下「児童・生徒等」という。）の避難の実施状況等について、学校等の管理者を通じて把握する。

学校等の管理者は、児童・生徒等を当該学校等以外の施設に避難させる場合には、教職員や保育士等が引率して集団で避難させ、保護者に対してメール配信サービスや緊急連絡網を使い連絡する。また、その後の状況に応じて、児童・生徒等を保護している場合には、保護者への引渡しまで責任を持って行う。

(3) 外国人に対する避難時の配慮

区（国民保護救援部各救援隊本隊、庶務班）は、区に在住する外国人に対し、避難の指示の伝達、武力攻撃災害の発生状況、避難所の開設場所等について、迅速かつ適切な情報提供を行うため、わかりやすい日本語による、防災行政無線等による伝達とともに杉並区交流協会と連携し、外国人の使用言語に応じた語学ボランティアを受入れ、対応する。

2 災害時要配慮者の支援

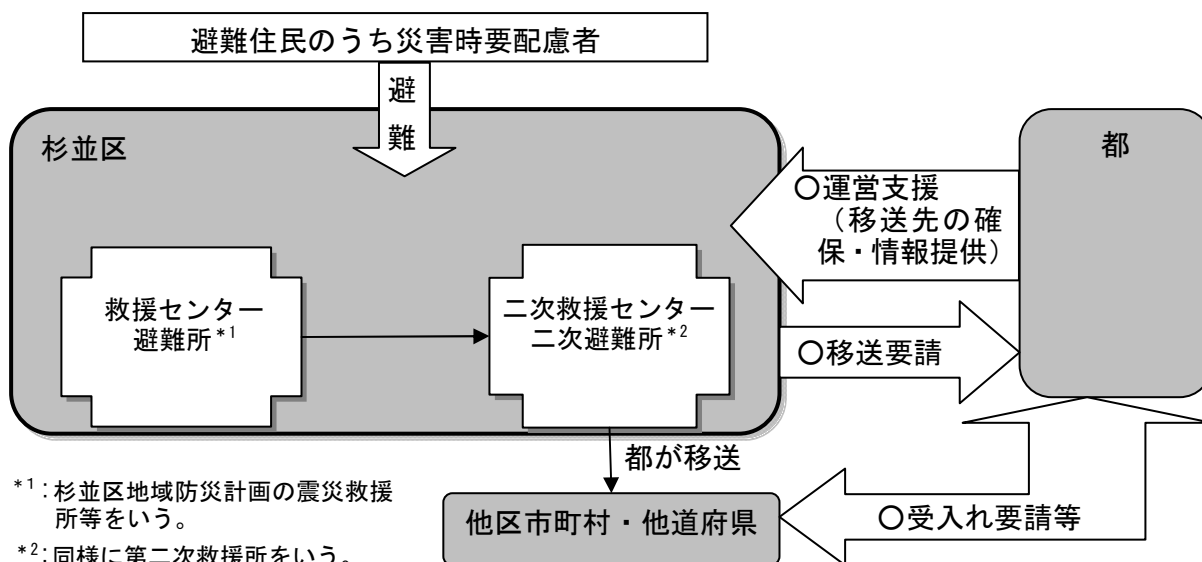
区は、武力攻撃事態等における災害時要配慮者の生活において、実情に応じて配慮が必要な場合が考えられることから、二次救援センターの運営による二次避難所を開設し、必要な生活支援等の救援対策を講じる。

(1) 二次避難所の開設

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、災害時要配慮者のうち、避難所での生活が極めて困難な者については、避難状況等を勘案のうえ、地域区民センター（7か所）に二次避難所を開設する。

なお、都は、二次避難所から他区市町村等への移送、二次避難所の運営支援や他区市町村等の受入れ先の調整等を行うこととしている。

【災害時要配慮者の移送の流れ】



(2) 災害時要配慮者に配慮した食品の提供

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難所等において、乳幼児、高齢者等に対し、粉ミルクやおかゆ等の食品を、必要に応じ備蓄を活用して提供する。

当該食品が不足する場合は、必要となる物資の種類や数量について把握し、国民保護救援部物資班を通じて調達する。

(3) 介助用品、資機材等の提供

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、二次避難所において、高齢者、障害者等に対し、車椅子や車椅子対応の仮設トイレ等の介助用品や資機材等を、必要に応じ備蓄を活用して提供する。

当該資機材等が不足する場合は、必要となる資機材の種類や数量について把握し、国民保護救援部物資班を通じて調達する。

(4) 災害時要配慮者の支援内容の把握

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、災害時要配慮者の生活支援のため、必要となる支援内容を把握する。在宅介護者に対しては、介護ヘルパーや介護サービス事業者と協力して、必要となる支援内容を把握する。

(5) 生活支援のための人材確保

区（国民保護救援部各救援隊本隊、庶務班）は、把握した支援内容に基づき、二次避難所や居宅を巡回する相談員、健康相談担当者、外国語が堪能な生活相談担当者等、災害時要配慮者の生活支援を行うために必要な人材を確保する。

(6) 相談員の巡回及び健康相談の実施

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、二次避難所又は居宅において、生活支援のために確保した人材を巡回させ、災害時要配慮者の生活状況を確認するとともに、災害時要配慮者の健康相談を行う。

また、区（国民保護救援部各救援隊本隊）は状況に応じて、社会福祉施設等への受入れ要請等を実施する。

(7) 応急仮設住宅等への入居者選定にあたっての配慮

都は、必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の応急仮設住宅等を建設することとしている。

区（国民保護救援部各救援隊本隊、国民保護都市整備部応急住宅班）は、都が策定する入居者の選定基準に基づき、災害時要配慮者を優先的に選定するよう配慮する。

第9章 他地域からの避難住民等の受入れ

区は、要避難地域に指定された他県等又は都内の他区市町村の避難住民等について、都から受入地域としての通知を受けた場合は、区が避難住民等を受入れることから、必要な事項について以下のとおり定める。

1 受入れ態勢の整備

(1) 他県等からの避難住民等の受入れ

知事は、国の避難措置の指示を受けて避難住民等を受入れる必要があるときは、要避難地域の道府県及び避難経路となる県と協議し、次の点に留意しつつ受入地域を迅速に決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知を行う。

- ・避難住民等の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（都営住宅等の収容施設を含む）の状況や受入体制の確保
- ・避難経路となる都県を結ぶ幹線道路及び鉄道路線等と避難施設までの経路の被災状況等の把握

区（国民保護関係部班）は、知事から、受入地域として本区が指定された旨の通知を受けた場合は、避難住民等の受入れ態勢を速やかに整える。

(2) 都内の他区市町村からの避難住民等の受入れ

区（国民保護関係部班）は、要避難地域に指定された他区市町村の避難住民等について、都から受入地域としての通知を受けた場合は、避難住民等の受入れ態勢を速やかに整える。

2 避難住民等の誘導への協力

知事は、要避難地域の区市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、要避難地域と緊密に連絡を取りつつ、避難住民等の移動方法に応じた都内での運送を確保する等、必要な協力を行うこととしている。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、他地域からの避難住民等の避難誘導について、都及び要避難地域の区市町村と協力して実施する。

3 避難住民等の救援の協力

区長（国民保護関係部班）は、受入れた避難住民等に対して、食品・飲料水の提供等、知事が実施する救援措置の協力を行う。

4 避難住民等の安否情報の収集・提供

区（国民保護総務部総務班）は、安否情報の収集・提供について、都及び要避難地域の区市町村と協力して行う。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区（国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。また、必要に応じて都に対し支援を要請する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区（国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

① 防疫対策の体制及び活動内容

区（国民保護医療救護部衛生班）は、防疫対策として、衛生担当、感染症担当を編成し、以下の活動にあたる。区（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、防疫活動の実施に当たり、区だけでは対応できないと認めるときは、都福祉保健局又は医師会等に協力を要請する。

- ・ 避難所及び家屋内外等の消毒
- ・ 避難所におけるトイレや汚物集積所の清掃・消毒等、生活衛生の確保
- ・ 被災者に対する食品・生活環境等の衛生指導
- ・ 飲料水の衛生確保

② 感染症患者発生時の対応

区（国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講じる。

また、区（国民保護医療救護部情報・庶務班）は、医療機関等への搬送体制を整えるとともに、都福祉保健局へ通報する。

(3) 食品衛生確保対策

区（国民保護医療救護部衛生班）は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区（国民保護医療救護部衛生班、国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区（国民保護医療救護部各保健活動班、国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 区（国民保護清掃部清掃庶務班）は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 区（国民保護清掃部清掃庶務班）は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区（国民保護清掃部）は、杉並区地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 区（国民保護清掃部）は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに沿って、平時より非常時における近隣自治体との連携体制を構築し、相互支援により廃棄物の処理を図っていく。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区（国民保護総務部生活復興計画班）は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童・生徒等に対する教育

区（国民保護総務部応急教育班）は、都教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等と関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

① 応急教育の実施

区（国民保護総務部応急教育班）は、被災学校ごとに応急教育に関する情報及び指令の伝達について万全を期する。

② 学校納付金等の減免

区（国民保護総務部応急教育班）は、被災した区立学校等の児童・生徒に対する学校納付金等の減額、免除その他の特別措置を講ずる。

（2）公的徴収金等の減免等

区（国民保護総務部生活復興計画班）は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税等（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

※公的徴収金等：区税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料。

なお、区で取り扱わないものは、都税、国税、国民年金保険料。

3 公共的施設の適切な管理

区は、道路や橋りょう等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

(1) 道路及び橋りょう

区（国民保護都市整備部土木各班）は、所管する道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物など並びに落橋等による通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

(2) 河川及び内排水施設

区（国民保護都市整備部土木班）は、低地帯等において河川又は内水の氾濫による浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して排水し、能力不足のときは、区内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。

(3) 災害時対応施設

① 活動態勢

区（国民保護総務部区有施設点検班）は、救援、救護活動の拠点となる主要な施設等の点検作業を実施する。

② 対象施設

- ・ 地域区民センター（7か所）
国民保護救援部救援隊本隊及び二次避難所が設置される施設
- ・ 杉並保健所（1か所）
医療救護部が設置される施設
- ・ 区立小中学校等（65か所）
避難所が開設される施設
- ・ 障害者施設（4か所）、済美養護学校
福祉救援所が設置される施設
- ・ 災害拠点病院（2か所）
主に重症者の治療・収容を行う都が指定する病院
- ・ 災害拠点連携病院等（計10か所）
主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院
- ・ 補助・代替施設（22か所）
避難所が使用不可能な場合等に開設される施設
- ・ 体育館等
遺体収容所及び食料、救援物資等の集積地等として設置される施設

③ 点検作業

区（国民保護総務部区有施設点検班）は、7つの地域区分にしたがい、被災の著しい地域から優先して点検作業を実施する。ただし、被災に関する情報が不十分な場合は、情報収集を兼ねて本庁舎から遠方の地域から開始し、特定の地域に偏らないように実施する。

点検は、「区有施設等点検基準」に基づき実施するものとし、判定結果を当該施設の管理者等に伝達するとともに、見やすい場所に判定シールを貼付する。

④ 施設の使用禁止等の申し入れ・緊急の措置

区（国民保護総務部区有施設点検班）は、施設の被災が著しいため明らかに危険な場合は、現地において当該施設の関係職員に対して、使用禁止等の措置を申し入れるとともに、協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

⑤ 応急復旧対策

区（国民保護総務部区有施設点検班）は、救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の点検を行う。飲料水の確保やトイレの機能等に支障を来たす場合、応急修理を行い、施設の使用に必要な最低限の機能を確保するよう努める。

なお、この作業は、区職員による他、建設業協会の協力を得て実施するものとする。

第4編 緊急対処事態への対処

		頁
第1編 総論		3
第1章	区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務・業務の大綱	8
第4章	区の地理的・社会的特徴	12
第5章	区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
第2章	大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
第1章	区国民保護対策本部の設置等	50
第2章	関係機関相互の連携	60
第3章	警報の伝達等	65
第4章	武力攻撃災害への対処	69
第5章	避難住民の誘導等	84
第6章	救援	95
第7章	安否情報の収集・提供	109
第8章	災害時要配慮者の避難・支援	113
第9章	他地域からの避難住民等の受入れ	116
第10章	保健衛生の確保その他の措置	118
第11章	国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急対処事態への対処		123
第1章	緊急対処事態	124
第2章	緊急対処事態の事態認定前における初動対処	126
第3章	緊急対処事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
第1章	応急の復旧	130
第2章	武力攻撃災害の復旧	132
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
第1章	組織・体制の整備等	136
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	174
第4章	国民保護に関する啓発	176

区は、諸外国の大都市等において大規模なテロが多く発生している状況を踏まえて、緊急対処事態への対処を重視する。

本編は、緊急対処事態への対処に関して特に必要な事項を記載する。

第1章 緊急対処事態

1 緊急対処事態における緊急対処保護措置

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【緊急対処事態に共通する特徴】

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。そのため、区は、緊急対処事態において実施する緊急対処保護措置について、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される。区は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 本区の特性を踏まえた緊急対処事態の事態例

区国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、**第1編第5章2** (P20～P22) に掲げるとおりである。

これらの事態類型について、本区の地理的・社会的特徴等を踏まえて想定される事態例を以下に示す。

【本区の特性を踏まえた緊急対処事態の事態例】

事態類型	本区の特性を踏まえた事態例
① 大規模集客施設等への攻撃	ターミナル駅・列車の複数爆破テロ
② 危険物施設等への攻撃	テロリストによる危険物施設の占拠・破壊
③ 大量殺傷物質による攻撃	駅地下通路での化学剤テロ 集客施設における秘匿的な生物剤テロ
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機ハイジャックによる自爆テロ

4 緊急対処事態に関する読替え

区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

【区国民保護計画における緊急対処事態に関する読替え】

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・国際人道法に関する規定
- ・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第2章 緊急対処事態の事態認定前における初動対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による緊急対処事態の事態認定の有無等にかかわらず、都及び警察・消防等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

区は、区危機管理対策本部又は区災害対策本部（以下、「区危機管理／災害対策本部」という。）を設置し、都及び警察・消防等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

また、区危機管理／災害対策本部は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防等関係機関（必要に応じて区域に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

区危機管理／災害対策本部は、区としての確かつ迅速に対処するため、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び都に対する区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

→詳細は第2編を参照（P29～P47）

第3章 緊急対処事態の事態認定後における対処

1 緊急対処事態における警報の伝達

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関等に対し警報を通知・伝達する。なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

2 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合の対処

区は、国による緊急対処事態の事態認定はなされたが区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない段階では、区危機管理／災害対策本部を設置し、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

→詳細は第2編を参照（P29～P47）

3 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合の対処

区（危機管理室）は、国による緊急対処事態の認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合、区緊急対処事態対策本部を設置し、原則として武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて、緊急対処保護措置を行う。

区危機管理／災害対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、区危機管理／災害対策本部は廃止する。その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

また、区（国民保護総務部総務班）は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

→詳細は第3編を参照（P49～P122）

第5編 復旧等

		頁
第1編 総論		3
	第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
	第3章 関係機関の事務・業務の大綱	8
	第4章 区の地理的・社会的特徴	12
	第5章 区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
	第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
	第1章 区国民保護対策本部の設置等	50
	第2章 関係機関相互の連携	60
	第3章 警報の伝達等	65
	第4章 武力攻撃災害への対処	69
	第5章 避難住民の誘導等	84
	第6章 救援	95
	第7章 安否情報の収集・提供	109
	第8章 災害時要配慮者の避難・支援	113
	第9章 他地域からの避難住民等の受入れ	116
	第10章 保健衛生の確保その他の措置	118
	第11章 国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急対処事態への対処		123
	第1章 緊急対処事態	124
	第2章 緊急対処事態の事態認定前における初動対処	126
	第3章 緊急対処事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
	第1章 応急の復旧	130
	第2章 武力攻撃災害の復旧	132
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
	第1章 組織・体制の整備等	136
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	174
	第4章 国民保護に関する啓発	176

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区（国民保護総務部区有施設点検班）は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区（国民保護総務部指令情報班）は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区（国民保護総務部総務班）は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 輸送路の確保に関する応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路や橋りょうについて、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告する。また、被害の状況に応じて、救援活動、物資輸送等のための交通路を確保するため、必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(1) 区道の応急の復旧

区（国民保護都市整備部土木各班、がれき対策班）は、被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早急に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。なお、作業は、区において選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行うものとし、その後逐次一般区道の復旧作業を行う。

① 道路障害物除去作業

区（国民保護都市整備部土木各班、がれき対策班）は、都道及び国道の管理者と緊密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協定を締結した区内建設業者に要請して、がれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線（3m）とする。

② 応急復旧の実施

区（国民保護都市整備部土木各班）は、応急復旧すべき道路面に生じた亀裂、陥没等は、区所有の材料をもって埋戻し、応急復旧を行う。また、雨水の浸透、洗掘等により二次的被害のおそれのある場合は、適宜な方法により締固め又は水回しなどを施工する。

なお、状況に応じて、道路障害物除去と同様区内建設業者に要請し、応急復旧を行う。

③ その他の措置

区（国民保護都市整備部土木各班）は、下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占有者に連絡する。

（2）橋りょうの応急の復旧

区（国民保護都市整備部土木各班）は、落下、又は危険と認められた橋りょうについて、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を表示する。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区（国民保護関係部班）は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区（国民保護関係部班）は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行い、また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区（総務部）は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区（総務部）は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区（総務部）は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区（総務部）は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区（総務部）は、都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第6編 平素からの備え

		頁
第1編 総論		3
	第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等	4
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
	第3章 関係機関の事務・業務の大綱	8
	第4章 区の地理的・社会的特徴	12
	第5章 区国民保護計画が対象とする事態	19
第2編 事態認定前における初動対処		29
	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
	第2章 大規模テロ等の類型に応じた対処	43
第3編 武力攻撃事態等への対処		49
	第1章 区国民保護対策本部の設置等	50
	第2章 関係機関相互の連携	60
	第3章 警報の伝達等	65
	第4章 武力攻撃災害への対処	69
	第5章 避難住民の誘導等	84
	第6章 救援	95
	第7章 安否情報の収集・提供	109
	第8章 災害時要配慮者の避難・支援	113
	第9章 他地域からの避難住民等の受入れ	116
	第10章 保健衛生の確保その他の措置	118
	第11章 国民生活の安定に関する措置	120
第4編 緊急対処事態への対処		123
	第1章 緊急対処事態	124
	第2章 緊急対処事態の事態認定前における初動対処	126
	第3章 緊急対処事態の事態認定後における対処	127
第5編 復旧等		129
	第1章 応急の復旧	130
	第2章 武力攻撃災害の復旧	132
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	133
第6編 平素からの備え		135
	第1章 組織・体制の整備等	136
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	162
	第3章 物資及び資材の備蓄、整備	174
	第4章 国民保護に関する啓発	176

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各部局における平素の業務

区各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

平素における国民保護に関する業務は、危機管理室長による統括の下、各部局がその所掌にしたがって分担して行う。危機管理室長は、危機管理対策会議を開催する等により、体制整備等の進捗状況を管理するとともに、各部局間の調整、国民保護に関する今後の施策の企画・立案等を行う。

なお、自然災害、武力攻撃や大規模テロなどの緊急対処事態等、予期せぬ事態が発生した際は、杉並区業務継続計画【震災編】を準用する。

【各部局等における平素の業務】

部等名	平素の業務
政策経営部	1 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること (不服申立て、訴訟に関すること) 2 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 3 区有施設の点検及び応急対策に関すること 4 部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること
総務部	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 初動体制の整備に関すること 5 職員の参集基準の整備に関すること 6 非常通信体制の整備に関すること 7 指定地方行政機関、自衛隊、東京都、警視庁、東京消防庁、指定公共機関、指定地方公共機関との連携体制の整備に関すること 8 東京都に対する協議・報告に関すること 9 近隣自治体との協議・連絡等に関すること 10 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること (損失補償、損害賠償に関すること)

部等名	平素の業務
	11 研修、訓練、啓発に関する事 12 危機情報等の収集、分析等に関する事 13 特殊標章等の管理に関する事 14 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 16 安否情報の収集・提供体制の整備に関する事 17 区役所庁舎における警戒等の予防対策に関する事 18 車両の調達に関する事 19 緊急通行車両確認標章に関する事 20 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 21 報道機関との連絡に関する事 22 避難施設の指定への協力に関する事 23 義援金品の受付及び送付に関する事 24 義援金品の配分に関する事 25 物資の備蓄に関する事 26 物資の運送及び配分に関する事 27 その他各部等に属さない武力攻撃事態等に関する整備に関する事
区民生活部	1 避難施設の運営及び体制の整備に関する事 2 被災者に対する区民税の減免及び徴収猶予に関する事 3 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事 4 中小企業に関する事 5 救援物資の調達、管理及び搬送に関する事 6 物資輸送に係る指定地方公共機関等との連携体制の整備に関する事 7 遺体の収容及び引き渡し並びに埋葬及び火葬に関する事 8 避難者の輸送体制の整備に関する事 9 国民保護に係るボランティアの受入れ及び調整に関する事 10 部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する事
保健福祉部	1 避難施設の運営及び体制の整備に関する事 2 移動制約者、困難者の輸送体制の整備に関する事 3 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 4 被災者に対する国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の減免及び徴収猶予に関する事 5 災害時要配慮者のデータベースの整備に関する事 6 国民保護に係るボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 被災者の捜索及び救出に関する事 8 緊急医療救護所における医療救護に関する事

部等名	平素の業務
	9 医薬品の管理、配分及び調達に関すること 10 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関すること 11 防疫その他の保健衛生に関すること 12 医療救護に係るボランティアの受け入れに関すること 13 遺体の収容及び引渡し並びに埋葬及び火葬に関すること 14 毒物及び劇物の保安対策に関すること 15 義援金の配分に関すること 16 応急保育に関すること（学童クラブ含む） 17 区立保育園・子供園・児童館の児童等の保護に関すること 18 部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること
都市整備部	1 住宅等の建設、補修等のための融資等に関すること 2 応急仮設住宅等の運営に関すること 3 区営住宅に関すること 4 道路及び橋りょうの保全に関すること 5 水防に関すること 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること 7 公園の保全及び災害時の利用に関すること 8 がれき処理対策に関すること 9 建物の応急危険度判定に関すること 10 部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること
環境部	1 毒物及び劇物の保安対策に関すること 2 廃棄物（し尿を含む）の処理に関すること 3 部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること
会計管理室	現金及び物品の出納及び保管に関すること
教育委員会事務局	1 避難施設の運営及び体制の整備に関すること 2 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること 3 区立学校の児童・生徒の保護に関すること 4 応急教育対策に関すること 5 区立学校等教育施設の警戒等の予防対策に関すること 6 被災児童及び生徒の教科書・学用品の調達及び支給に関すること 7 文化財の保護に関すること 8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関すること 9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関すること 10 区立学校等教育施設における警戒等の予防対策に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 区議会事務局	他部に対する応援のための体制整備に関すること

部等名	平素の業務
【参考】 警視庁	1 警備体制の整備に関する事 2 情報収集・提供等の体制整備に関する事 3 警備情報の収集に関する事 4 通信体制の整備に関する事 5 装備・資機材の整備に関する事 6 交通規制に関する事 7 生活関連等施設の安全確保の助言に関する事
【参考】 東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関する事 2 通信体制の整備に関する事 3 情報収集・提供体制の整備に関する事 4 特別区消防団に関する事 5 装備・資機材の整備に関する事 6 特殊標章の交付・管理に関する事（東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る）取扱所の安全化対策に関する事 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

2 区職員の参集基準等

区は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（1）職員の迅速な参集体制の整備

初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

（2）24時間即応体制の確立

区（危機管理室）は、武力攻撃事態等が発生した場合において、速やかに区長及び危機管理室職員に連絡をとるため防災宿日直制度を活用する。また、事態の推移に応じて速やかに対応するため、都市型災害対策緊急部隊を活用する。

ア 防災宿日直制度

休日・夜間警戒本部において、管理職員1名及び消防職員OB1名の2名体制で、都、警察署、消防署等との24時間情報連絡体制を敷いている。

イ 都市型災害対策緊急部隊

土日・休日・夜間において、危機管理室長を部隊長とした区内及び近隣区市在住の約 230 名の職員で構成される、都市型災害発生時に即応する部隊である。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区（危機管理室）は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備を図る。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態認定	状況	体制
無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生又は発生のおそれ) → 第 2 編 に記載	・情報収集・分析等の対応が必要な場合 (全庁的な対応の必要はなし) 等	①：危機情報収集体制
	・全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等	②-1：危機管理対策本部体制
	・突発的な事態が発生するなどにより、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合等	②-2：災害対策本部体制
有	本部設置指定通知前 → 第 2 編 に記載 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）等 	①：危機情報収集体制
	→ 第 2 編 に記載 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等 	②-1：危機管理対策本部体制 ②-2：災害対策本部体制
	本部設置指定通知後 → 第 3・4 編 を参照 <ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部等を設置し、国民保護措置を実施 	③-1：国民保護対策本部体制 ③-2：緊急対処事態対策本部体制

※ 危機管理対策会議において危機管理対策本部体制か災害対策本部体制かを決定する。

※ 突発的な事態が災害対策基本法上の災害に該当した場合に災害対策本部を設置する。
 なお、災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

【参集を要する職員】

体制	参集を要する職員
①：危機情報収集体制	危機管理室危機管理対策課・防災課職員
②-1：危機管理対策本部体制	危機管理対策会議の構成員及び危機管理室危機管理対策課・防災課、総務部総務課・広報課、関係部課職員
②-2：災害対策本部体制	非常配備態勢の基準に基づく職員
③-1：国民保護対策本部体制 ③-2：緊急対処事態対策本部体制	災害対策本部組織に準ずる職員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び危機管理室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・E-mail等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の対応が困難な場合の対応

区の幹部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。その際、各職員の代替職員を複数名指定する。区対策本部長、区対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長、区対策副本部長の代替職員】

代替順位	区対策本部長	区対策副本部長
1位順位	副区長	教育長
2位順位	教育長	政策経営部長
3位順位	政策経営部長	総務部長

(6) 本部の代替機能の確保

区（総務部）は、区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）が被災した場合等区対策本部を杉並区防災センターに設置できない場合に備え、区対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

【代替場所】

- ・第1候補・・・中央図書館
- ・第2候補・・・杉並清掃事務所高円寺車庫

(7) 職員の所掌事務

区（危機管理室）は、参集基準で定めた複数の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区（危機管理室）は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(9) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

区（危機管理室）は、都が作成するテロ等の類型に応じた各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

3 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区（危機管理室）は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防等関係機関と協議し定める。

4 平時における警戒

区（危機管理室）は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

(1) 危機情報等の把握・活用

区（危機管理室）は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

また、区（危機管理室）は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

(2) 危機情報等の共有

区（関係部）は、区危機管理対策会議を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

(3) 警戒対応

区（危機管理室）は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて区域に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。

また、区（危機管理室）は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成 18 年度決定）」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

5 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区（危機管理室）は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、杉並区地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

本区における消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の 2 団 16 分団である。これらの消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたりるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

区（危機管理室）は、消防団が避難住民等の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区（危機管理室）は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握しておく。

6 防災市民組織等との連携

(1) 防災市民組織の活性化の推進

区（危機管理室）は、防災市民組織に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び防災市民組織の活性化を推進するとともに、防災市民組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。また、武力攻撃や大規模テロ等の兆候を発見した場合の区への通報、避難誘導等、国民保護措置の実施に際して、協力を求める事項について平素から周知する。

(2) 社会福祉協議会等との連携によるボランティア団体の整備・支援

区（危機管理室、保健福祉部）は、防災のための連携体制を踏まえ、杉並区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

① ボランティア制度の活用

震災時のための様々なボランティア制度があるが、国民保護についても既存のボランティア制度の活用を進める。

ア 一般ボランティア

受入れ場所を「あんさんぶる荻窪」とし、杉並区社会福祉協議会との協定に基づき設立されたボランティアセンターが、参集したボランティア等の協力を得て行う。

イ 専門ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアで、外国人に対する語学ボランティアについては杉並区交流協会が受入れ窓口となっている。

ウ 東京都災害ボランティア

東京都災害ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを登録しておく制度である。現在、建築物の「応急危険度判定員」公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等がある。

② ボランティア団体の育成等

区は、震災対策と同様、杉並区社会福祉協議会等と連携して、ボランティア意識の啓発やボランティアコーディネーターの育成等を推進していく。

また、災害ボランティアとして、団塊の世代や昼間時の民間事業所や学生の組織化等の検討を図る。

7 国民の権利利益の救済に係る手続等

区（政策経営部、総務部）は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、損害補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		情報政策課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		政策法務担当

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区（各部）は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区（各部）は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区(各部)は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区(危機管理室)は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区(危機管理室)は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署(担当局等名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区(危機管理室)は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区を行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区(危機管理室)は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、杉並区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警視庁との連携

区（危機管理室）は、避難住民等の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

(6) 東京消防庁との連携

区（危機管理室）は、避難住民等の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

3 近隣自治体との連携

(1) 近隣自治体との連携

区（危機管理室）は、近隣自治体の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣自治体相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている自治体間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における連携を図る。

国民保護においては、区市町村を越える避難・救援の可能性が十分考えられ、特に、災害時要配慮者への対応等、担当課間の緊密な情報交換が必要な事項もあることに鑑み、平素から都や近隣自治体、担当課間の緊密な連携を図る。そこで、区（各部）は、都及び近隣自治体との連絡会を適宜開催する。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区（危機管理室）は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣自治体と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

区（各部）は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区（保健福祉部）は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、大規模テロ等の発生時に的確かつ迅速に医療を提供するため、区内に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築を図る。

さらに、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう国立感染症研究所、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

区（危機管理室）は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所との連携

区（危機管理室）は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区（危機管理室）は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 大規模集客施設等との連携

区（危機管理室）は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

また、区（関係部）は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

さらに、区（危機管理室）は、都及び警察・消防等関係機関と協力し、施設管理者に対して当該施設の特長や消防計画を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

7 大学及び研究機関等との連携

区（危機管理室）は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区内に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築を図る。

8 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区（危機管理室）は、都及び警察・消防等関係機関と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

9 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備等

区（危機管理室）は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

また、区（危機管理室）は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対応事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

10 防災市民組織等に対する支援

(1) 防災市民組織等に対する支援

区（危機管理室）は、防災市民組織及び町会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて防災市民組織等の活動を支援し、その充実を図るとともに、防災市民組織等相互間、消防団及び区との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、防災市民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 震災救援所運営連絡会に対する支援

区（危機管理室）は、救援活動の担い手としての各震災救援所運営連絡会の自主的な活動を支援するため、震災救援所運営連絡会が行う救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(3) 社会福祉協議会及びボランティア団体等に対する支援

区（保健福祉部、区民生活部）は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、杉並区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

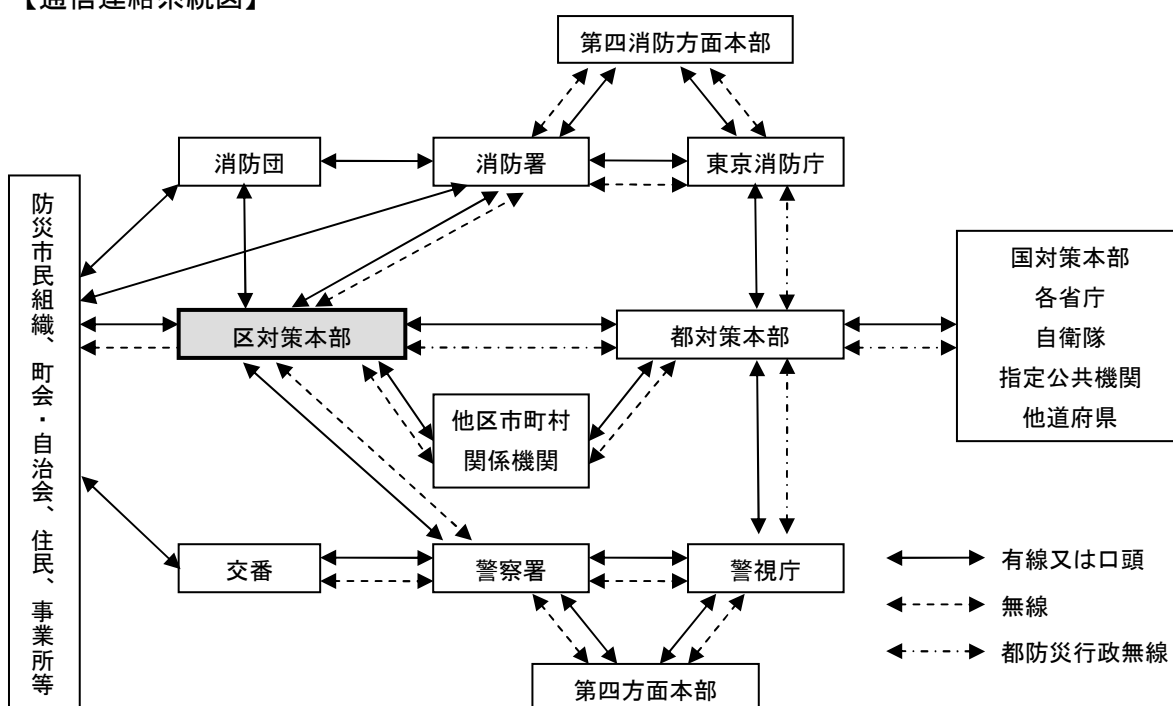
第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 通信連絡系統

非常通信体制による通信連絡系統図は以下のとおり。

【通信連絡系統図】



2 通信体制の確保等

区（危機管理室）は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係機関との連携に十分配慮する。

（1）通信手段の確保

区（危機管理室）は、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、デジタル地域防災無線協議会に参加する防災関連団体との連携に十分配慮する。

区（危機管理室）は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

《本区と国の間の通信手段》

- ・緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）
- ・全国瞬時警報システム（J - A L E R T）

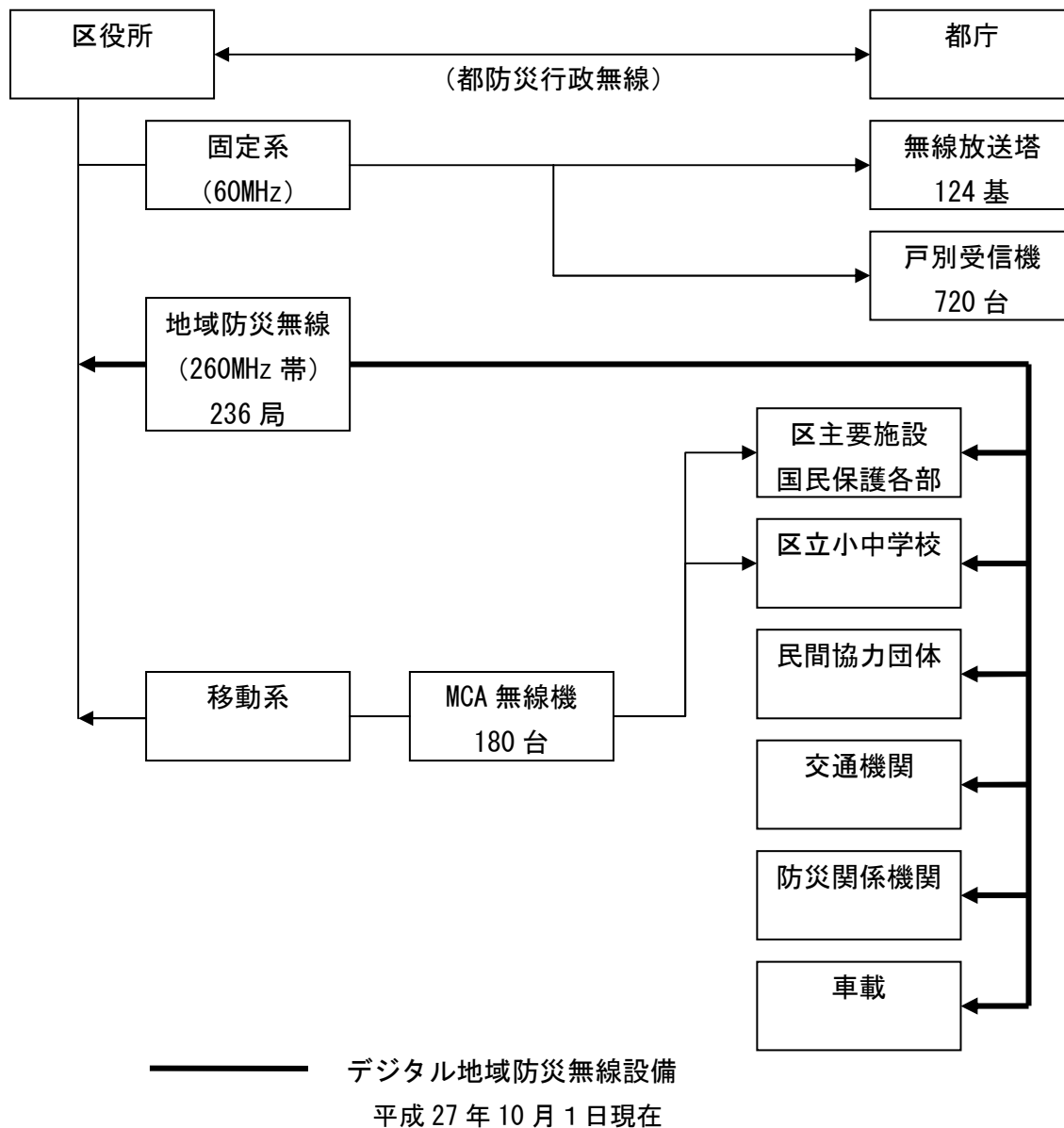
《本区と都の間の通信手段》

- ・東京都防災行政無線及び都各部局保有の無線
- ・東京都災害情報システム
- ・画像通信システム（動画通信システム）

（2）区の防災行政無線システム

区（危機管理室）は、警報の伝達や災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡のため、「区防災行政無線系統図」のとおり、都（都防災行政無線による）、区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に、防災無線網を整備している。

【区防災行政無線系統図】



(3) 通信連絡訓練

区（危機管理室）は、武力攻撃事態等が発生した場合における通信輻輳及び途絶の発生、非常用電源の利用等を想定し、関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等、実践的な通信訓練を実施し、必要に応じて、通信連絡体制の改善を行う。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区（危機管理室）は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

（1）情報収集・提供のための体制の整備

区（危機管理室）は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、区（関係部）は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保を図る。

（2）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【情報収集・提供体制に関する留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・土日・休日・夜間の場合等における体制の活用とともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対してもわかりやすい日本語の活用など、情報を伝達できるよう必要な検討を行い体制の整備を図る。

（3）関係機関における情報の共有

区（危機管理室）は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新を図るとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等を図る。

2 警報等の伝達等に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

区（危機管理室）は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは防災市民組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備を図る。

警報の伝達にあたっては、広報車の使用、防災市民組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外に災害時要配慮者等への効果的な方法として、FAX等の活用も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区（危機管理室）は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図り、防災行政無線の音声が十分に住民や事業所に伝わるよう配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

(3) 警視庁・東京消防庁との連携

区（危機管理室）は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）や東京消防庁（消防署）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

区（危機管理室）は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区（危機管理室）は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先（名称、部署、所在地、電話番号、FAX等）について最新情報を把握し、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 ほか

区（危機管理室）は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

区（危機管理室、区民生活部）は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備を図る。

(7) 情報が十分に伝わらないと考えられる者への配慮

区（危機管理室、保健福祉部）は、防災行政無線を聞くことができない聴覚障害者、高齢者、外国人等情報が十分に伝わらないと考えられる者に対する情報伝達手段をあらかじめ定めておき、必要な情報が適切に伝わるよう配慮する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

区（危機管理室）は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」に規定する安否情報報告書の様式により、都に報告する。

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

区（危機管理室）は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく。

なお、安否情報の収集は、基本的に区の役割であるが、都の避難施設等については都が補完的に安否情報を収集するため、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

区（危機管理室）は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証、個人番号カード等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区（危機管理室）は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握し、担当者や連絡先等を把握しておく。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。

- ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校 等
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁 等

(4) 活動に従事する者やその家族の安否確認

区（危機管理室）は、活動に従事する者が活動に専念できるよう、その家族の安否情報を適切な方法で迅速に本人に提供するとともに、活動に従事する者の安否情報についても、家族が把握できるよう留意する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区（危機管理室）は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

被災情報の収集、整理及び知事への報告等の系統については、杉並区地域防災計画に準じるものとする。

(2) 担当者の育成

区（危機管理室）は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者を育成する。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。

このため、これら特殊標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 交付要綱の作成

区（危機管理室）は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(2) 特殊標章等の作成・管理

区（危機管理室）は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区（危機管理室）は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区（危機管理室）は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、防災市民組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区（危機管理室）は、職員等の研修の実施に当たっては、都、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区（危機管理室）は、近隣自治体、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

区（危機管理室）は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、防災市民組織や町会・自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区（危機管理室）は、防災市民組織や町会・自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 区（危機管理室）は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

区（各部）は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、杉並区地域防災計画資料編を活用しつつ、都と連携して準備する。

【集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区内の道路網のリスト
（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民等の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民等の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、区対策本部におけるモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。）
- 防災市民組織、町会・自治会等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 警察機関のリスト
（※ 警視庁、方面本部、警察署の所在地等の一覧）
- 消防機関のリスト
（※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧）
- 災害時要配慮者のリスト

(2) 都との連携

区（危機管理室）は、都の保有する避難体制に関する情報の共有方法をはじめ、避難の指示と避難誘導、物資の確保、避難所の運営、安否情報の収集・提供など、国民保護措置の実施に当たり特段の連携協力が求められる活動について、平素から定期的な連絡調整の場を確保し、十分な調整を行う。

また、警視庁等との連携にも十分留意する。

(3) 隣接する区市との連携の確保

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部）は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区市と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(4) 帰宅困難者対策のための連携の仕組みづくり

① 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、行政の境界を越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいるため、一自治体、一事業所、個人での対応には限界がある。

このため、区（危機管理室、区民生活部）は、関連する機関や事業所、帰宅困難者自身の役割と責任を明確にし、分担して的確に対策を実施することとする。

② 相互に連携する仕組みづくり

区（危機管理室、区民生活部）は、行政、事業所、学校、防災関係機関等が、普段から相互に連携・協力し、災害時に、交通情報等の提供や交換、水や食料の確保、従業員や生徒、顧客等の保護、一時休息所の確保などについて、相互に支援できる仕組みづくりに取り組んでいく。

(5) 民間事業者からの協力の確保

区（危機管理室、区民生活部）は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築を図る。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保を図る。

(6) 学校や事業所との連携

区（危機管理室、区民生活部、教育委員会事務局）は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、事業所単位の避難を行う際の情報連絡方法等について確認しておく。

(7) 大規模集客施設との連携

区（危機管理室、区民生活部）は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携を図る。

また、必要に応じて大規模集客施設管理者との連絡会を適宜開催する。

(8) 区職員退職者の活用

区（総務部）は、区職員退職者（区内在住者のみ）で希望者を事前に登録し、避難所運営等に活用する体制について検討する。

2 避難実施要領のパターンの作成

区（危機管理室）は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、警察、消防、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部）は、区が行う救援について、杉並区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部）は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センターの運営の準備

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部）は、区が運営する避難所において避難住民等の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 輸送体制の整備等

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部、都市整備部）は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制の整備を図る。

(1) 住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制の整備

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部、都市整備部）は、住民の避難、区内における緊急物資の運送に活用できる車両の把握、事業者との協定等を進め、杉並区地域防災計画との整合を図りながら、避難住民等や緊急物資の運送の体制をあらかじめ整備する。

(2) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部、都市整備部）は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○輸送力に関する情報

- ①保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○輸送施設に関する情報

- ①道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握、地域内輸送拠点及び食品等集積地の設定

区（危機管理室、区民生活部、保健福祉部、都市整備部）は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する区内の運送経路の情報を共有する。

また、都が区内に物資等を運送してくる際の地域内輸送拠点、食品等集積地について、杉並区地域防災計画に定められた以下の輸送拠点等の状況を踏まえ、都と調整しつつ設定する。

《震災時の地域内輸送拠点》

- ・ 杉並区永福体育館（杉並区永福 3-51-17）
- ・ 杉並区上井草スポーツセンター（杉並区上井草 3-34-1）
- ・ 杉並区高円寺体育館（杉並区高円寺南 2-36-31）

なお、災害の種類や規模によって、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるので、今後、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

5 避難施設の指定への協力

区（危機管理室、区民生活部）は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

【避難施設の区分】

区分	用途	施設（例示）
避難所	避難住民等が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース※ ・地下街※ 等
	本区における候補施設 震災時には、区立小中学校等 65 か所に震災救護所が設置される。さらに、補助・代替施設が 22 か所ある。	
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受入れ、保護する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等
	本区における候補施設 震災時には、第二次救護所として地域区民センターに設置する。また、必要に応じ福祉救護所（専門性の高い支援が可能な高齢者、障害者等の福祉施設）の開設及び開設要請を行う。	
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・都立公園等
	本区における候補場所 震災時の杉並区民の広域避難場所は 19 か所ある。一時避難地として、2つの公園が指定されている。	

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区（危機管理室、区民生活部）は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 災害時要配慮者の避難への備え

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。しかし、要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦等の災害時要配慮者にとって、適切な防災活動をとることは必ずしも容易なことではなく、環境の整備や支援等が必要である。

区（危機管理室、保健福祉部）は、避難住民等の誘導に当たっては、要介護高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部課を中心とした「国民保護救援部庶務班」が、都要配慮者対策総括部と連携し、対応する。

（１）災害時要配慮者の把握

区（危機管理室、保健福祉部）は、武力攻撃事態等が発生した場合に災害時要配慮者の避難を図るべく、可能な限り、要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦等の自力避難が困難な災害時要配慮者の把握に努める。

（２）災害時要配慮者への情報提供手段の整備

区（危機管理室、保健福祉部）は、把握した災害時要配慮者に対して、防災市民組織、町会・自治会や民生児童委員等の協力を得つつ、災害時要配慮者の特性に応じた情報提供手段等を整備する。

特に、高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課は、地域包括支援センター、訪問介護サービス事業者、民間事業者、区民との協力体制のもと、災害時要配慮者との情報連絡体制を構築する。

なお、整備する情報提供手段及び連絡体制は、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」（以下「地域の手」という。）の制度を準用した形とし、各体制の構築にあたっては、震災救援所運営連絡会の協力を得ながら実施していくものとする。

(3) 災害時要配慮者支援体制の整備

区（危機管理室、保健福祉部）は、災害時要配慮者の避難を行う場合に備えて、家族のほか、防災市民組織、町会・自治会や民生児童委員等による支援体制を整備する。

特に高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課も含めた区の職員、専門業者、地域の助け合い組織等を利用し、要介護高齢者や自力避難が困難な障害者が避難を実施する場合の避難誘導體制を整備する。

要介護の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者などの災害時要配慮者にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。

区は、災害時において、災害時要配慮者に対する必要な支援ができるよう体制の整備を図る。災害時要配慮者の対応にあたっては、震災救護所、救護隊本隊及び救護部庶務班が連携し、迅速に行う必要があるため、連携のしくみや活動手順等の整理・具体化を進めていく。

また、災害時要配慮者及び福祉救護所となる社会福祉施設等に対しては、利用者が早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努めるほか、災害時要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障害者にも適した情報伝達や、様々な手段による情報伝達を実施する必要がある。

また、GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、災害発生時に要配慮者（避難行動要支援者）の安否を迅速に把握する。

具体的には、高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要配慮者の登録名簿を作成し、民生児童委員・児童委員、警察署、消防署等により地域全体で支援に取り組む「地域の手」のしくみをさらに充実し、以下の取組を中心に災害に備えた地域の支援体制を確立していく。

高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要配慮者のうち、避難に支援が必要となる「避難行動要支援者」については、区が保有する福祉情報を整備し、「避難行動要支援者名簿（以下「原簿」という。）」を作成し、災害時には、区長の判断により、震災救護所、警察署、消防署、消防団に原簿を提供し、安否確認や救援などに活用する。

また、原簿をもとに、区は以下の施策を推進する。

- ア 原簿の登載者に対しては、「地域の手」への登録勧奨を行い、登録希望者について「登録者台帳」（※用語集）に登載する。
- イ 災害時に、避難行動要支援者に対し迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うため、震災救援所運営連絡会において「避難支援計画」を策定するための取組を支援する。また、GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、各震災救援所で、震災救援所運営連絡会委員をはじめとした避難支援等関係者が災害発生時に災害時要配慮者（避難行動要支援者）の安否を迅速に把握できる体制を整備する。災害時要配慮者支援システムは、将来的には要配慮者自身が安否情報等を入力可能なものとするを旨とする。
- ウ 民生児童委員による登録者の「個別避難支援プラン」の作成を推進し、登録者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実を図る。個別避難支援プランの作成に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の協力も得つつ実施する。
- エ 避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、平時の訓練等で避難行動時の安全確保について指導する。

武力攻撃事態等において、区対策本部に災害時要配慮者の対応の窓口となる「救援部庶務班」を組織し、支援サービス等必要な対策及び調整等を行う。

また、災害時要配慮者の避難支援に関しては、二次避難所及び福祉救援所があげられるが、これらを利用した災害時要配慮者の避難支援の場所や役割分担について平素から検討しておく。

乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、車いすや、車いすにも対応できる仮設トイレ等を備蓄している。

外国人への支援については、語学ボランティア等の協力を得てわかりやすい日本語で対応する。語学ボランティアの受入れは、杉並区交流協会とも連携して体制整備を図る。

都では、必要に応じて高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の応急仮設住宅等を建設することとしている。区は、入居者の選定に当たり、都が策定する選定基準に基づいて原則として災害時要配慮者を優先する。

避難実施要領のパターンについて、災害時要配慮者の避難を容易にするため、あらかじめ災害時要配慮者を家族に持つ家庭に啓発する。

(4) 社会福祉施設等の安全対策

区（危機管理室、保健福祉部）は、社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を推進する。

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

社会福祉施設等の職員は、救出救護訓練を取り入れた自衛消防訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実を図る。

(5) 都・近隣自治体との連携の確保

区（危機管理室、保健福祉部）は、特に区の区域を超えて災害時要配慮者を避難させる場合に備えて、あらかじめ災害時要配慮者の避難の方針について、都を含めて近隣自治体との連携・調整を行っておくなど、連携の確保を図る。

また、「災害時要配慮者の把握」「災害時要配慮者への情報提供体制の整備」「地域やボランティアによる支援体制づくり」等の災害時要配慮者支援対策の推進に際し、都の支援を受ける。

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区（各部）は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、区（各部）は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区（各部）は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

8 医療救護体制の整備

(1) 初動医療体制等の確立

震災時には、災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班（杉並区医師会）、歯科医療救護班（杉並区歯科医師会）、薬剤師班（杉並区薬剤師会）、接骨救護班（東京都柔道整復師会杉並支部）をそれぞれ編成することとなる。

区（危機管理室、保健福祉部）は、武力攻撃事態等が発生した場合における救護所の開設や活動に備え、杉並区地域防災計画も準用しつつ、杉並区医師会、杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、東京都柔道整復師会杉並支部による医療救護所設置等、医療救護体制を整備する。

区（保健福祉部）は、これら医師会等と連携し、各班の配置先及び役割分担等をあらかじめ明確に定め、初動医療体制等の確立を図る。

また、区は、災害対策本部を設置した時は、杉並保健所内に医療救護部を開設し、情報・庶務班、衛生班、保健活動班を編成するとともに、区災害医療コーディネーターと連携し、初動医療救護活動にあたる。

(2) 医薬品・医療資器材等の供給

災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、緊急医療救護所を開設する病院に配備している。また、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備している。

【医薬品等の備蓄の状況】

備蓄	整備状況
医薬品等の備蓄	緊急医療救護所 11 か所
災害救急接骨セット	震災救援所 65 か所

また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき医薬品卸売販売会社 8 社に医薬品等の供給を要請する。

(3) NBC災害への対処体制の整備

区（保健福祉部）は、NBC攻撃への対処について、保健所にある各種のマニュアルとの整合性を確保するとともに、保健所各課の役割を明確にする。

(4) 区民の自主救助活動能力の向上

武力攻撃事態等が発生した場合には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、区（保健所、危機管理室）は、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

また、多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

区（保健福祉部）は、医療救護所における活動のための通常の医薬品・医療資材についても、防災のための備蓄と兼ねる。

また、区（総務部、危機管理室）は、国民保護措置の実施にあたる職員等の活動に必要な物資・食料等の備蓄についても配慮する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区（危機管理室）は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、備蓄、調達を行う。

《国民保護措置のために特に必要な物資及び資材》

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

《国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例》

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、防護マスク、消毒液、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具（除染所用テント、除染装置、簡易プール等） など

(3) 都及び他の区市町村との連携

区(危機管理室)は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区(各部)は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区(都市整備部)は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区（危機管理室）は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

区（危機管理室）は、住民、地域の団体及び事業者等が、国民保護に関する措置の重要性について、理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、防災に関する普及・啓発と併せて行う。

このことを踏まえ、東京消防庁（消防署）は、消防団、防災市民組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区（危機管理室、区民生活部）は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、区内の事業者の理解を得る。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

区（危機管理室）は、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区（危機管理室）は、都が作成するパンフレット等を活用する等、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

区（保健所、危機管理室）は、ダーティボム等による攻撃が発生した場合、区民が過度に不安を抱くおそれがあるため、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、区（保健所、危機管理室）は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。さらに、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及を図る。

3 昼間住民への啓発

区（危機管理室）は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知を図る。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区（危機管理室）は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義や濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発を図る。

用語集

国民保護に関する用語集

あ行

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。 【国民保護法第94条第1項】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）。
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。（財）自治体衛星通信機構が構築を進めている。
NBC攻撃	NBC兵器（N：核（物質）Nuclear、B：生物剤 Biological、C：化学剤 Chemical）等を用いた攻撃。
MCA無線	平常時に使用可能なチャンネルはほぼ無制限で、災害時には、チャンネル優先割当（自治体・官公庁のみ）がある。携帯電話同様、基地局のシステムや各地に設置されているアンテナに異常が発生しないかぎり、全ての無線機で同時使用が可能。ただし、携帯電話と違い単信通信。
LGWAN （エルジーワン）	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。 国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

か行

用語	説明
応急公用負担	<p>武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに、区が講ずる次の措置。</p> <p>① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。</p> <p>② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）。</p>
化学剤	<p>化学兵器等に用いられる、人体等に有害な化学物質。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。</p>
火災・災害等即報要領	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるもの。</p>
危機管理対策本部	<p>発生した事案の状況に応じ、全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等に設置する。</p>
危機管理対策会議	<p>区民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態並びに行政運営に著しい支障の発生、又は発生のおそれのある緊急事態への対処及び発生防止を図るために設置するもの。</p>
危険物質等	<p>引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で国民保護法施行令で定めるもの。</p> <p style="text-align: center;">【国民保護法第103条第1項、国民保護法施行令第28条】</p>
基本指針	<p>国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定）</p> <p>国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの。</p>
救援センター	<p>各避難所に設置する、避難住民等の生活を支援する総合窓口。避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。</p>
救援の程度及び基準	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）。</p>
救急告示病院	<p>事故や突然の発症によって早急な治療が必要になった時の救急医療が可能で、1964年の「救急病院等を定める省令」に基づき、都知事からの認定・告示を受けている病院。</p>
救命救急センター	<p>高度な医療設備を備え、主に救急隊員または他の医療機関において「生命危機の可能性がある」と判断された重症救急患者を24時間対応で受け入れる医療機関。</p>

用語	説明
緊急医療救護所	区が、長急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。
緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L GWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体に緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。 【武力攻撃事態対処法第25条第1項】
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、区が行う住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などのこと。
緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両。
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの。 【国民保護法第99条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。 【国民保護法第79条】
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部。 （緊急対処事態対処方針が定められた場合は「緊急対処事態対策本部」） 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの。
区対策本部	杉並区国民保護対策本部。 （緊急対処事態の場合は杉並区緊急対処事態対策本部）。 内閣総理大臣から国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置について指定を受けたときに、杉並区長が設置するもの。
区対策本部長	杉並区国民保護対策本部長（杉並区長）。 （緊急対処事態の場合は杉並区緊急対処事態対策本部長）。
CATV	通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム。
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員。

用語	説明
検視・検案	<p>検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から監察医に協力を要請し、死亡の状況や、死因調査を行うこと。</p> <p>検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べること。</p>
現地連絡調整所	<p>被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行うもの。</p>
現場救護所	<p>事案発生により多数の被災者が発生した場合に、現場における迅速な医療提供及び患者の搬送を行うため、医療救護所が開設されるまでの間、救助・救急現場に設置するもの。</p>
航空攻撃	<p>航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。</p>
国際人道法	<p>武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーヴ諸条約等）。</p>
国民保護協議会	<p>都道府県又は区市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。</p>
国民保護業務計画	<p>指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。</p>
国民保護計画	<p>政府が定めた国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、区市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画。</p>
国民保護等派遣	<p>防衛庁長官が、都道府県知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する国民保護措置等のための自衛隊の派遣のこと。</p> <p style="text-align: right;">【自衛隊法第 77 条の 4】</p>
国民保護に係るサイレン	<p>武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の区市町村において、当該住民に対し警報が伝達される際に、注意喚起を図るため使用されるサイレン。</p>
国民保護法	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）。</p> <p>武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めたもの。</p>

さ行

用語	説明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院で都が指定する病院）
災害時要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人。
災害対策基本法	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るもの。
サリン	化学剤の中の神経剤に区分される有機リン系化合物。無臭性で揮発性が高い。蒸気の少量曝露では縮瞳や結膜充血、鼻汁、軽度の呼吸困難が生じる。大量曝露ではこれらの症状に加え、全身の筋攣縮、痙攣、意識消失、無呼吸が生じる。除染方法は、次亜塩素酸または大量の水。治療薬としては、アトロピン、PAM、ジアゼパムが基本であり、最小限の治療で高い救命率が望める。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
指定行政機関	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（事態対処法施行令）で定めるもの。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省。</p> <p>【事態対処法第2条第4号、事態対処法施行令第1条】</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。</p> <p>【事態対処法第2条第5号、事態対処法施行令第2条】</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるもの。</p> <p>【事態対処法第2条第6号、事態対処法施行令第3条】</p>

用語	説明
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。</p> <p style="text-align: right;">【国民保護法第2条第2項】</p>
収容施設	<p>避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、区長が提供する避難所、応急仮設住宅等の施設。</p>
ジュネーヴ諸条約	<p>1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。</p> <p>武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。</p> <p>日本は、1953年4月21日に加入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
除染	<p>人体や施設に付着した放射性物質等の有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。</p>
震災救援所運営連絡会	<p>地域で活動する防災市民組織・町会・自治会・商店街・PTA・保育園・児童館等が、平常時から防災を契機として有機的に結びつき連携の絆を強めていくことを目的として組織されたもの。</p> <p>区立小中学校等65か所に震災救援所運営連絡会が組織されている。</p>
杉並区災害医療コーディネーター	<p>区内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う、区が指定するコーディネーター（医師）</p>
杉並区防災センター	<p>各機関との情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。</p>
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。</p>
生物剤	<p>生物兵器等に用いられる、人体等に有害な細菌、ウイルスなど。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。</p>
赤十字標章	<p>第一追加議定書第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるもの。赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。）。</p>

用語	説明
全国瞬時警報システム (通称：J-ALERT (ジェイアラート))	対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

た行

用語	説明
ダーティボム	放射性物質の拡散により、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日(2005年2月28日発効)。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針(緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。)
炭疽菌	生物剤の1つ。ヒトからヒトへの感染はない。平均5日間(1日～8週間)の潜伏期間がある。初期症状は鼻閉感、関節痛、易疲労、空咳である。吸入炭疽では、無治療ではほぼ100%死亡する(集中治療では40%以下)。
弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイルを使用した武力攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。
着上陸侵攻	我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる武力攻撃。
治安出動	一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。 【自衛隊法第78条】
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、区民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。 都道府県あるいは区市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

用語	説明
デジタル地域防災無線	5組（10台）の複信通信または11グループの単信通信が可能。無線機・庁内内線電話間の複信通信が可能。無線波を使用したデータ通信が可能。安否情報（避難者情報）システム、災害情報（地域被害集計情報）システムを導入済。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して、人間又は財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。
天然痘	生物剤の1つ。ヒトからヒトへ空気感染、飛沫感染、接触感染（発疹や水疱の滲出液）を起こす。平均12日間（7～17日）の潜伏期間がある。初期症状は倦怠感、発熱、頭痛である。発疹が特徴的である。ワクチン未接種では30%が死亡する。種痘を受けた人でも3%が死亡する。
東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム。
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動を統括・調整するために医療的な助言を行う、都が指定するコーディネーター（医師）
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために、都が指定するコーディネーター（医師）
登録者台帳	平成25年6月の災害対策基本法改正で、区市町村は、災害時等に自ら避難することが困難であり、避難行動時に特に支援が必要な避難行動要支援者に対し、生命または身体を災害から保護するための措置を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」を整備することが定められた。杉並区では、法に定める「避難行動要支援者名簿」に加え、避難行動要支援者のうち本人同意の取れている「地域の手」登録者を掲載した「登録者台帳」、及びこの地域の手登録者に対し個別に聞き取りを行ったうえで作成する詳細な支援情報を加えた「個別避難支援プラン」を使用し、避難行動要支援者の支援を行う。なお、登録者台帳は、民生児童委員、警察署、消防署、消防団及び震災救援所運営連絡会など、「地域の手」登録者の避難を支援する関係者に平常時から提供し、登録者の状況把握等に活用する。
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。 【国民保護法第81条第1項】
特殊標章	第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。
都対策本部	東京都国民保護対策本部。 （緊急対処事態の場合は東京都緊急対処事態対策本部）。 内閣総理大臣から国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置について指定を受けたときに、東京都知事が設置するもの。

用語	説明
トリアージ	災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）の中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること。

な行

用語	説明
二次救援センター	二次避難所を設置した場合において設置する救援センター。
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所（杉並区地域防災計画の「第二次救援所」「福祉救援所」を意味する）。

は行

用語	説明
B C P	事業継続計画。火災・爆発、テロ、地震、感染症などの事態が発生した場合に、組織の危機管理として、中核的な業務を継続するための計画。
避難行動要支援者名簿	原簿の登載者は、介護保険認定者（要介護1～5）、身体障害者手帳所持者（1級～3級）、愛の手帳所持者（1度～3度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級～3級）、難病患者（手帳所持者を除く）、その他災害時に支援を希望する者とする。
避難施設	住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うため、都知事があらかじめ指定した施設。 【国民保護法第148条第1項】
避難実施要領	都道府県知事から避難の指示を受けた区市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。
避難所	避難住民等が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所。場所は基本的に震災救援所が候補となる。
避難所支援本部	複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、都が都対策本部に設置するもの。避難所支援本部は、区を通じて避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、救援物資の供給、応急医療の提供、学用品の供給、保健衛生の確保等の観点から、避難所運営を支援する。
V X	化学剤の中の神経剤に区分される。揮発性が低い殺傷力が強い。蒸気の少量曝露では縮瞳や結膜充血、鼻汁、軽度の呼吸困難が生じる。大量曝露ではこれらの症状に加え、全身の筋攣縮、痙攣、意識消失、無呼吸が生じる。除染方法は、次亜塩素酸または大量の水。治療薬としては、アトロピン、P A M、ジアゼパムが基本であり、最小限の治療で高い救命率が望める。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。 【武力攻撃事態対処法第2条第1号】

用語	説明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。 【武力攻撃事態対処法第2条第2号】
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月6日に成立、同月13日に施行）。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めたもの。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。 【事態対処法第2条第3号】
武力攻撃事態等合同対策協議会	国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。
ペスト	生物剤の1つ。ネズミやリス等が感染し、ノミが媒介してヒトに感染する。1～6日の潜伏期間がある。肺ペスト（高熱、咳等）を起こし、ヒトへの感染力はきわめて強い。未治療では100%の致死率であるが、発症後24時間以内に抗菌薬を投与すれば非常に有効である。
防衛出動	武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。 【自衛隊法第76条】
防災行政無線	固定系防災行政無線機で無線室の操作卓から同時通信を行う無線機。夕やけこやけ、光化学スモッグ注意報の放送でも利用している。
防災市民組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

ま行

用語	説明
マスタード	化学剤の中のびらん剤に区分される。油っぽい淡黄色ないし茶色の液体で、臭いはニンニク、マスタード様である。曝露直後から組織障害が起こるが、症状出現は数時間後である。皮膚の紅斑と水疱が特徴的である。蒸気曝露では、眼の刺激症状・充血や結膜炎、上気道の刺激症状が起こる。除染方法は、次亜塩素酸または大量の水。特異的解毒薬はなく対処療法が主であり、迅速な除染が障害軽減の唯一の方法である。遅い除染であっても重篤な障害を予防できる。

や行

用 語	説 明
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。 【国民保護法第 52 条 2 項 1 号】

ら行

用 語	説 明
ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信その他の国民生活に関連する施設。

杉並区国民保護計画(平成28年2月改定)

平成28年6月発行

登録印刷物番号

28-0024

発行：杉並区総務部 危機管理室 危機管理対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

